



第3次新潟県男女共同参画計画 推 進 状 況

< 令和4年度版 >

男女が共に参画し、多様な生き方が
選択できる社会の実現に向けて

は じ め に

本県では、平成 29 年度からの 5 年間を計画期間とする「第 3 次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定し、「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現」を目標に、職場、地域、家庭などあらゆる場面において男女共同参画が進展するよう、様々な施策展開を図ってきました。

本書は、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づき、本県の男女平等社会の形成の推進状況についての年次報告として作成しているものです。

目 次

I 「第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の達成状況

（本書作成時点で、それぞれの指標において把握している数値を掲載）

■ ページの見方	3
■ 計画の達成状況の概要	4
■ 各指標の達成状況	
基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり	
重点目標1 男女平等意識の浸透	8
（目標指標）	
・ 男女の地位の平等について、「男性の方が優遇されている」という回答割合が3割を超えている項目	
・ 男女共同参画に関する周知度（内容を知っている又は聞いたことがある人の割合）	
重点目標2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し	10
（目標指標）	
・ 「社会慣習（しきたり）」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合	
重点目標3 学校等における男女平等教育の深化	11
（目標指標）	
・ 「学校教育」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合	
重点目標4 男女平等に関する学習機会の確保	12
（目標指標）	
・ （公財）新潟県女性財団が主催する研修事業の受講者に占める満足者の割合	
・ 県、市町村、大学等が県民に提供している学習講座等の受講者数	
重点目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	13
（目標指標）	
・ 過去2年間に配偶者からの暴力を受けたことのある者の割合	
・ 配偶者暴力に関する相談機関の認知度	
（参考指標）	
・ 女性福祉相談所の相談件数（うち配偶者間の暴力関係相談件数）	
・ 新潟県警察本部の配偶者暴力認知件数	
重点目標6 生涯を通じた女性の健康づくり	15
（目標指標）	
・ 女性の健康寿命の延伸	
・ 乳がん検診受診率	
・ 子宮がん検診受診率	
（参考指標）	
・ 骨粗しょう症検診実施市町村数	
・ 10代の人工妊娠中絶実施率	
・ 周産期死亡率	
重点目標7 国際的な男女共同参画の取組の理解	19
（目標指標）	
・ 「女子差別撤廃条約」の周知度（内容を知っている又は聞いたことがある人の割合）	
基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり	
重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	20
（目標指標）	
・ 「政治経済活動の場で」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合	
・ 県の審議会等への女性の登用率	
・ 管理・監督的業務に従事する者に占める女性の割合	

(参考指標)

- ・市町村の審議会等への女性の登用率
- ・新潟県職員の管理職女性登用率（本庁・地域機関）
- ・校長及び教頭等に占める女性の割合（公立小・中・高等学校）
- ・新潟県職員採用試験受験者に占める女性の割合
- ・新潟県職員採用者に占める女性の割合
- ・新潟県議会議員及び県内市町村議会議員に占める女性議員の割合
- ・新潟県議会議員選挙及び県内市町村議会議員選挙における立候補者に占める女性の割合

重点目標 2 女性の能力の開発・発揮 27

(目標指標)

- ・（公財）新潟県女性財団が主催する研修事業の女性受講者に占める満足者の割合
- ・県や（公財）新潟県女性財団が実施する、働く女性の能力向上を図るためのセミナー受講者数

重点目標 3 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保..... 28

(目標指標)

- ・「職場の中で」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合
- ・所定内賃金の男女格差
- ・従業員数300人以下の企業のうち、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画の届出企業数

重点目標 4 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画 30

(目標指標)

- ・家族経営協定締結農家数
- ・県が支援を行う女性農業者の起業数

(参考指標)

- ・農業就業人口に占める女性の割合
- ・複数の女性農業委員のいる農業委員会数
- ・女性の認定農業者数

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標 1 男性中心型労働慣行等を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実..... 33

(目標指標)

- ・育児休業取得率（女性・男性）
- ・ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録数

(参考指標)

- ・所定外労働時間数（男性・女性）
- ・新潟県職員の育児休業取得率（女性）（知事部局・教育庁・病院局）
- ・新潟県職員の育児休業取得率（男性）（知事部局・教育庁・病院局）

重点目標 2 男性にとっての男女共同参画..... 36

(目標指標)

- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対の男性の割合

(参考指標)

- ・男性の家事参画度（女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合）
- ・男性の育児参画度（女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合）

重点目標 3 子育て環境の充実 38

(目標指標)

- ・放課後児童クラブ支援単位数
- ・病児保育事業実施箇所数

(参考指標)

- ・延長保育を実施している保育所のか所数
- ・休日保育を実施している保育所のか所数
- ・一時預かり事業を実施しているか所数
- ・地域子育て支援拠点のか所数
- ・ファミリー・サポート・センターか所数
- ・ファミリー・サポート・センターの会員数
- ・子どもに対する虐待相談対応件数

重点目標 4 高齢者・障害者の社会参画と介護体制の充実	43
(目標指標)	
・ 障害者の実雇用率	
・ シルバー人材センターの会員数	
・ シニアカレッジ新潟 (旧新潟県高齢者大学) 修了者数	
重点目標 5 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	45
(目標指標)	
・ 自立相談支援機関の新規相談件数	
・ ひとり親家庭等就業・自立支援センター相談者の就職率(相談者に占める就職者の割合)	
重点目標 6 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画	46
(目標指標)	
・ 自治会長に占める女性の割合	
・ 県防災会議委員に占める女性割合	
・ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行うことを目的とするNPO法人数	
計画の推進	48
(参考指標)	
・ 市町村男女共同参画条例制定率	
・ 市町村男女共同参画計画策定率	
・ 新潟県男女平等推進相談室の相談件数	
・ 合計特殊出生率	
Ⅱ 「第3次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」関連施策の実施状況	
■ ページの見方	53
1 基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧	
・ 基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり	54
・ 基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり	59
・ 基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり	62
Ⅲ 県内市町村の状況	
(令和4年4月1日現在、「市町村議会議員における女性の状況」のみ令和3年12月31日現在)	
1 市町村における男女平等推進施策所管課等の一覧	69
2 市町村男女共同参画計画の策定状況	70
3 政策・方針決定過程における女性の参画状況	71
4 男女共同参画・女性に関する条例の制定状況	71
5 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置状況	71
◇ 参考資料	
● 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	77
● 男女共同参画社会基本法	81
● 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	84
● 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	90
● 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例	92
● 新潟県における推進体制	95
・ 男女平等推進施策調整会議	
・ 男女平等社会推進審議会	
・ 男女平等推進相談室	
● 男女共同参画に関する行政関係年表	97

一人ひとりが生き生きと安心して暮ら 多様な生き方が選択できる社会づくり

家庭では…

- 家族全員が互いに協力し合
って、家事、子育て、家族の
介護などを行っています。
- 個性や能力を伸ばすような
家庭教育が行われています。

地域では…

- 自治会、PTA、その他の地域
活動において、男女が共に方
針決定の過程にも、活動にも
参画し、住みよい地域づくり
に貢献しています。
- コミュニティーとの連携が進
み、安全で安心して子育てや
介護、地域活動ができる環
境ができ、みんなの笑顔が
見えます。

介護は…

必要に応じて、多様な介護サ
ービスを活用し、家族全員が
協力して家族の介護を行って
います。



すためには、男女が共に参画し、 が重要です。例えばこんな社会です。

学校では…

- 一人ひとりの個性や能力を伸ばすような教育が行われ、子どもたちも互いの個性を尊重しています。
- 進学や就職に際して、個人の希望や適性を尊重した進路選択がなされています。

職場では…

- 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇が確保されています。
- 男女共に、育児休業、介護休業がとりやすいなど、仕事と家庭生活のバランスがとれた職場環境が実現しています。

子育ては…

地域全体で子育て支援が行われており、子育て家庭にとって、多様なサービスを活用しながら安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。



男女が共に参画し、多様な生き方が

計画の体系図

基本目標	重点目標		施策の基本的方向	
Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり	1	男女平等意識の浸透	(1)	男女平等社会の形成についての理解を深めるための広報・啓発活動を推進します
			(2)	各種団体等と連携し、広報・啓発活動を推進します
			(3)	メディアを活用し、県民に対する啓発活動を推進します
			(4)	メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を育成します
	2	男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し	(1)	社会制度、慣行等を男女平等の視点で点検し、実態把握と啓発に努めます
			(2)	男女共同参画に関する調査や情報収集を行い、課題を整理し、提供します
	3	学校等における男女平等教育の深化	(1)	学校等における男女平等を推進する教育・学習を充実します
			(2)	教職員等の研修を充実します
	4	男女平等に関する学習機会の確保	(1)	男女平等意識を高めるための学習機会を提供します
			(2)	性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方を選択できるよう、学習機会の充実や学習情報の提供に努めます
			(3)	学習活動を支援する指導者等の人材の養成に努めます
			(4)	男女平等意識を育む家庭教育を推進します
	5	女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)	ドメスティック・バイオレンスや性暴力など女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発と防止のための環境づくりを推進します
			(2)	ドメスティック・バイオレンスや性暴力など女性に対する暴力の実態を把握し、被害女性の相談や保護・支援を行います
			(3)	セクシュアルハラスメントの防止に向けた取組を推進します
	6	生涯を通じた女性の健康づくり	(1)	生涯を通じた女性の健康の維持・増進対策を充実します
			(2)	妊娠・出産等に関する健康の維持・増進を支援するとともに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての知識の普及に努めます
	7	国際的な男女共同参画の取組の理解	(1)	男女共同参画に関する国際的な動向や国際社会の取組への理解を促進します
Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり	1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1)	県の審議会等への女性登用を推進します
			(2)	女性県職員・教職員の育成・登用を推進します
			(3)	市町村の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します
			(4)	企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画を促進します
	2	女性の能力の開発・発揮	(1)	あらゆる分野に参画できる女性人材を育成します
			(2)	女性の起業など様々なチャレンジを支援します
			(3)	女性の人材に関する情報を収集、整備し、提供します
			(4)	女性団体等への活動支援を充実します
	3	雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保	(1)	雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保など、職業生活において女性が能力を発揮できる環境の整備を促進します
			(2)	女性の職業能力の開発を支援するとともに、能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進します
	4	農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画	(1)	農林水産業・商工業等自営業における女性の経営参画・社会参画を推進します
			(2)	農林水産業における女性の経営参画に向けた資質向上や環境整備を推進するとともに、関係者への情報提供に努めます
			(3)	商工業等の家族経営に関わる女性の労働・生活環境の整備を促進するとともに、能力が十分発揮できるよう情報提供に努めます

選択できる社会の実現に向けて

※ ・・・本計画で包含している女性活躍推進計画の該当項目

基本目標	重点目標		施策の基本的方向	
Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり	1	男性中心型労働慣行等を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実	(1)	仕事と生活の調和の実現に向けた社会的機運醸成のための意識啓発を推進します
			(2)	仕事と子育てや介護との両立のための制度の普及・定着を促進します
			(3)	多様な形態の働き方を可能とする就業環境の整備を促進します
			(4)	職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた取組を推進します
	2	男性にとっての男女共同参画	(1)	男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進します
			(2)	男性の家事・育児・介護等への参画を促進します
			(3)	男性が抱える困難への対応を充実します
	3	子育て環境の充実	(1)	多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策の充実を促進します
			(2)	地域における子育て支援を充実します
			(3)	子どもの人権を擁護し、子どもにとって安全で安心な環境の整備を推進します
	4	高齢者、障害者の社会参画と介護体制の充実	(1)	高齢者、障害者の社会参画を支援します
			(2)	高齢者が安心して暮らせる介護体制の整備を促進します
	5	貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	(1)	生活困窮者の自立の促進を支援します
			(2)	ひとり親家庭への支援を充実します
	6	地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画	(1)	地域における男女共同参画を促進します
			(2)	防災・災害復興分野における男女共同参画を促進します
			(3)	環境保全の取組への男女共同参画を促進します

計 画 の 推 進	1	総合的な推進体制及び機能の充実
	2	計画の進行管理と調査・情報収集
	3	市町村や国の関係機関との連携
	4	県民、事業者、NPO、NGO等各種団体との連携・協働

【第3次新潟県男女共同参画計画 指標一覧】

- ①計画の推進状況を的確に把握し実効性を高めるため、重点目標ごとに『目標指標』を設定し、達成を目指す目標数値等を定めて取り組む。
- ②併せて、男女共同参画社会の形成状況を把握するための『参考指標』を設定し、継続して数値を調査していく。

1 目標指標

指標及び目標を性質によって以下のように分類・設定

指標	成果指標（アウトカム）	計画の実施を通じて県が目指す状態を表す指標
	行政活動指標（アウトプット）	計画の下での施策への取組状況と、目指す状態につながる結果が生まれているかを表す指標
目標	推進目標	県が政策手段をもって達成を目指す目標
	協働目標	県民や事業所等他団体の取組と相まって達成を目指す目標

【基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり】

・「指標」
成…成果指標
行…行政活動指標

・「目標」
推…推進目標
協…協働目標

重点目標		項目	現況値	目標数値等	指標	目標	資料出所等
1	男女平等意識の浸透	男女の地位の平等について、「男性の方が優遇されている」という回答割合が3割を超えている項目	6/7項目（H28）	減少	成	協	県民アンケート（男女平等社会推進課調べ）
		男女共同参画に関する周知度（内容を知っている又は聞いたことがある人の割合）	65.8%（H28）	85%（H33）	行	協	
2	男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し	「社会慣習（しきたり）」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合	62.1%（H28）	減少	成	協	
3	学校等における男女平等教育の深化	「学校教育」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合	61.3%（H28）	増加	成	協	
4	男女平等に関する学習機会の確保	（公財）新潟県女性財団が主催する研修事業の受講者に占める満足者の割合	99.2%（H27）	全講座で95%以上	成	協	男女平等社会推進課調べ
		県、市町村、大学等が県民に提供している学習講座等の受講者数	1,300千日人（H27）	1,400千日人	行	協	生涯学習推進課調べ
5	女性に対するあらゆる暴力の根絶	過去2年間に配偶者からの暴力を受けたことのある者の割合	33.6%（H28）	減少	成	協	県民アンケート（児童家庭課調べ）
		配偶者暴力に関する相談機関の認知度	49.9%（H28）	増加	行	推	
6	生涯を通じた女性の健康づくり	女性の健康寿命の延伸	・健康寿命74.79年（H25） ・平均寿命と健康寿命の差11.98年（H25）	健康寿命の伸びが平均寿命の伸びを上回る	成	協	健康寿命：健康日本21（第二次）推進専門委員会資料 平均寿命：平成25年新潟県簡易生命表
		乳がん検診受診率	50.9%（H25）	60%（H32）	行	協	国民生活基礎調査
		子宮がん検診受診率	46.5%（H25）	50%（H32）	行	協	
7	国際的な男女共同参画の取組の理解	「女子差別撤廃条約」の周知度（内容を知っている又は聞いたことがある人の割合）	32.2%（H28）	増加	成	協	県民アンケート（男女平等社会推進課調べ）

【基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり】

重点目標		項目	現況値	目標数値等	指標	目標	資料出所等
1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	「政治経済活動の場で」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合	54.6% (H28)	減少	成	協	県民アンケート（男女平等社会推進課調べ）
		県の審議会等への女性の登用率	38.5% (H28)	40%以上 (H32以降)	成	推	男女平等社会推進課調べ
		管理・監督的業務に従事する者に占める女性の割合	14.3% (H27)	21% (H33)	成	協	新潟県賃金労働時間等実態調査
2	女性の能力の開発・発揮	（公財）新潟県女性財団が主催する研修事業の女性受講者に占める満足者の割合	99.2% (H27)	全講座で95%以上	成	協	男女平等社会推進課調べ
		県や（公財）新潟県女性財団が実施する、働く女性の能力向上を図るためのセミナー受講者数	109人 (H28)	毎年度100人以上	行	協	
3	雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保	「職場の中で」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合	54.1% (H28)	減少	成	協	県民アンケート（男女平等社会推進課調べ）
		所定内賃金の男女格差	76.9% (H27)	縮小	成	協	新潟県賃金労働時間等実態調査
		従業員数300人以下の企業のうち、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画の届出企業数	20社 (H28)	150社 (H33)	行	協	女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況
4	農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画	家族経営協定締結農家数	1,534戸 (H27)	1,800戸 (H33)	成	協	経営普及課調べ
		県が支援を行う女性農業者の起業数	19起業 (H27)	増加	行	協	経営普及課調べ

【基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり】

重点目標		項目	現況値	目標数値等	指標	目標	資料出所等
1	男性中心型労働慣行等を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実	育児休業取得率（男性）	3.2% (H27)	4% (H31)	成	協	新潟県賃金労働時間等実態調査
		育児休業取得率（女性）	98.4% (H27)	95% (H31)	成	協	
		ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録数	780社 (H28)	1,080社 (H33)	行	協	男女平等社会推進課調べ
2	男性にとっての男女共同参画	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対の男性の割合	36.2% (H26)	増加	成	協	県民アンケート（男女平等社会推進課調べ）
3	子育て環境の充実	放課後児童クラブ支援単位数	613 (H28)	増加	成	協	少子化対策課調べ
		病児保育事業実施箇所数	41 (H28)	増加	成	協	少子化対策課調べ
4	高齢者、障害者の社会参画と介護体制の充実	障害者の実雇用率（民間企業）	1.93% (H28)	全国平均を上回る	成	協	障害者雇用状況報告
			全国第31位 (H28)	前年度の全国順位を上回る	成	協	
		シルバー人材センターの会員数	21,529人 (H27)	増加	成	協	（公社）新潟県シルバー人材センター連合会提供資料
5	貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	自立相談支援機関の新規相談件数	3,508件 (H27)	増加	行	協	生活困窮者自立支援制度の支援状況調査
		ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談者に占める就職者の割合	25.8% (H27)	増加	行	推	県ひとり親家庭等就業・自立支援センター実績報告
6	地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画	自治会長に占める女性の割合	3.3% (H28)	4.5% (H33)	成	協	内閣府男女共同参画局調べ
		県防災会議委員に占める女性割合	25.0% (H28)	増加	成	推	防災企画課調べ
		男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行うことを目的とするNPO法人数	63法人 (H28)	増加	成	協	県民生活課調べ

2 参考指標

【基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり】

重点目標	項目	単位	現況値		資料出所等
女性に対するあらゆる暴力の根絶	女性福祉相談所の相談件数	件	H27	1,161	児童家庭課調べ
	うち配偶者間の暴力関係相談件数	件	H27	241	
	配偶者暴力認知件数（新潟県）	件	H27	1,106	警察本部調べ
生涯を通じた女性の健康づくり	骨粗しょう症検診実施市町村数（新潟県）	－	H26	20/30	にいがたの生活習慣病
	10代の人工妊娠中絶実施率（新潟県）（15～19歳の女子人口千対）	‰	H27	4.5	衛生行政報告例（年度報）
	周産期死亡率（新潟県）（出産千対）	‰	H27	3.7	人口動態統計

【基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり】

重点目標	項目	単位	現況値		資料出所等
政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	市町村の審議会等への女性の登用率（新潟県）	%	H28	26.8	男女平等社会推進課調べ
	新潟県職員の管理職女性登用率（本庁）	%	H28	9.1	人事課、警察本部調べ
	新潟県職員の管理職女性登用率（地域機関）	%	H28	10.2	
	校長に占める女性の割合（公立小学校）（新潟県）	%	H27	16.8	学校基本調査
	教頭に占める女性の割合（公立小学校）（新潟県）	%	H27	16.5	
	校長に占める女性の割合（公立中学校）（新潟県）	%	H27	5.7	
	教頭に占める女性の割合（公立中学校）（新潟県）	%	H27	8.1	
	校長に占める女性の割合（公立高等学校）（新潟県）	%	H27	2.3	
	副校長・教頭に占める女性の割合（公立高等学校）（新潟県）	%	H27	8.1	新潟県職員採用試験の状況
	新潟県職員採用試験受験者に占める女性の割合	%	H27	38.2	
	うち、大卒程度採用試験受験者に占める女性の割合	%	H27	35.8	
	うち、短大卒程度採用試験受験者に占める女性の割合	%	H27	100.0	
	うち、高卒程度採用試験受験者に占める女性の割合	%	H27	50.0	
	新潟県職員採用者に占める女性の割合	%	H27	45.0	
	うち、大卒程度採用者に占める女性の割合	%	H27	43.0	
	うち、短大卒程度採用者に占める女性の割合	%	H27	100.0	
	うち、高卒程度採用者に占める女性の割合	%	H27	71.4	
	新潟県議会議員に占める女性議員の割合	%	H28	5.7	地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調
	市町村議会議員に占める女性議員の割合（新潟県）	%	H28	9.0	
	新潟県議会議員選挙における立候補者に占める女性の割合	%	H27	11.0	市町村課調べ
	市町村議会議員選挙における立候補者に占める女性の割合（新潟県）	%	H27	10.0	
農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画	農業就業人口に占める女性の割合（新潟県）	%	H27	47.7	農林業センサス
	複数の女性農業委員のいる農業委員会数（新潟県）	－	H28	24/35	農業総務課調べ
	女性の認定農業者数（新潟県）	人	H27	442	農林水産省調べ

【基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり】

重点目標	項目	単位	現況値		資料出所等
男性中心型労働慣行等を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実	所定外労働時間数（男性）	時間	H27	13.5	新潟県賃金労働時間等実態調査
	所定外労働時間数（女性）	時間	H27	6.0	
	新潟県職員の育児休業取得率（男性）（知事部局）	%	H27	12.1	人事課調べ
	新潟県職員の育児休業取得率（男性）（教育庁）	%	H27	4.9	教育庁調べ
	新潟県職員の育児休業取得率（男性）（病院局）	%	H27	0.0	病院局調べ
	新潟県職員の育児休業取得率（女性）（知事部局）	%	H27	100.0	人事課調べ
	新潟県職員の育児休業取得率（女性）（教育庁）	%	H27	100.0	教育庁調べ
	新潟県職員の育児休業取得率（女性）（病院局）	%	H27	100.0	病院局調べ
男性にとっての男女共同参画	男性の家事参画度（新潟県） （女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合）	%	H23	11.3	社会生活基本調査
	男性の育児参画度（新潟県） （女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合）	%	H23	20.5	
子育て環境の充実	延長保育を実施している保育所のか所数（新潟県）	か所	H27	699	少子化対策課調べ
	休日保育を実施している保育所のか所数（新潟県）	か所	H28	36	
	一時預かり事業を実施しているか所数（新潟県）	か所	H27	467	
	地域子育て支援拠点のか所数（新潟県）	か所	H28	203	
	ファミリー・サポート・センターか所数（新潟県）	か所	H28	21	
	ファミリー・サポート・センターの会員数（新潟県）	か所	H28	7,242	
	子どもに対する虐待相談対応件数（新潟県）	件	H27	1,020	児童家庭課調べ

【計画の推進】

項 目	単位	現状		資料出所等
市町村男女共同参画条例制定率（新潟県）	%	H28	30.0	男女平等社会推進課調べ
市町村男女共同参画計画策定率（新潟県）	%	H28	66.7	
新潟県男女平等推進相談室の相談件数	件	H27	2,189	
合計特殊出生率（新潟県）	人	H27	1.44	人口動態統計

I 「第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の達成状況

■ ページの見方

「第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」においては、計画の進行管理を実施し、公表することとしています。

ここでは、重点目標別に、新潟県における男女共同参画の現状（本書作成時点でそれぞれの指標等において把握している数値※）を掲載しています。

※過去に公表した数値において誤り等があったものは、適宜修正しています。

目標指標

計画の目標達成に向けて、重点目標ごとに指標を設定し、その達成状況を公表するもの。

※ 本報告書では、おおむね次のように表記してあります。

目標数値(令3)
〇〇%

◆ 男女共同参画に関する周知度（内容を知っている又は聞いたことがある人の割合）

目標(令3)
減少

◆ 「社会慣習（しきたり）」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合

参考指標

男女共同参画社会形成の状況把握のため設定し、その状況を調査し、公表するもの。

※ 本報告書では、次のように表記してあります。

参考指標

◇市町村の審議会等への女性の登用率

計 画 の 達 成 状 況 の 概 要

本書は、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づく年次報告であり、「第3次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」(以下「計画」という。)の指標等について、主に令和3年度の現状等をまとめたものである。

■「基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり」に関する指標の達成状況

- 家庭、学校教育、地域社会、職場や社会慣習など7項目について男女の地位の平等感を調査した結果、「男性の方が優遇されている」とする回答割合が3割未満となった項目は「学校教育の場」のみであり、他の6項目は依然として3割を超えている状況であった。計画策定時(平成28年度)から変化がなく、目標は達成できなかった。特に「社会慣習(しきたり)」「政治経済活動の場」では、「男性の方が優遇されている」という回答割合が半数を超えた状態が続いており、依然として多くの場面において、男性の方が優遇されているという意識が高い状況にある。
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶については、「過去2年間に配偶者からの暴力を受けたことのある者の割合」は40.9%であり、計画策定時(平成28年度)と比べて7.3ポイント増加し、目標を達成できなかった。配偶者暴力に対する相談機関の認知度は55.1%と5.2ポイント増加し、目標を達成した。
- 生涯を通じた女性の健康づくりについて、計画策定時の現状値と比較し健康寿命の伸びが平均寿命の伸びを上回り、目標を達成した。乳がん検診や子宮がん検診の受診率はおおむね横ばいで推移し、それぞれ数値目標を達成できなかった。

■「基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり」に関する指標の達成状況

- 政策・方針決定過程への女性の参画状況について、「新潟県の審議会等への女性の登用率」は令和4年6月1日時点で36.8%であり、40.0%以上の数値目標を達成できなかった。また、県内事業所における「管理・監督的業務に従事する者に占める女性の割合」は、令和3年7月31日現在で18.5%であり、21.0%との数値目標を達成できず、女性の管理職への登用率は男性に比べて依然とし

て低い水準にある。

- 職場における男女の地位の平等については、「男性の方が優遇されている」とする人の割合は全体で 49.5%であり、計画策定時（平成 28 年度）に比べ 4.6 ポイント減少し、目標を達成した。また、男性を 100 とした場合の女性の所定内賃金は 78.1 であり、計画策定時（平成 27 年）に比べその差が 1.2 ポイント縮小し、目標を達成した。

■「基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり」に関する指標の達成状況

- 育児休業の取得率は、女性が 92.6%と目標数値に届かなかったものの、男性は 18.5%と大幅に増加し目標数値を達成した。
- 男女共に、仕事と家庭生活等を両立できる職場環境づくりについて、令和 3 年度末のハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録数は、1,296 社となり目標数値を達成した。職場における男女共同参画に対する意識が一定程度浸透していること等が考えられる。
- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対（考え方を支持しない）の男性の割合は 59.1%であり、計画策定時（平成 26 年度）と比べて増加しており、目標を達成した。
- 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画について、「自治会長に占める女性の割合」は 3.6%であり、前年に比べ 0.4 ポイント減少した。

重点目標ごとに設定した全 37 の指標のうち、18 項目で目標数値を達成したものの、19 項目で未達成となっている。

依然としてあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っており、意識の変革が進んでおらず、また、管理・監督的職業従事者に占める女性の割合が数値目標等を達成していないなど、政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいない状況である。さらに、ワーク・ライフ・バランスを可能とする就業環境の充実は促進されつつあるものの、実態は理想と現実にかい離が見られる。

第 3 次計画の達成状況については、今回が最終であり、未達成項目については第 4 次計画において引き続き取り組んでいく。

【基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり】

重点目標		項目	計画策定時		目標数値等		現況値		資料出所等
1	男女平等意識の浸透	男女の地位の平等について、「男性の方が優遇されている」という回答割合が3割を超えている項目	6 / 7 項目	H28	減少		6 / 7 項目	R3	県民アンケート (男女平等社会推進課調べ)
		男女共同参画に関する周知度（内容を知っている又は聞いたことがある人の割合）	65.8%	H28	85%	R3	64.2%	R3	
2	男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し	「社会慣習（しきたり）」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合	62.1%	H28	減少		60.6%	R3	
3	学校等における男女平等教育の深化	「学校教育」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合	61.3%	H28	増加		54.1%	R3	
4	男女平等に関する学習機会の確保	（公財）新潟県女性財団が主催する研修事業の受講者に占める満足者の割合	99.2%	H27	全講座で95%以上		98.5%	R3	公益財団法人新潟県女性財団調べ
		県、市町村、大学等が県民に提供している学習講座等の受講者数	1,300 千日人	H27	1,400 千日人		667 千日人	R3	生涯学習推進課調べ
5	女性に対するあらゆる暴力の根絶	過去2年間に配偶者から暴力を受けたことのある者の割合	33.6%	H28	減少		40.9%	R3	子ども家庭課調べ
		配偶者暴力に関する相談機関の認知度	49.9%	H28	増加		55.1%	R3	
6	生涯を通じた女性の健康づくり	女性の健康寿命の延伸	健康寿命 74.79年	H25	健康寿命の伸びが平均寿命の伸びを上回る		健康寿命 75.68年	R1	健康寿命：健康日本21（第二次）推進専門委員会資料 平均寿命：新潟県簡易生命表
			平均寿命と健康寿命の差 11.98年	H25			平均寿命と健康寿命の差 11.79年	R1	
		乳がん検診受診率	50.9%	H25	60%	R2	51.4%	R1	国民生活基礎調査
		子宮がん検診受診率	46.5%	H25	50%	R2	47.2%	R1	
7	国際的な男女共同参画の取組の理解	「女子差別撤廃条約」の周知度（内容を知っている又は聞いたことがある人の割合）	32.2%	H28	増加		31.2%	R3	県民アンケート (男女平等社会推進課調べ)

【基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり】

重点目標		項目	計画策定時		目標数値等		現況値		資料出所等
1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	「政治経済活動の場で」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合	54.60%	H28	減少		62.5%	R3	県民アンケート (男女平等社会推進課調べ)
		県の審議会等への女性の登用率	38.50%	H28	40%以上	R2以降	36.8%	R4	政策企画課調べ
		管理・監督的業務に従事する者に占める女性の割合	14.3%	H27	21%	R3	18.5%	R3	新潟県賃金労働時間等実態調査
2	女性の能力の開発・発揮	（公財）新潟県女性財団が主催する研修事業の女性受講者に占める満足者の割合	99.2%	H27	全講座で95%以上		98.1%	R3	公益財団法人新潟県女性財団調べ
		県や（公財）新潟県女性財団が実施する、働く女性の能力向上を図るためのセミナー受講者数	109人	H28	毎年度100人以上		139人	R3	政策企画課調べ
3	雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保	「職場の中で」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合	54.1%	H28	減少		49.5%	R3	県民アンケート (男女平等社会推進課調べ)
		所定内賃金の男女格差	76.9%	H27	縮小		78.1%	R3	新潟県賃金労働時間等実態調査
		従業員数300人以下の企業のうち、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画の届出企業数	20社	H28	150社	R3	494社	R3	女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況
4	農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画	家族経営協定締結農家数	1,534戸	H27	1,800戸	R3	1,348戸	R3	経営普及課調べ
		県が支援を行う女性農業者の起業数	19起業	H27	増加		48起業	R3	

【基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり】

重点目標		項目	計画策定時		目標数値等		現況値		資料出所等
1	男性中心型労働慣行等を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実	育児休業取得率（男性）	3.2%	H27	4%	R1	18.5%	R3	新潟県賃金労働時間等実態調査
		育児休業取得率（女性）	98.4%	H27	95%	R1	92.6%	R3	
		ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録数	780社	H28	1,080社	R3	1,296社	R3	政策企画課調べ
2	男性にとっての男女共同参画	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対の男性の割合	36.2%	H26	増加		59.1%	R3	県民アンケート（男女平等社会推進課調べ）
3	子育て環境の充実	放課後児童クラブ支援単位数	613	H28	増加		742	R3	子ども家庭課調べ
		病児保育事業実施箇所数	41	H28	増加		64	R3	
4	高齢者、障害者の社会参画と介護体制の充実	障害者の実雇用率（民間企業）	1.93%	H28	全国平均を上回る		2.20%	R3	障害者雇用状況報告
			全国第31位	H28	前年度の全国順位を上回る		全国第36位	R3	
		シルバー人材センターの会員数	21,529人	H27	増加		20,002人	R3	（公社）新潟県シルバー人材センター連合会提供資料
		新潟県高齢者大学修了者数	延べ8,216人	H27	延べ10,088人	R3	延べ9,560人	R3	高齢福祉保健課調べ
5	貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	自立相談支援機関の新規相談件数	3,508件	H27	増加		5,189件 ※速報値	R3	生活困窮者自立支援制度の支援状況調査
		ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談者に占める就職者の割合	25.8%	H27	増加		69.0%	R3	県ひとり親家庭等就業・自立支援センター実績報告
6	地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画	自治会長に占める女性の割合	3.3%	H28	4.5%	R3	3.6%	R4	内閣府男女共同参画局調べ
		県防災会議委員に占める女性割合	25.0%	H28	増加		16.9%	R4	防災企画課調べ
		男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行うことを目的とするNPO法人数	63法人	H28	増加		70法人	R3	県民生活課調べ

各 指 標 の 達 成 状 況

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標1 男女平等意識の浸透

【目標】 減少

【目標に対しての達成状況】

令和3年度に実施した「県民アンケート調査」によると、男女の地位の平等について、7項目のうち6項目で「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合が3割を超えており、計画策定時（平成28年度）から変化がなく、目標は達成できなかった。

【今後の取組の方向等】

第3次計画当初（平成29年度）と比べ、目標が達成されていないことから、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画できるよう、あらゆる機会や多様な媒体等を通じ、対象とする性別や年代などを考慮した広報・啓発を行うなど、引き続き様々な視点から施策を実施していく。

◆ 男女の地位の平等について、「男性の方が優遇されている」という回答割合が3割を超えている項目

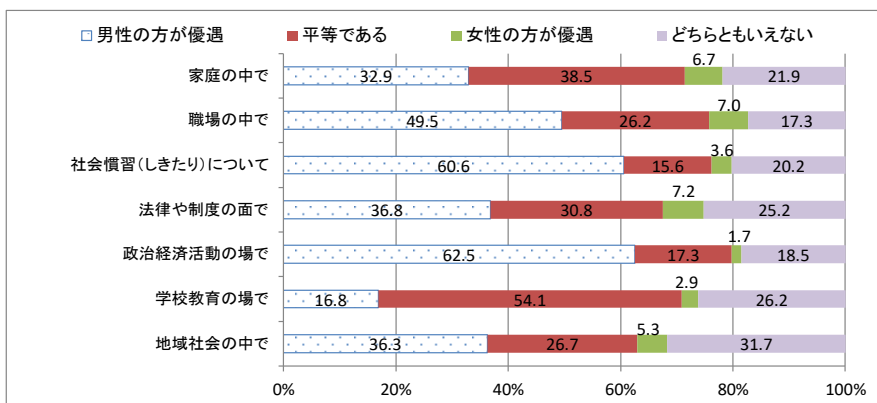
【県民意識調査】

年度	平成27年度	令和2年度
項目数	5	6

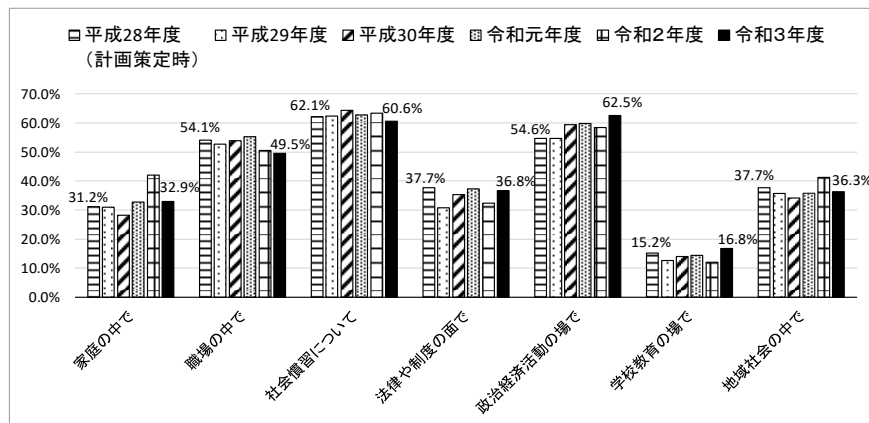
【県民アンケート調査】

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和3年度
項目数	6	6	5	6	6

◆参考：令和3年度「県民アンケート調査」結果概要



◆参考：「男性の方が優遇されている」という回答割合



資料：

【県民意識調査（平成27、令和2年度）】

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」

※県内人口の地域比、年齢比構成に合うよう抽出した不特定多数の2,000人に回答依頼、集計。

【県民アンケート調査（平成28～令和元、令和3年度）】

新潟県知事政策局広報聴課「県民アンケート調査」（平成28年度）

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「県民アンケート調査」（平成29～令和元、令和3年度）

※300人～400人の県民にアンケートの回答を依頼、集計。

※「家庭」、「職場」、「社会慣習（しきたり）」、「法律・制度」、「政治経済活動」、「学校教育」、「地域社会」の7分野において「男性が優遇されている」と感じる意識割合が減っていくことが、各分野の男女平等につながっていくことを示すためのものである。

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標1 男女平等意識の浸透

目標数値(令3)
85%

【目標値に対しての達成状況】

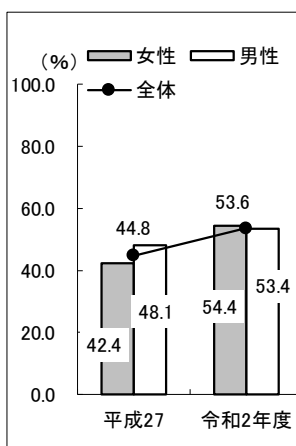
令和3年度に実施した「県民アンケート調査」によると、男女共同参画社会という用語について、内容まで知っている又は聞いたことがある人の割合は全体で64.2%であり、計画策定時(平成28年度)と比べ1.6ポイント減少し、目標は達成できなかった。

【今後の取組の方向等】

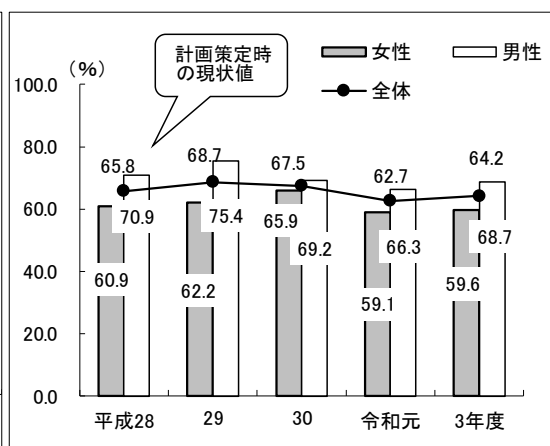
引き続き、あらゆる機会や多様な媒体を通じた広報・啓発活動により、男女共同参画社会についての周知を図る。

◆ 男女共同参画に関する周知度(内容を知っている又は聞いたことがある人の割合)

【県民意識調査】



【県民アンケート調査】



資料:

【県民意識調査(平成27、令和2年度)】

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」

※県内人口の地域比、年齢比構成に合うよう抽出した不特定多数の2,000人に回答依頼、集計。

【県民アンケート調査(平成28～令和元、令和3年度)】

新潟県知事政策局広報広聴課「県民アンケート調査」(平成28年度)

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「県民アンケート調査」(平成29～令和元、令和3年度)

※300人～400人の県民にアンケートの回答を依頼、集計。

【関連事業】 ➡ P54 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」No.1～16

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標Ⅱ 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し

【目標】 減少

【目標に対しての達成状況】

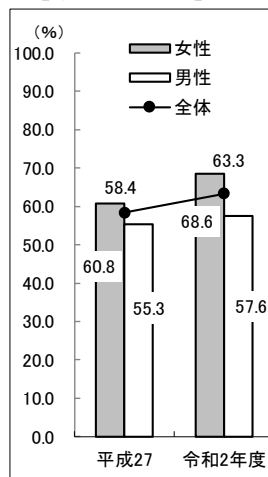
令和3年度に実施した「県民アンケート調査」によると、「社会慣習（しきたり）」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合は、全体で60.6%であり、計画策定時（平成28年度）と比べ1.5ポイント減少し、目標を達成した。

【今後の取組の方向等】

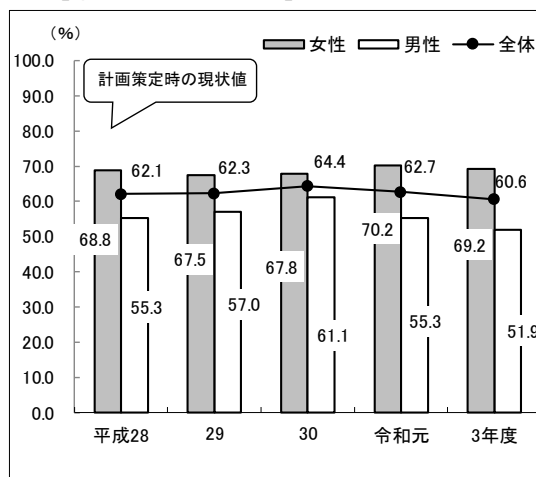
目標を達成した一方で、依然として「男性の方が優遇されている」とする意識が高い傾向にあることから、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画できるよう、男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直しについて情報提供や啓発を推進していく。

◆ 「社会慣習（しきたり）」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合

【県民意識調査】



【県民アンケート調査】



資料：

【県民意識調査（平成27、令和2年度）】

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」
※県内人口の地域比、年齢比構成に合うよう抽出した不特定多数の2,000人に回答依頼、集計。

【県民アンケート調査（平成28～令和元、令和3年度）】

新潟県知事政策局広報広聴課「県民アンケート調査」（平成28年度）
新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「県民アンケート調査」（平成29～令和元、令和3年度）
※300人～400人の県民にアンケートの回答を依頼、集計。

【関連事業】 ➡ P54,55「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」No.17～25

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標3 学校等における男女平等教育の深化

【目標】 増加

【目標に対しての達成状況】

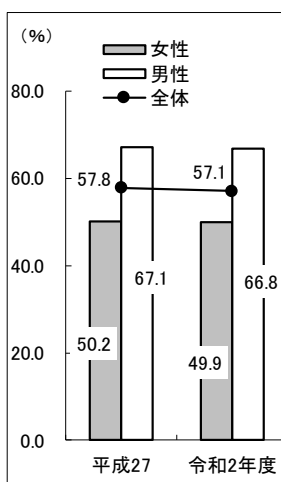
令和3年度に実施した「県民アンケート調査」によると、「学校教育の場での男女の平等感」は、全体で54.1%であり、計画策定時（平成28年度）と比べ7.2ポイント減少し、目標は達成できなかった。

【今後の取組の方向等】

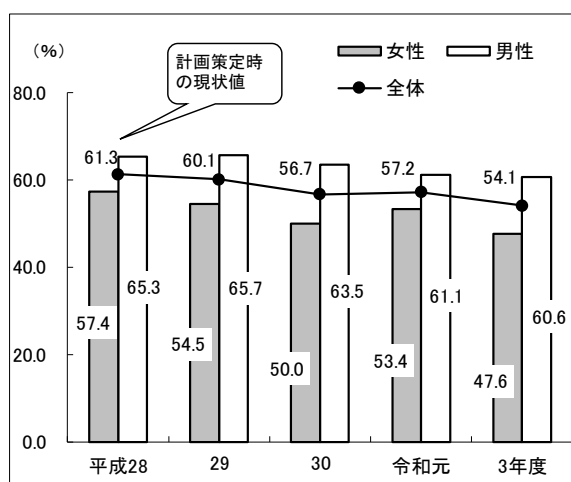
学校における教育活動の中で、引き続き、性別による固定的役割分担意識にとらわれないよう配慮し、男女平等教育を推進していく。

◆ 「学校教育」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合

【県民意識調査】



【県民アンケート調査】



資料：

【県民意識調査（平成27、令和2年度）】

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」

※県内人口の地域比、年齢比構成に合うよう抽出した不特定多数の2,000人に回答依頼、

集計。

【県民アンケート調査（平成28～令和元、令和3年度）】

新潟県知事政策局広報広聴課「県民アンケート調査」（平成28年度）

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「県民アンケート調査」（平成29～令和元、令和3年度）

※300人～400人の県民にアンケートの回答を依頼、集計。

【関連事業】 ➡ P55 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」 No.26～43

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標4 男女平等に関する学習機会の確保

目標数値
95%以上

【目標値に対しての達成状況】

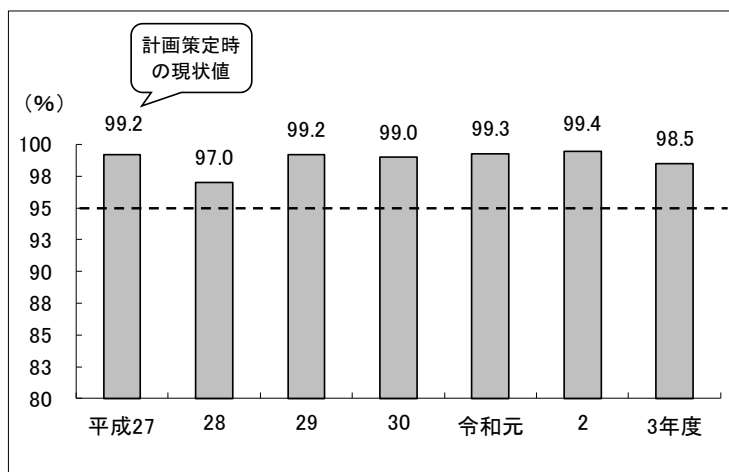
令和3年度の受講者へのアンケート結果では、満足者の割合が98.5%であり、目標を達成した。

【今後の取組の方向等】

時事的なテーマ提供を行うなど、常に見直しを行い、内容の質を維持しつつ、受講者数を更に増やすよう取組を続けていく。

また、地域展開による受講機会の増加を促進する。

◆ 公益財団法人新潟県女性財団が主催する研修事業の受講者に占める満足者の割合



※満足者割合は、受講者のうち、アンケートで「とても参考になった」、「参考になった」と回答した受講者の割合

資料：公益財団法人新潟県女性財団調べ

※本調査は平成27年度から実施

目標数値
1,400千日人

【目標値に対しての達成状況】

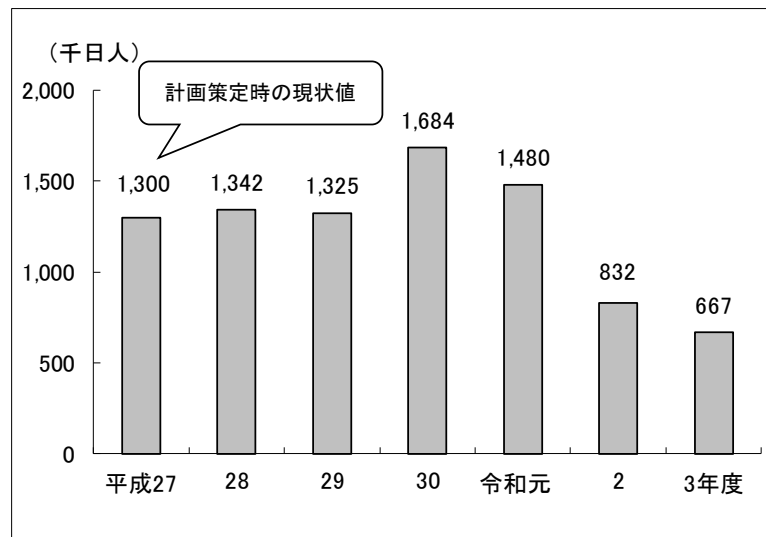
令和3年度の受講者数は、667千日人であり、前年度に比べ165千人日減少し、目標を達成できなかった。新型コロナウイルス感染症の影響により、学級・講座数の受講者数の減少が令和2年度から減少している。

講座受講者数は、図書館主催は増加したが、博物館主催は激減した。

【今後の取組の方向等】

オンライン等を併用した講座や受講者のニーズに応じた企画を行うなど、昨年度同様に開催方法の工夫や地域の実情に合わせた取組について検討を進める。

◆ 県、市町村、大学等が県民に提供している学習講座等の受講者数



資料：新潟県教育庁生涯学習推進課調べ

※「千日人」の定義

「日人」は受講者の延べ人数であり、それを千倍したものが「千日人」となる。

令和3年度の受講者は年間で延べ667千人という意味である。

【関連事業】 ➡ P56 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」 No.44～54

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【目標】 減少

【目標に対しての達成状況】

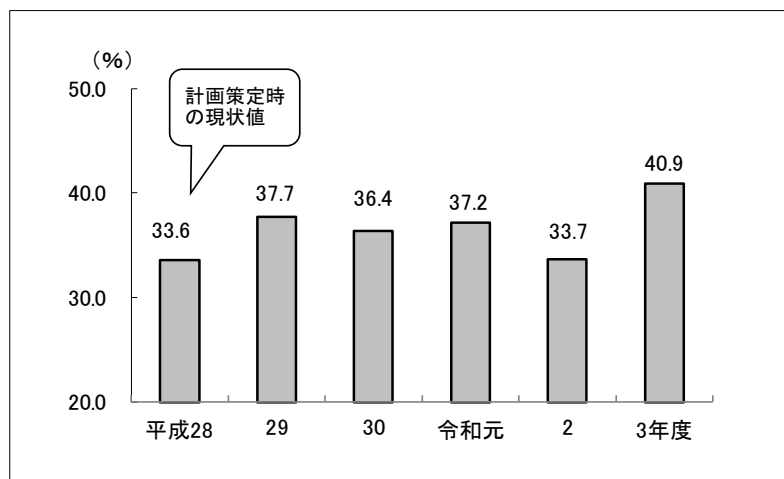
過去2年間に配偶者からの暴力を受けたことのある者の割合は、令和3年度は40.9%であり、計画策定時（平成28年度）と比べて7.3ポイント増加し、目標を達成できなかった。

DV防止の啓発広報等により、「配偶者からの暴力」に対する認知度が高まったことが要因と考えられる。

【今後の取組の方向等】

暴力根絶には継続的な啓発活動などが不可欠であり、引き続き、配偶者暴力防止の啓発活動を推進するとともに、相談窓口の認知度を高め、制度の活用を図る。

◆ 過去2年間に配偶者からの暴力を受けたことのある者の割合



資料：新潟県福祉保健部子ども家庭課調べ

※「配偶者からの暴力」には、生活根拠を共にする交際相手からの暴力も含む

【目標】 増加

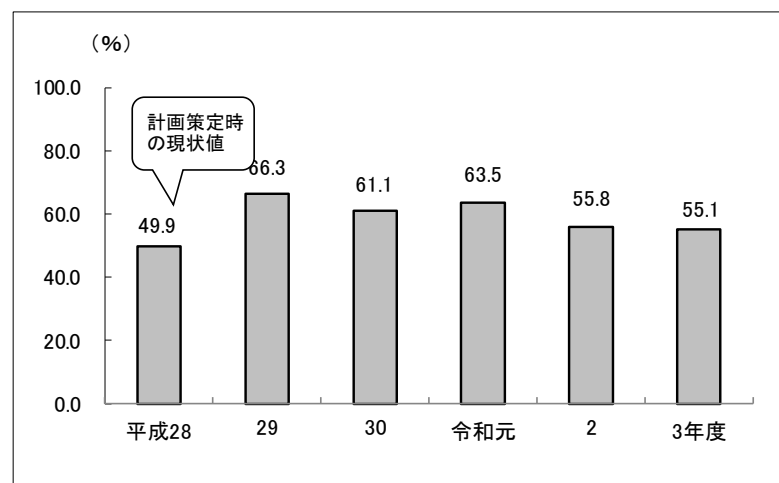
【目標に対しての達成状況】

配偶者暴力に関する相談機関の認知度は、令和3年度は55.1%であり、計画策定時（平成28年度）と比べ5.2ポイント増加し、目標を達成した。

【今後の取組の方向等】

引き続き、配偶者暴力防止の啓発活動を推進するとともに、相談窓口の認知度を高め、制度の活用を図る。

◆ 配偶者暴力に関する相談機関の認知度



資料：新潟県福祉保健部子ども家庭課調べ

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

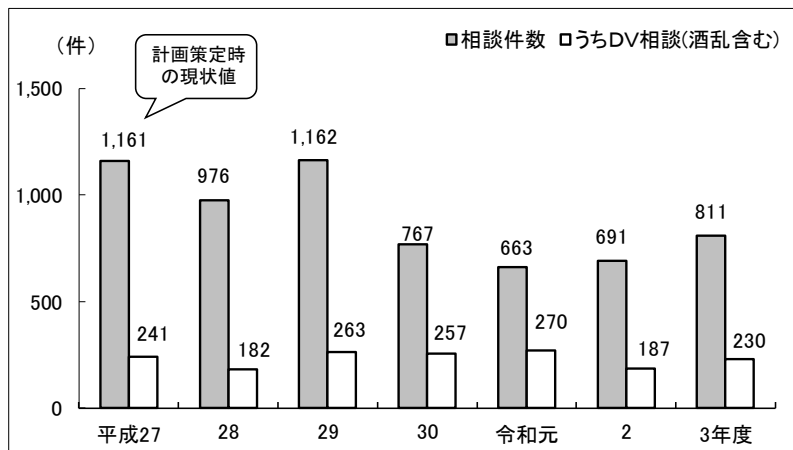
重点目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

参考指標

女性福祉相談所における令和3年度の相談件数は、前年度に比べ120件増加した。うち、配偶者間の暴力に関する相談件数については43件増加した。

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴うDV増加に備え、相談窓口を積極的に周知したことにより相談件数の増加がみられたものと思われる。

◇女性福祉相談所の相談件数（うち配偶者間の暴力関係相談件数）



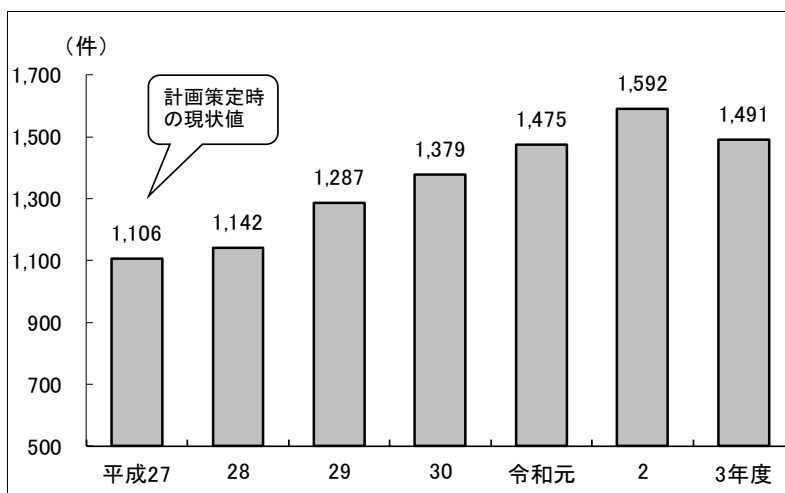
資料：新潟県福祉保健部子ども家庭課調べ

参考指標

令和3年の配偶者暴力事案認知件数は1,491件であり、前年比で101件減少した。平成20年から13年連続で増加していたが、令和3年は減少に転じた。

平成20年以降、認知件数は初めて減少に転じたものの、依然として配偶者暴力事案への関心は高く、警察への積極的な相談や通報がなされていることから、認知件数は高水準で推移している。

◇配偶者暴力認知件数（新潟県警察本部）



資料：新潟県警察本部調べ（各年12月31日現在）

【関連事業】 ➡ P56,57「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」No.55～89

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標6 生涯を通じた女性の健康づくり

【目標】
健康寿命の伸びが
平均寿命の伸びを
上回る

【目標に対する達成状況】

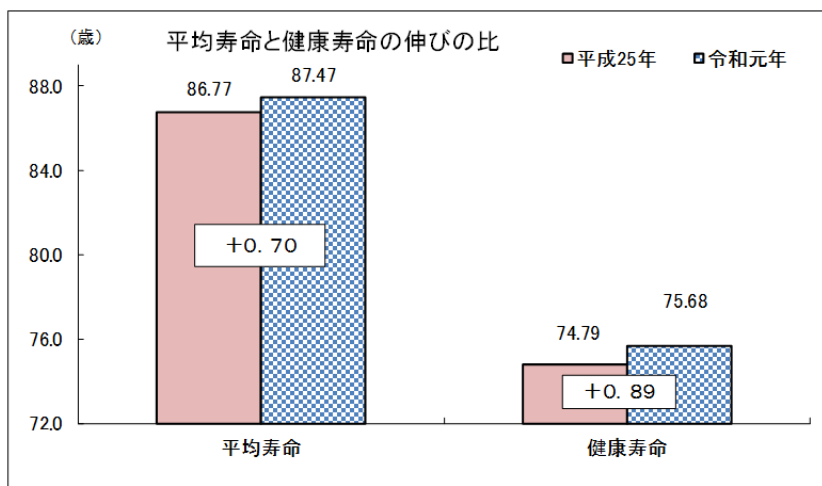
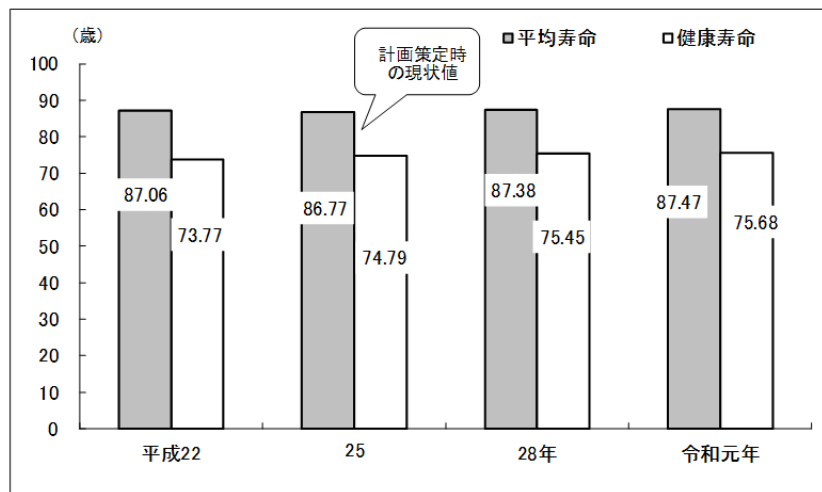
計画策定時の現状値（平成25年）と比較して、令和元年の健康寿命の伸び（+0.89）は平均寿命の伸び（+0.70）を上回っている。

生活習慣に係る健康指標の推移をみると、食塩摂取量の減少や、がん検診受診率の向上、習慣的に喫煙している人の割合の減少などがみられ、県全体や各地域における普及啓発や各種健康づくり施策の効果があったものと思われる。

【今後の取組の方向等】

一日当たり平均歩数の減少や、運動習慣のある人の割合の低下等、課題の残る生活習慣の改善に向け、引き続き健康づくり関係4計画に基づき、各種団体等と連携・協働し、普及啓発や環境整備をはじめとする健康づくり施策の推進に努める。

◆ 女性の健康寿命の延伸



資料：

平均寿命：新潟県簡易生命表

健康寿命：健康日本21(第二次)推進専門委員会資料（※令和元年の数値は、第16回「資料3-1 健康寿命の令和元年値について」）

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標6 生涯を通じた女性の健康づくり

目標数値(令2)
60.0%

【目標値に対しての達成状況】

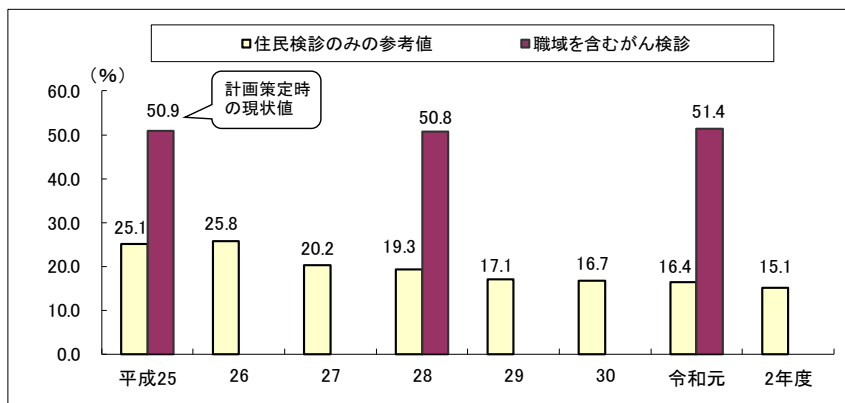
令和元年度に実施した「国民生活基礎調査」によると、職域を含めた乳がん検診受診率は51.4%であり、目標数値を達成できなかった。

世代別の受診率を見ると、40・50代の受診率は5割を超えているが、60代は5割を下回っている。

【今後の取組の方向等】

今後も効果的な普及啓発の方法を検討し実施するとともに、受診しやすい検診体制の整備に努め、受診率の向上を図る。

◆ 乳がん検診受診率



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査（3年ごとに実施）」←職域を含むがん検診の受診率
新潟県福祉保健部健康づくり支援課「にいがたの生活習慣病」←住民検診のみの参考値

目標数値(令2)
50.0%

【目標値に対しての達成状況】

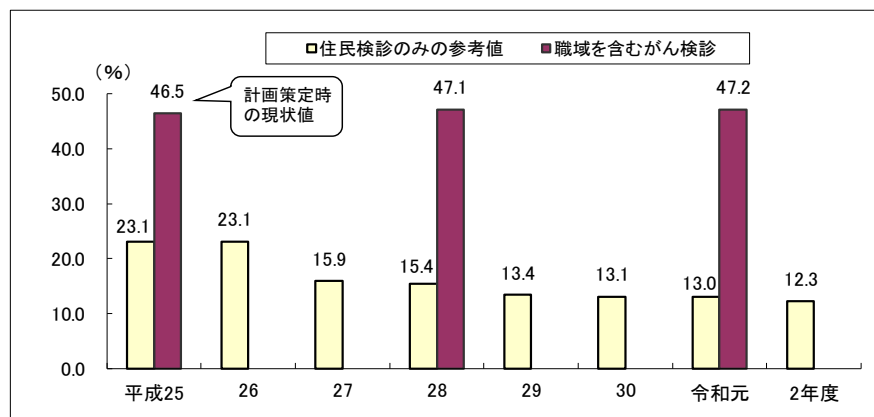
令和元年度に実施した「国民生活基礎調査」によると、職域を含めた子宮がん検診受診率は47.2%であり、目標数値を達成できなかった。

世代別の受診率を見ると、検診の入口年齢である20歳を含む、20～24歳の受診率が22.6%と著しく低い状況にある。

【今後の取組の方向等】

若年世代への啓発を含めた効果的な普及啓発方法を検討・実施するとともに、受診しやすい検診体制の整備に努める。

◆ 子宮がん検診受診率



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査（3年ごとに実施）」←職域を含むがん検診の受診率
新潟県福祉保健部健康づくり支援課「にいがたの生活習慣病」←住民検診のみの参考値

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標6 生涯を通じた女性の健康づくり

参考指標

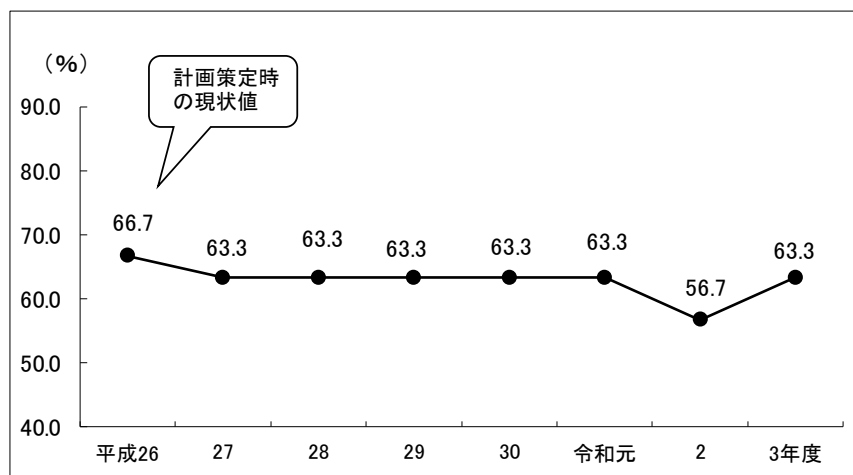
令和3年度に骨粗しょう症検診を実施している市町村の割合は、前年度に比べ6.6ポイント増加し、63.3%（19/30市町村）となった。

◇骨粗しょう症検診実施市町村数（新潟県）

年度	平成26	27	28	29	30	令和元	2	3
実施市町村数	20	19	19	19	19	19	17	19
市町村数	30	30	30	30	30	30	30	30
実施率	66.7	63.3	63.3	63.3	63.3	63.3	56.7	63.3

資料：新潟県福祉保健部健康づくり支援課調べ

◇骨粗しょう症検診実施市町村数

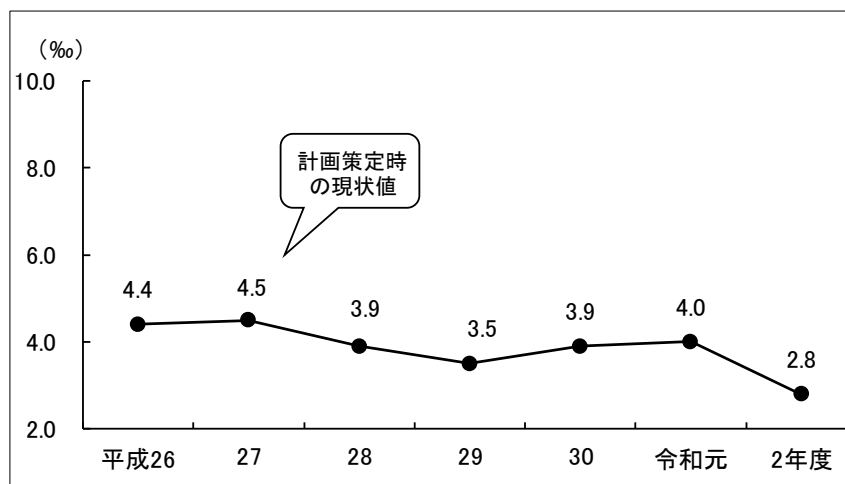


資料：新潟県福祉保健部健康づくり支援課調べ

参考指標

10代の人工妊娠中絶実施率は、平成15年度以降、全国平均（令和2年度3.8%）を下回って推移している。

◇10代の人工妊娠中絶実施率（新潟県）



資料：厚生労働省「母体保護統計報告」「衛生行政報告例」
※15歳以上20歳未満の女子人口千対

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

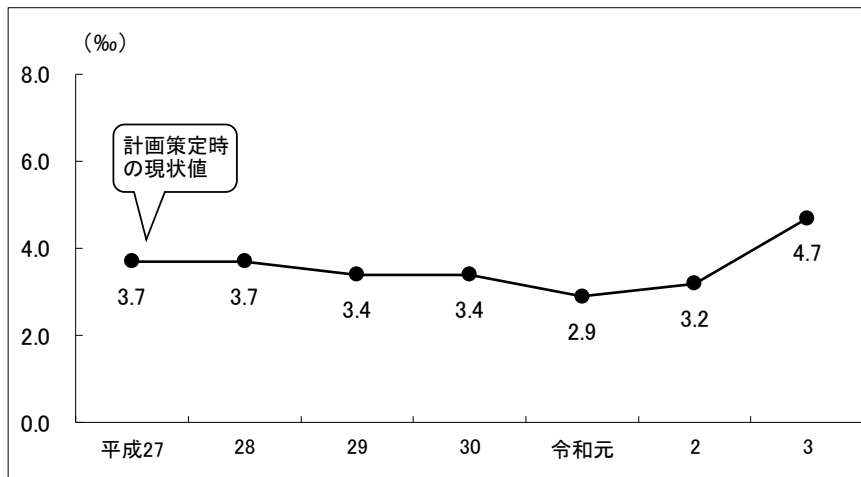
重点目標6 生涯を通じた女性の健康づくり

参考指標

令和3年の周産期死亡数は59人で、増加している。

また、死亡率（出産千対）は4.7‰となり、全国平均（3.4‰）を上回った。

◇周産期死亡率（新潟県）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

※周産期死亡率：妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡の1年間の出産千対

【関連事業】 ➡ P58 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」 No.90～107

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標7 国際的な男女共同参画の取組の理解

【目標】 増加

【目標に対しての達成状況】

令和3年度に実施した「県民アンケート調査」によると、「女子差別撤廃条約」について、内容を知っている又は聞いたことがある人の割合は全体で31.2%であり、計画策定時（平成28年度）と比べて減少しており、目標を達成できなかった。

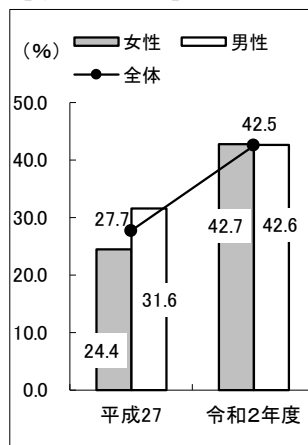
男女別に見ると、男性は3.0ポイント増加したが、女性は4.8ポイント減少した。

【今後の取組の方向等】

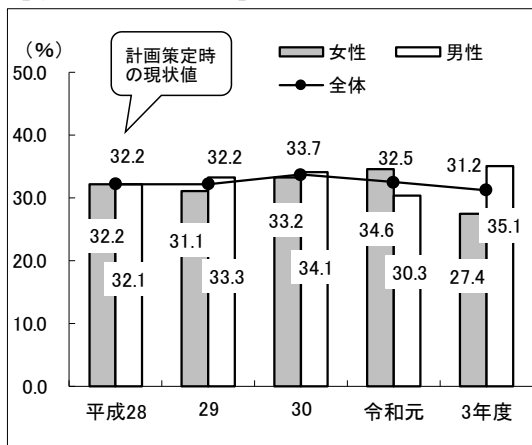
引き続き、男女共同参画に関する国際的な動向や国際社会の取組への理解促進につながるよう、様々な機会を通じて周知を図っていく。

◆ 「女子差別撤廃条約」の周知度（内容を知っている又は聞いたことがある人の割合）

【県民意識調査】



【県民アンケート調査】



資料：

【県民意識調査（平成27、令和2年度）】

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」

※県内人口の地域比、年齢比構成に合うよう抽出した不特定多数の2,000人に回答依頼、集計。

【県民アンケート調査（平成28～令和元、令和3年度）】

新潟県知事政策局広報聴課「県民アンケート調査」（平成28年度）

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「県民アンケート調査」（平成29～令和元、令和3年度）

※300人～400人の県民にアンケートの回答を依頼、集計。

【関連事業】➡ P58 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」 No.108～110

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

【目標】 減少

【目標に対しての達成状況】

令和3年度に実施した「県民アンケート調査」によると、「政治経済活動の場」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合は全体で62.5%と計画策定時（平成28年度）と比較して増加し、目標を達成できなかった。

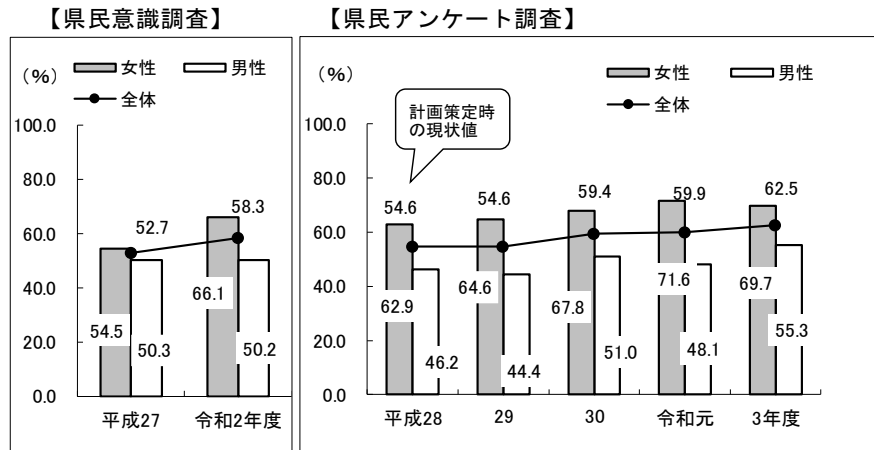
男女別に見ると、男性に比べ女性の割合が高く、政治経済活動の場における男女共同参画の取組や意識改革が進んでいないことが背景にあると考えられる。

【今後の取組の方向等】

今後も、政治経済活動の分野において男女共同参画が進むよう、必要な情報提供や啓発を推進していく。

また、仕事と家庭の両立支援など働きやすい環境づくりを推進し、様々な団体や企業における女性の登用を促進していく。

◆ 「政治経済活動の場」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合



資料：

【県民意識調査（平成27、令和2年度）】

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」

※県内人口の地域比、年齢比構成に合うよう抽出した不特定多数の2,000人に回答依頼、集計。

【県民アンケート調査（平成28～令和元、令和3年度）】

新潟県知事政策局広報広聴課「県民アンケート調査」（平成28年度）

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「県民アンケート調査」（平成29～令和元、令和3年度）

※300人～400人の県民にアンケートの回答を依頼、集計。

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

目標数値
(令和2以降)
40.0%以上

【目標値に対しての達成状況】

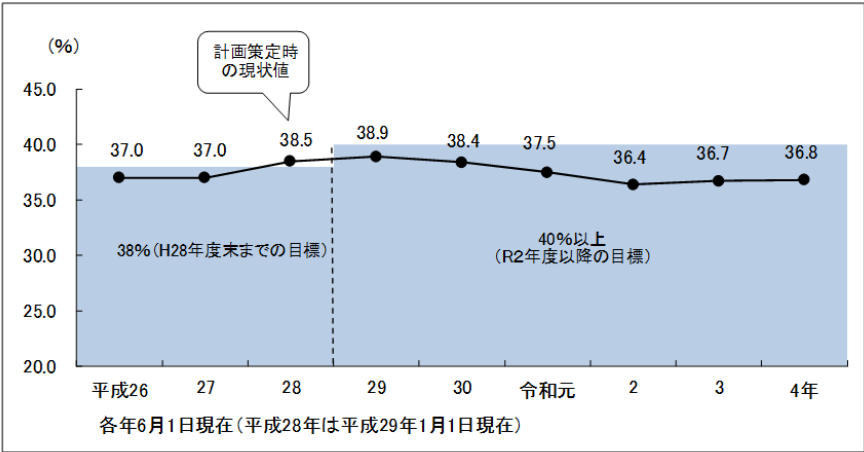
令和4年6月1日時点での女性登用率は36.8%であり、目標を達成できなかった。

法令等による委員の充て職や委員推薦団体における女性登用が進んでいないことが、目標を達成できていない要因の一つとなっている。

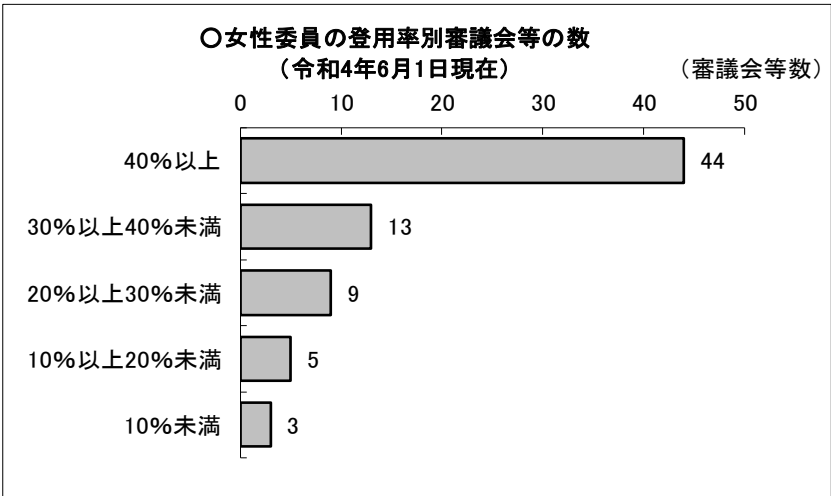
【今後の取組の方向等】

今後も、関係団体への役職にこだわらない推薦の働きかけ、団体等の女性活躍推進の取組促進、公募委員への女性の応募の増加に向けた取組等により、更なる女性登用率の向上に努める。

◆ 新潟県の審議会等への女性の登用率



	審議会等 の数	女性委員を含む審議会等		審議会等の 委員数	うち女性委員の数	
		数	比率		数	比率
平成24年6月1日	68	68	100.0	1,242	444	35.7
平成25年6月1日	68	68	100.0	1,274	464	36.4
平成26年6月1日	69	69	100.0	1,269	470	37.0
平成27年6月1日	70	69	98.6	1,287	476	37.0
平成29年1月1日	75	74	98.7	1,333	513	38.5
平成29年6月1日	76	75	98.7	1,356	528	38.9
平成30年6月1日	75	74	98.7	1,345	516	38.4
令和元年6月1日	77	75	97.4	1,373	515	37.5
令和2年6月1日	76	74	97.4	1,339	488	36.4
令和3年6月1日	75	75	100.0	1,346	494	36.7
令和4年6月1日	74	74	100.0	1,338	492	36.8



資料：新潟県知事政策局政策企画課男女平等・共同参画推進室調べ

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

目標数値(令3)
21.0%

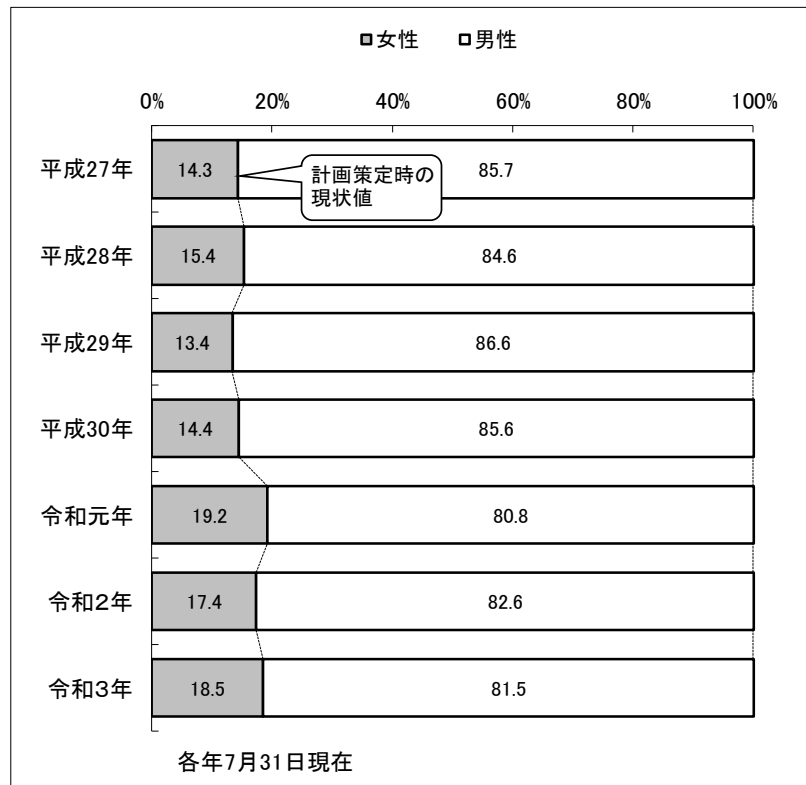
【目標値に対しての達成状況】

令和3年の管理・監督的業務に従事する者に占める女性の割合は18.5%であり、数値目標を達成できなかった。

【今後の取組の方向等】

仕事と家庭を両立しやすく働きやすい職場環境づくりを推進するとともに、企業の女性活躍推進に向けた啓発促進や女性のキャリア形成支援などの取組を進めていく。

◆ 管理・監督的業務に従事する者に占める女性の割合



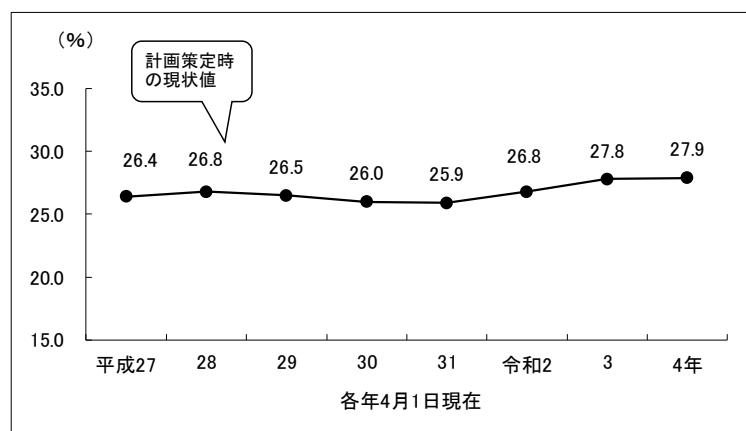
資料：新潟県産業労働部しごと定住促進課「新潟県賃金労働時間等実態調査結果報告書」

※従来は調査対象事業所の常用労働者の中から抽出して調査していたが、令和元年より、調査対象事業所の全常用労働者を対象に調査する方法に変更

参考指標

市町村の審議会等への女性の登用率は27.9%となり、前年に比べ0.1ポイント増加した。

◇市町村の審議会等への女性の登用率（新潟県）



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、新潟県知事政策局政策企画課男女平等・共同参画推進室調べ

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標１ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

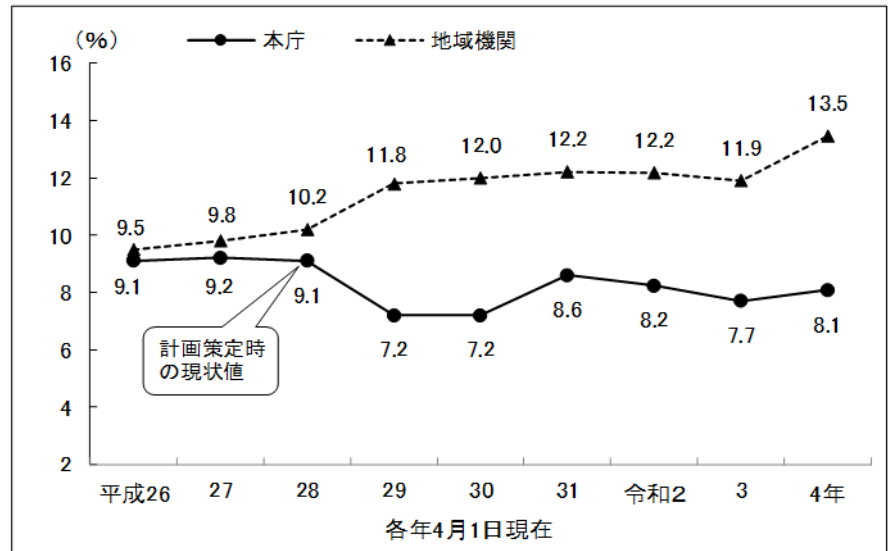
参考指標

昨年と比較して、本庁は0.4ポイント、地域機関は1.6ポイント増加した。

知事部局等の職員については、適格者の女性職員の登用を積極的に進めており、引き続き、多様な職務経験や派遣研修により必要な能力を向上させ、積極的な登用を進めていく。

警察職員については、全職員のワーク・ライフ・バランスを一層推進し、女性職員の職域拡大と計画的育成による幹部登用を図っていく。

◇新潟県職員の管理職女性登用率（本庁・地域機関）



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、新潟県人事課、警察本部調べ

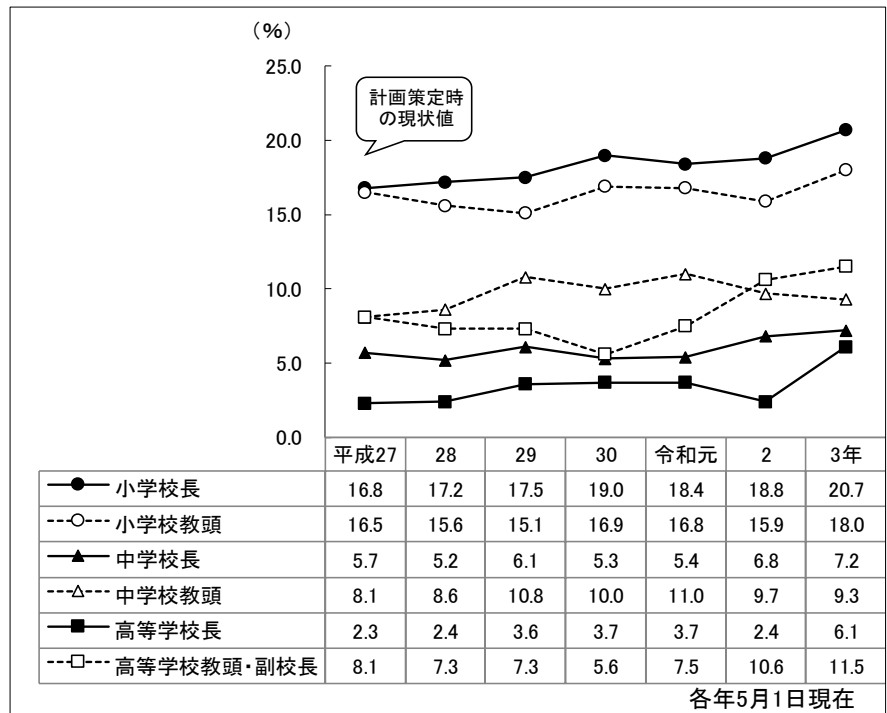
※ 管理職とは、本庁課長相当職以上をいい、本庁、地域機関とも知事部局のほか、各種行政委員会、議会事務局、警察本部、企業局、病院局を含む。

参考指標

公立小・中・高等学校教職員については、適格者の女性職員の校長及び教頭等への任用に努めており、令和3年の女性の割合は前年に比べ、小学校長・教頭や中学校長、高等学校長・教頭・副校長において上昇した。

校長及び教頭等への任用は、校長選考検査及び教頭選考検査により行われており、男女において処遇の差異はなく、意欲と能力のある者については、管理職に登用していく。

◇校長及び教頭等に占める女性の割合（公立小・中・高等学校）（新潟県）



資料：文部科学省「学校基本調査報告書」

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

参考指標

令和3年度の新潟県職員採用試験の受験者に占める女性の割合は38.9%であり、前年度に比べ1.2ポイント減少した。

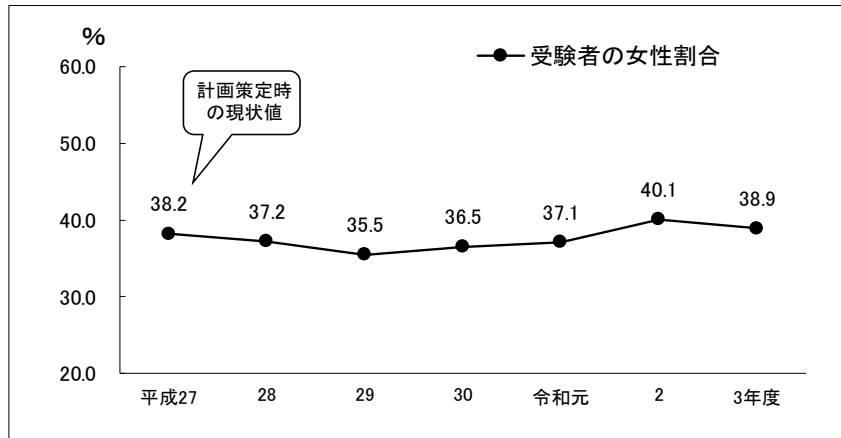
受験者数は5.6%、うち女性受験者数は2.6%、それぞれ増加した。

○受験者に占める女性の割合

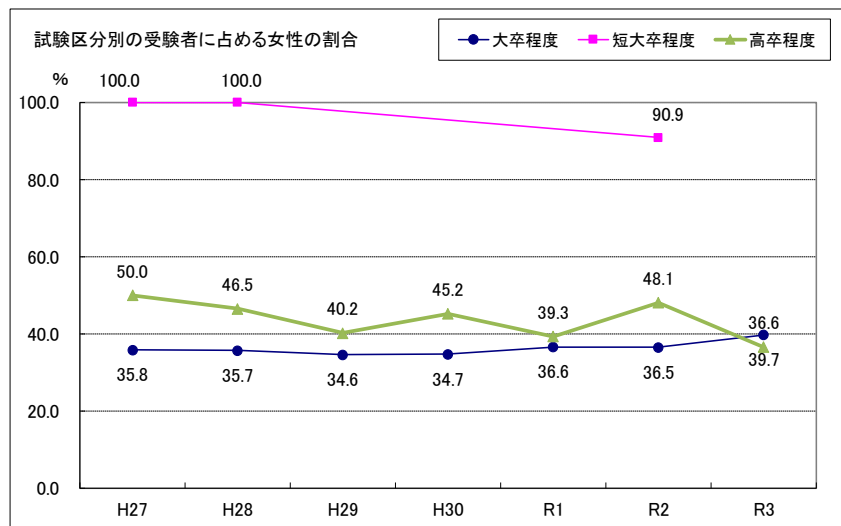
【主な職種】

- ・大卒：
 - 一般行政
(女性117名、40.1%、+6.1pt)
 - 警察行政
(女性8名、53.5%、▲28.3pt)
 - 総合土木
(女性3名、13.0%、▲16.6pt)
- ・高卒：
 - 一般事務
(女性42名、34.7%、▲11.0pt)
 - 警察事務
(女性16名、69.6%、▲16.1pt)
 - 総合土木
(女性6名、23.1%、▲13.3pt)

◇新潟県職員採用試験受験者に占める女性の割合



資料：新潟県人事委員会「新潟県職員採用試験の状況」



資料：新潟県人事委員会「新潟県職員採用試験の状況」

注) 大卒程度：一般行政、警察行政、福祉行政、総合土木、林業など

短大卒程度：司書など

高卒程度：一般事務、警察事務など

※上記のうち、平成29年、30年、令和元年及び3年の短大卒程度採用試験は実施しなかつた

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

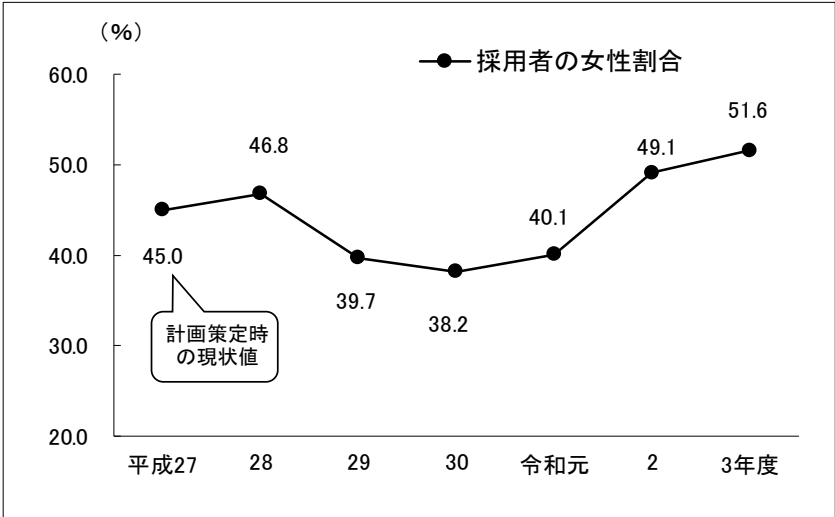
重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

参考指標

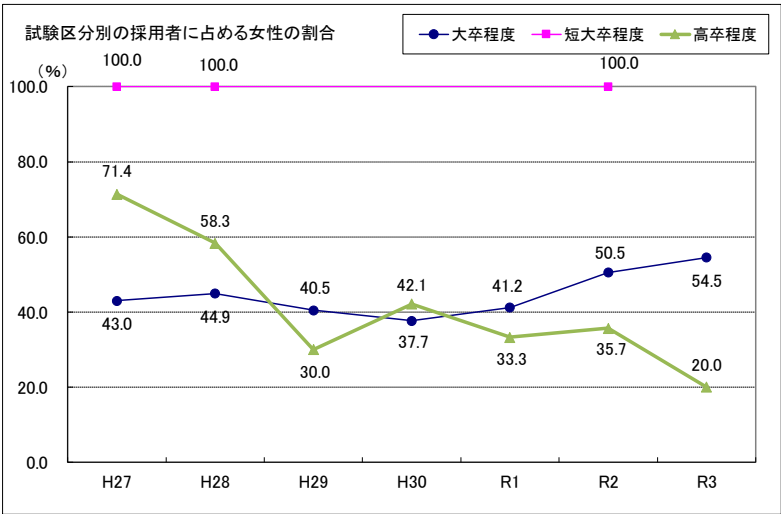
令和3年度の採用者に占める女性の割合は51.6%であり、前年度に比べ2.5ポイント増加した。

前年度に比べ、大卒程度採用者に占める女性の割合は4.0ポイント増加し、高卒程度採用者に占める女性の割合は15.7ポイント減少した。

◇新潟県職員採用者に占める女性の割合



資料:新潟県人事委員会「新潟県職員採用試験の状況」



資料：新潟県人事委員会「新潟県職員採用試験の状況」

注）大卒程度：一般行政、警察行政、福祉行政、総合土木、林業など
短大卒程度：司書など
高卒程度：一般事務、警察事務など

※上記のうち、平成29年、30年、令和元年及び3年の短大卒程度採用試験は実施しなかった。

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標１ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

参考指標

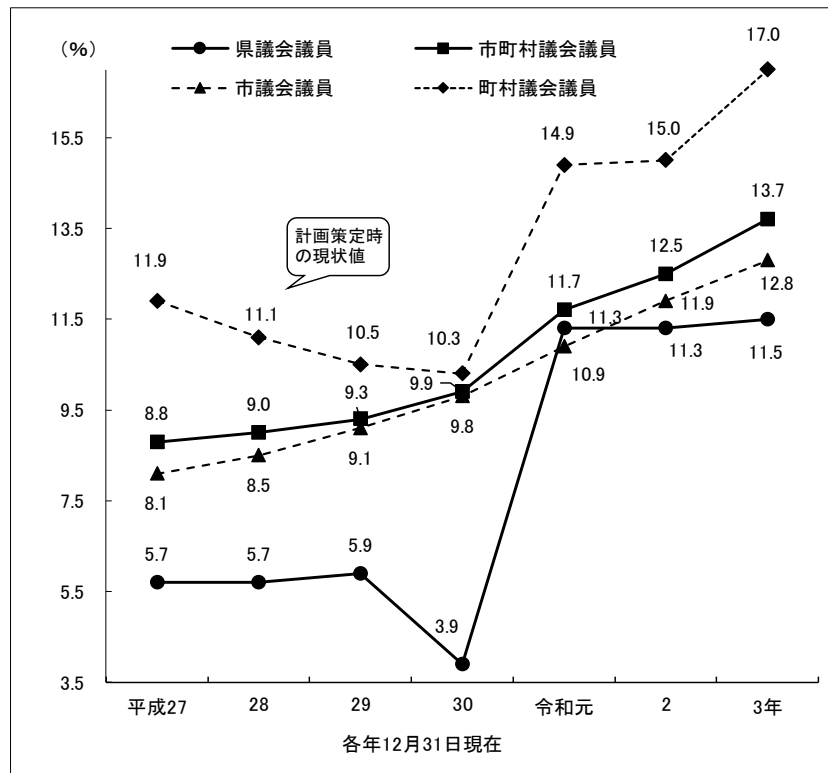
県議会議員における女性議員の割合は、平成31年4月に行われた県議会議員選挙で6名の女性議員が当選したため、その割合が大きく増加し11.5%となっている。

令和3年の市町村議会における女性議員の割合は、前年に比べ1.2ポイント増加し、13.7%となっている。

なお、市議会議員、町村議会議員別に見ると令和3年は前年に比べ、市議会議員が0.9ポイント、町村議会議員が2.0ポイントそれぞれ増加した。

県議会議員選挙、市町村議会議員選挙は、通常は4年ごとに執行され、女性議員の割合は女性の当選者数、欠員状況等に応じて変化する。

◇新潟県議会議員及び県内市町村議会議員に占める女性議員の割合



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

参考指標

平成31年4月に行われた県議会議員選挙における立候補者に占める女性の割合は14.3%であった。

令和元年の市町村議会議員選挙における立候補者に占める女性の割合は13.1%であった。

◇新潟県議会議員選挙及び県内市町村議会議員選挙における立候補者に占める女性の割合（平成27、31年統一地方選挙）

	H27年執行選挙の状況			H31(R1)年執行選挙の状況		
	女性割合(%)	立候補者数(人)		女性割合(%)	立候補者数(人)	
		総数	うち女性数		総数	うち女性数
新潟県議会議員選挙における立候補者に占める女性の割合	11.0	73	8	14.3	77	11
市町村議会議員選挙における立候補者に占める女性の割合(新潟県)	10.0	360	36	13.1	352	46

資料：新潟県総務管理部市町村課調べ

【関連事業】 ➡ P59 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」No.111～126

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標2 女性の能力の開発・発揮

【目標】
全講座で
95%以上

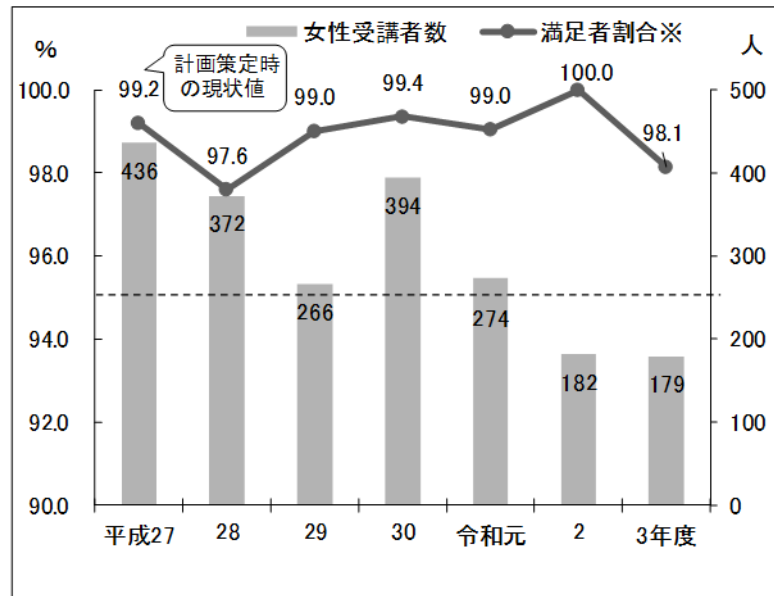
【目標に対しての達成状況】

年度ごとの参加者数に変動はあるが、満足度は高い水準を維持しており、目標の「全講座で95%以上」を達成できた。

【今後の取組の方向等】

今後とも、参加者の意見等を参考にしながら、毎年研修内容を見直すなど、より質の高い内容提供に取り組むとともに、参加者の増加に努める。

- ◆ 公益財団法人新潟県女性財団が主催する研修事業の女性受講者に占める満足者の割合



※満足者割合は、女性受講者のうち、アンケートで「とても参考になった」、「参考になった」と回答した女性受講者の割合。

資料：公益財団法人新潟県女性財団調べ

【目標】
毎年度
100人以上

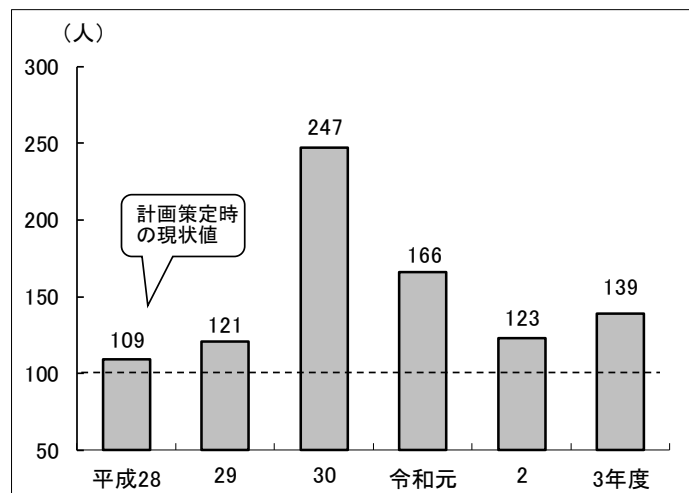
【目標に対しての達成状況】

令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症により、セミナーの規模を縮小するなどの影響があったが、目標の「毎年度100人以上」を達成できた。

【今後の取組の方向等】

今後も受講者の要望や社会動向・傾向などを把握しながら質の高い内容提供に努めるとともに、県内各地域で開催するなど、受講機会を増やしていく。

- ◆ 県や公益財団法人新潟県女性財団が実施する、働く女性の能力向上を図るためのセミナー受講者数



資料：新潟県知事政策局政策企画課男女平等・共同参画推進室調べ

【関連事業】➡ P59,60「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」No.127～147

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標3 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保

【目標】 減少

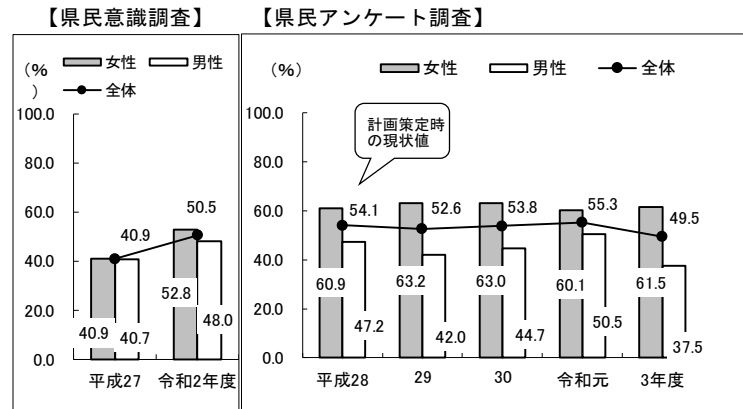
【目標に対しての達成状況】

令和3年度に実施した「県民アンケート調査」によると、「職場の中」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合は全体で49.5%であり、計画策定時（平成28年度）と比べ4.6ポイント減少し、目標を達成した。

【今後の取組の方向等】

今後も男女均等な雇用の機会や待遇の確保など雇用環境の整備や、意欲や能力がある女性が活躍できる職場環境づくりの促進を図っていく。

◆ 「職場の中」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合



資料：

【県民意識調査（平成27、令和2年度）】

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」

※県内人口の地域比、年齢比構成に合うよう抽出した不特定多数の2,000人に回答依頼、集計。

【県民アンケート調査（平成28～令和元、令和3年度）】

新潟県知事政策局広報聴取課「県民アンケート調査」（平成28年度）

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「県民アンケート調査」（平成29～令和元、令和3年度）

【目標】 縮小

【目標に対しての達成状況】

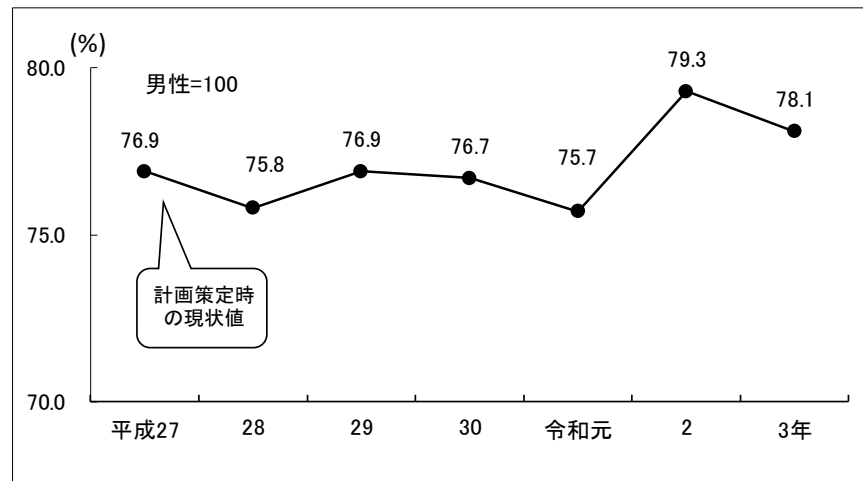
令和3年の、男性を100とした場合の女性の所定内賃金は78.1%であり、計画策定時（平成27年）と比べその差が1.2ポイント縮小し、目標を達成した。

なお、このような差異が生じる要因としては、出産・育児による女性の一時離職が多いこと、女性の勤続年数や大卒者割合、管理職割合が男性より低いことが挙げられる。

【今後の取組の方向等】

企業・労働者に対し、ワーク・ライフ・バランス推進の取組支援、職場における男女共同参画や女性活躍推進の取組の促進を行い、ライフステージに応じた多様な働き方を選択できる環境の整備に努める。

◆ 所定内賃金の男女格差



資料：新潟県産業労働部しごと定住促進課「新潟県賃金労働時間等実態調査」（平成27～30年）

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和元年以降）

※「新潟県賃金労働時間等実態調査」の調査項目を変更したため、令和元年から厚生労働省が実施する「賃金構造基本統計調査」により代替

（平成27～30年は7月分賃金、令和元年以降は6月分賃金による調査）

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標3 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保

目標数値(令3)
150社

【目標値に対しての達成状況】

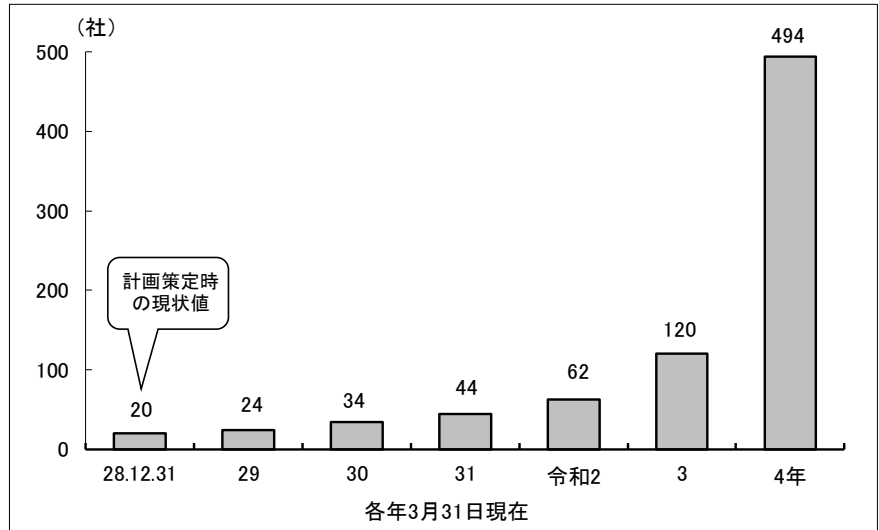
令和4年3月31日現在の届出企業数は494社であり、目標の「150社」を達成できた。

令和4年4月1日より常時雇用する労働者が101人以上300人以下の企業に届出が義務化されることから、届出数は大幅に増加した。

【今後の取組の方向等】

事業主行動計画策定の取組が企業の職場環境整備につながることから、周知啓発に努め、企業側の積極的な取組を促進する。

- ◆ 従業員数 300 人以下企業のうち、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画の届出企業数



資料：厚生労働省「女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況」

(参考)

- ◆ 女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況

時点	常時雇用労働者数			
	301人以上 の企業	300人以下の企業		
		計	101人以上 300人以下	100人以下
平成28年12月末	260	20	非公表	
令和4年3月末	257	494	非公表	
令和4年6月末	256	706	657	49
令和4年12月末	260	756	686	70

【関連事業】➡ P60 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」 No.148～157

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標4 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画

目標数値(令3)
1,800戸

【目標値に対しての達成状況】

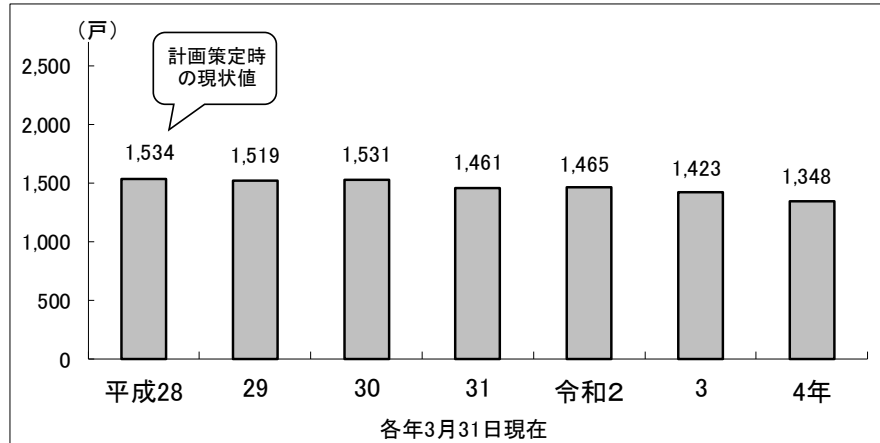
令和4年3月31日現在の家族経営協定締結農家数は、新たに32件の協定締結があったものの、経営主の死亡や離農、法人化等により実質履行不能となった協定107件を除くと、前年より75件減少し1,348件となり目標を達成できなかった。

【今後の取組の方向等】

若い世代の農村女性が経営・社会参画し、役割を発揮していくためには、女性自身の意識高揚と資質向上が必要である。また、経営における役割分担を明確化する家族経営協定の締結に対する経営者や組織の長の積極的な取組も必要となっている。

新規就農者の確保・育成の総合的な取組の中で、家族経営協定の締結に係る検討会や研修会等を通じて、啓発・締結指導を行う。

◆ 家族経営協定締結農家数



資料：新潟県農林水産部経営普及課調べ

【目標】
増加

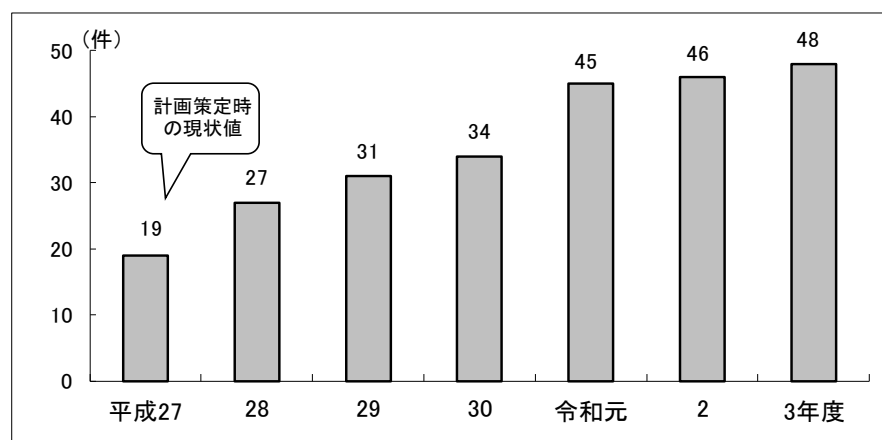
【目標に対しての達成状況】

令和3年度末の県が支援を行った女性起業数は48件となり、計画策定時（平成27年度）と比べ増加し、目標を達成した。

【今後の取組の方向等】

新規就農者の確保・育成の総合的な取組の中で、起業を目指す女性農業者等への経営管理指導や研修会等を実施していくとともに、農業法人等への個別支援を継続する。

◆ 県が支援を行う女性農業者の起業数（累計）



資料：新潟県農林水産部経営普及課調べ

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標4 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画

参考指標

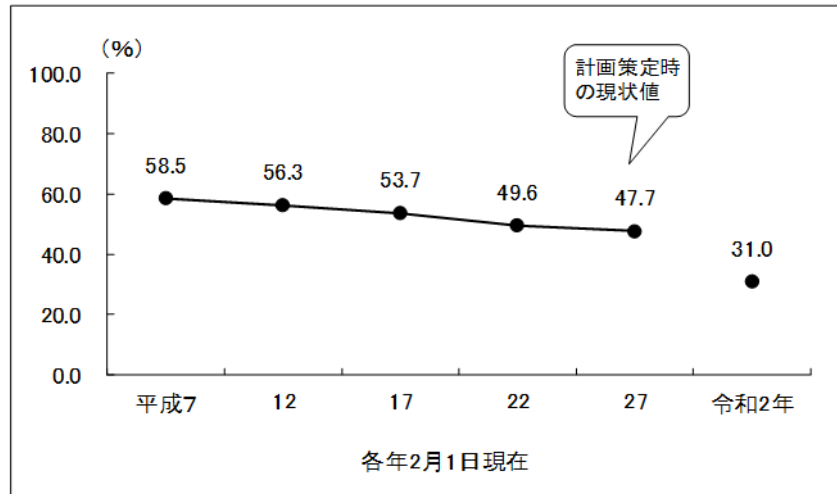
定年後に農業に就く男性が女性よりも多いこと等の理由から農業就業人口に占める女性の割合は減少傾向と考えられるが、農業就業人口が年々減少している中で、女性は農業就業人口の約3割を占める重要な担い手である。

※調査項目の変更あり

～H27 農林業センサス 農業就業人口(自営農業に主として従事した世帯員数)

R2農林業センサス 農業に60日以上従事した世帯員、役員・構成員(経営主を含む)数

◇農業就業人口に占める女性の割合（新潟県）



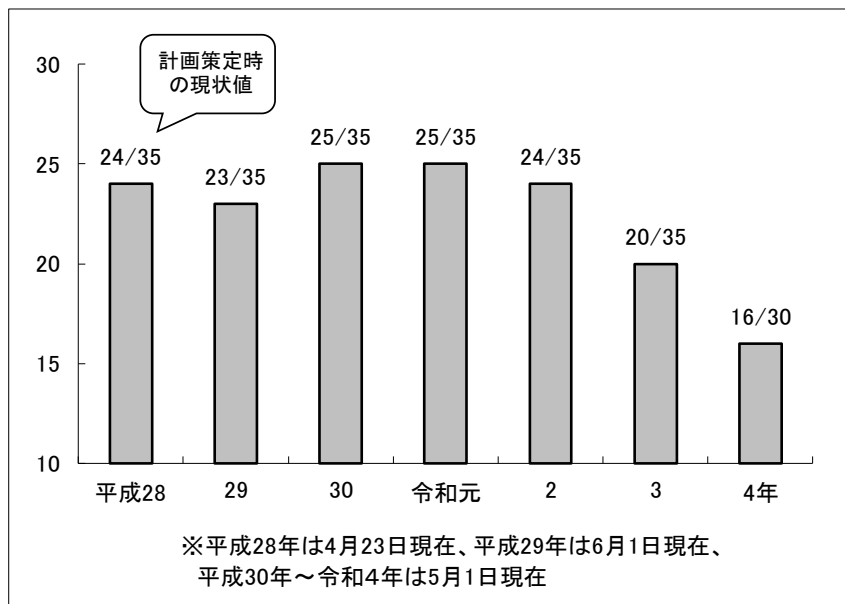
資料：農林水産省「農林業センサス」

参考指標

農業委員会法においては、委員の任命を行うにあたり、幅広い意見を募るために年齢・性別等に偏りが生じないよう、青年・女性の積極的な登用に配慮することとされている。

令和4年5月1日現在、複数の女性農業委員のいる農業委員会数は16であった。

◇複数の女性農業委員のいる農業委員会数（新潟県）



資料：新潟県農林水産部農業総務課調べ

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

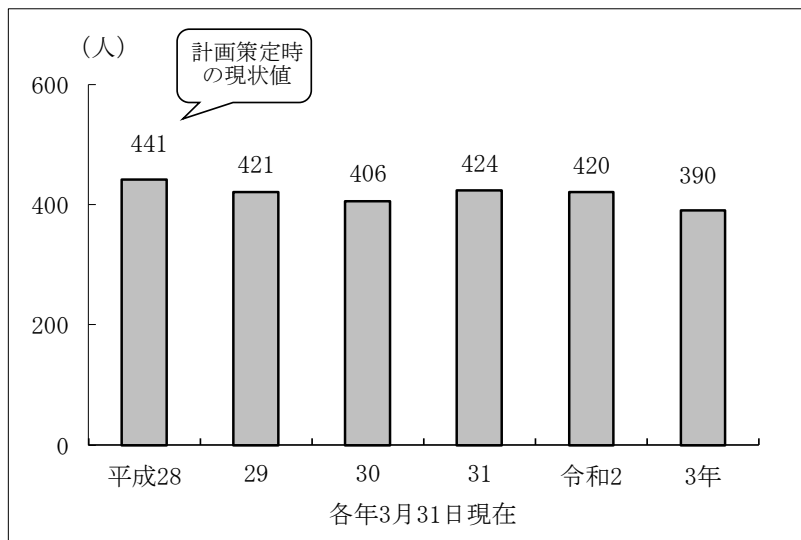
重点目標4 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画

参考指標

女性認定農業者は、令和3年3月31日現在 390 人であり、前年に比べ 30 人減少した。

認定農業者数全体も前年に比べて減少しており、女性の認定農業者数の減少幅は、全体の認定農業者数と同程度となっている。

◇女性の認定農業者数（累計）（新潟県）



資料：農林水産省調べ

【関連事業】➡ P61 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」 No.158～166

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標1 男性中心型労働慣行等を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実

目標数値(令1)
女性95.0%
男性4.0%

【目標値に対しての達成状況】

令和3年度の数値は、男性は18.5%と前年度と比べ5.7ポイント増加し、目標を達成した。女性は92.6%と前年度に比べ1.7ポイント増加したが、目標を達成できなかった。

国の調査(※)によれば、男性労働者(正社員)のうち、育児休業未取得で、かつ取得しなかったと回答した割合は29.9%であり、取得しなかった理由として、収入を減らしたくないからや職場の雰囲気などが多く挙がっている。

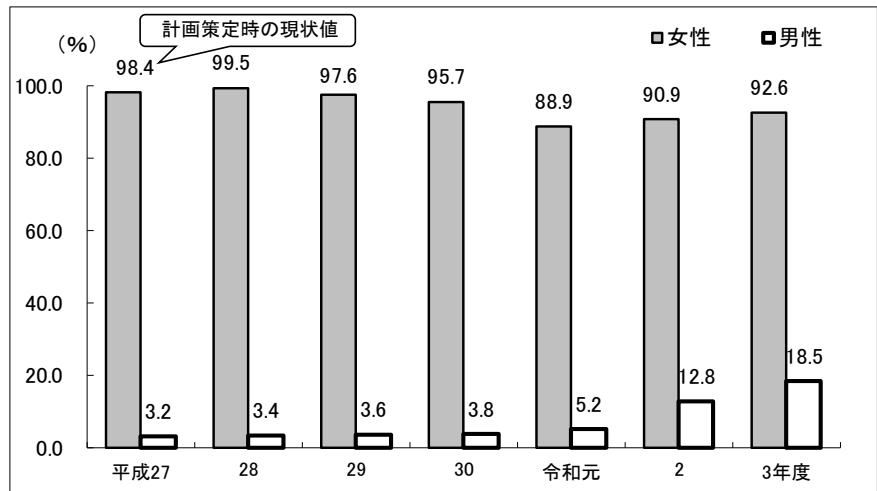
※厚生労働省「令和2年度仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査研究事業」(末子出生時の育児休業取得状況・男性正社員)

【今後の取組の方向等】

令和4年4月から順次施行された改正育児・介護休業法の周知啓発を図るとともに、企業における働き方改革の取組を支援し、従業員がワーク・ライフ・バランスを実現でき、男女がともに働きやすい職場環境づくりの促進に努める。

特に男性の育児休業取得率においては、男性労働者が育児に参加しやすい職場環境づくりなど、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「パパ・ママ子育て応援プラス」として認定するとともに、さらに認定メリットとして育児休業を取得した労働者とその事業主向けの助成金を交付することにより、取得率の更なる向上に努める。

◆ 育児休業取得率（女性・男性）



資料：新潟県産業労働部しごと定住促進課
「新潟県賃金労働時間等実態調査」

※年度：前年7月1日から当年6月30日

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標1 男性中心型労働慣行等を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実

目標数値(令3)
1,080社

【目標値に対しての達成状況】

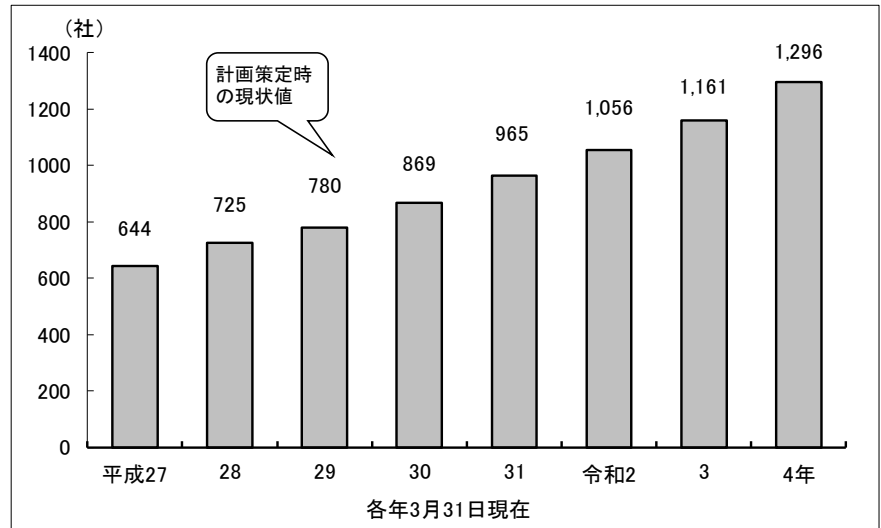
令和4年3月31日現在の登録企業数は1,296社となり、目標数値を達成した。

近年は登録の伸び率が上がっており、職場における男女共同参画に対する意識が一定程度浸透していること、既登録企業等からの周知等も増加の要因と考えられる。

【今後の取組の方向等】

今後も企業から制度の趣旨を理解してもらうとともに、登録のメリットを感じられる効果的な支援策を実施し、職場における男女共同参画の取組を一層促進していく。

◆ ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録数（累計）



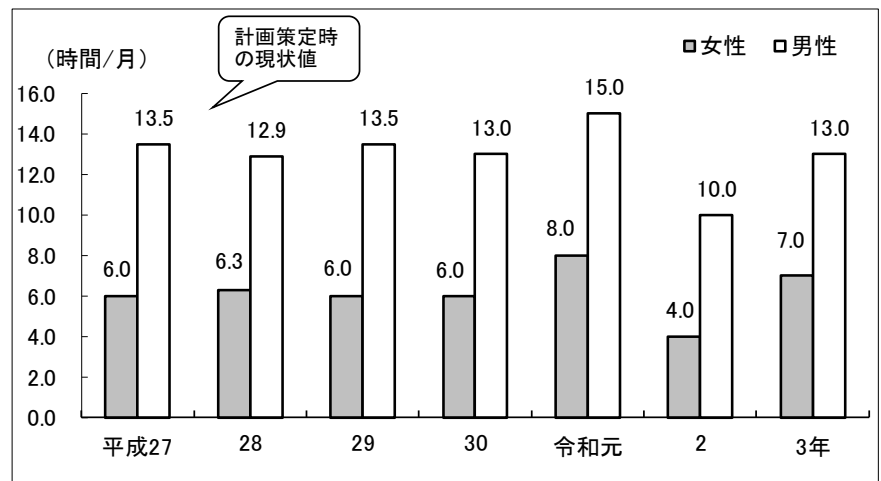
資料：新潟県知事政策局政策企画課男女平等・共同参画推進室調べ

参考指標

令和3年の所定外労働時間数は、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により令和2年度に大きく減少した数値が従前の水準に戻ったが、依然として男女間で2倍程度の開きがある状況が続いている。

長時間労働は、仕事と家庭の両立や、女性のキャリア形成等を阻む要因となっており、働き方改革の推進に向け、企業の取組支援や社会的機運の醸成が必要である。

◇ 所定外労働時間数（男性・女性）



資料：新潟県産業労働部しごと定住促進課「新潟県賃金労働時間等実態調査」（平成27～30年）

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和元年以降）

※「新潟県賃金労働時間等実態調査」の調査項目を変更したため、令和元年から厚生労働省が実施する「賃金構造基本統計調査」により代替（平成27～30年は7月分賃金、令和元年以降は6月分賃金による調査）

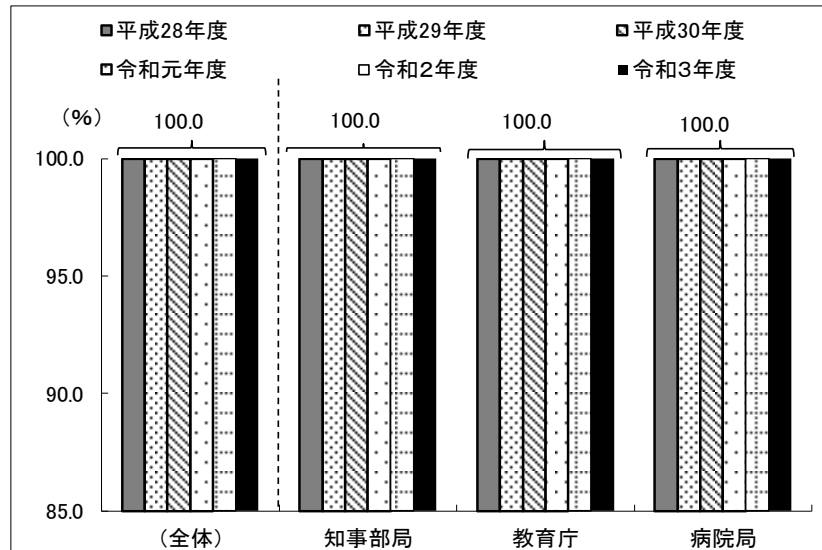
基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標1 男性中心型労働慣行等を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実

参考指標

令和3年度の新潟県の女性職員の育児休業取得率は、知事部局、教育庁、病院局いずれも100%となっており、近年は100%で推移している。

◇新潟県職員の育児休業取得率（女性）（知事部局・教育庁・病院局）

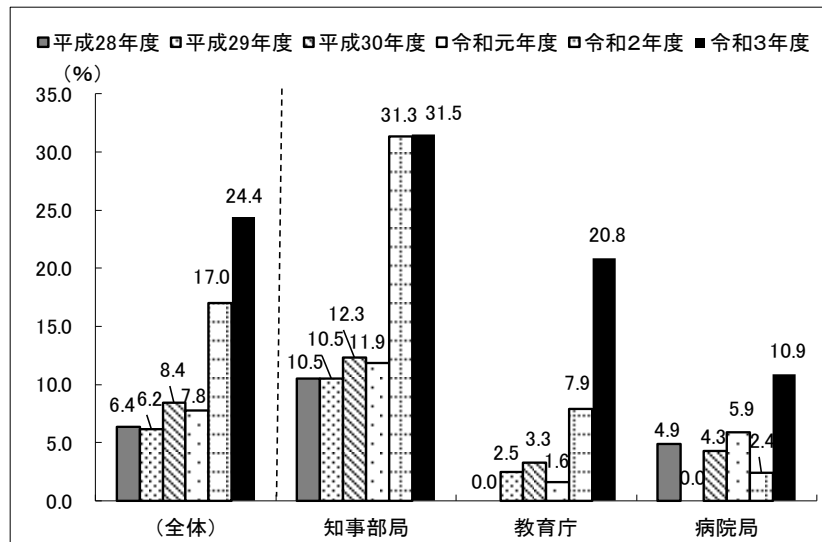


※図の（全体）は、知事部局、教育庁、病院局の合計を表示
資料：新潟県総務管理部人事課・教育庁・病院局調べ

参考指標

令和3年度の新潟県の男性職員の育児休業取得率は、24.4%となり、前年度に比べ全体で7.4ポイント増加した。前年度と比べ、いずれの任命権者においても増加している。

◇新潟県職員の育児休業取得率（男性）（知事部局・教育庁・病院局）



※図の（全体）は、知事部局、教育庁、病院局の合計を表示
資料：新潟県総務管理部人事課・教育庁・病院局調べ

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標2 男性にとっての男女共同参画

【目標】 増加

【目標に対しての達成状況】

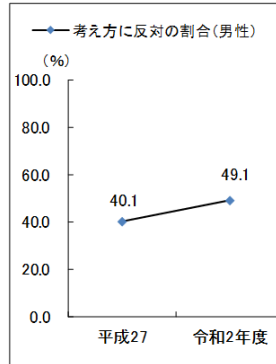
令和3年度に実施した「県民アンケート調査」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対の男性の割合は59.1%であり、計画策定時（平成26年度）と比べて増加しており、目標を達成した。

【今後の取組の方向等】

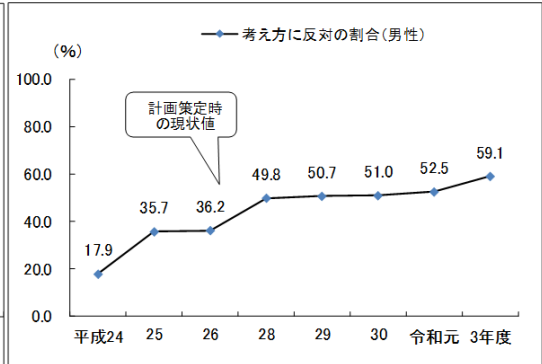
家庭等への男性参画を促し、男性にとっての男女共同参画の意義の啓発等を推進するとともに、男性が家事・育児・介護等に参画しやすい環境整備を促進する。

◆ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対の男性の割合

【県民意識調査】



【県民アンケート調査】



資料：

【県民意識調査（平成27、令和2年度）】

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」

※県内人口の地域比、年齢比構成に合うよう抽出した不特定多数の2,000人に回答依頼、集計。

【県民アンケート調査（平成28～令和元、令和3年度）】

新潟県知事政策局広報聴取課「県民アンケート調査」（平成28年度）

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課「県民アンケート調査」（平成29～令和元、令和3年度）

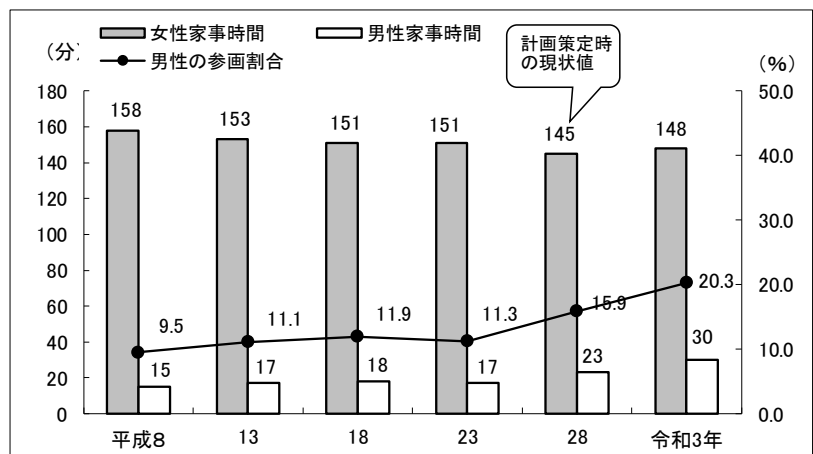
※300人～400人の県民にアンケートの回答を依頼、集計。

参考指標

令和3年における家事時間について、女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合は20.3であった。

男性の家事時間は1日平均30分で、平成28年と比べると7分の増加しており、男性の家事時間は依然として少ないものの、増加傾向にある。

◇男性の家事参画度（女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合）（新潟県）



資料：総務省統計局「社会生活基本調査」
行動の種類別総平均時間（15歳以上）

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標2 男性にとっての男女共同参画

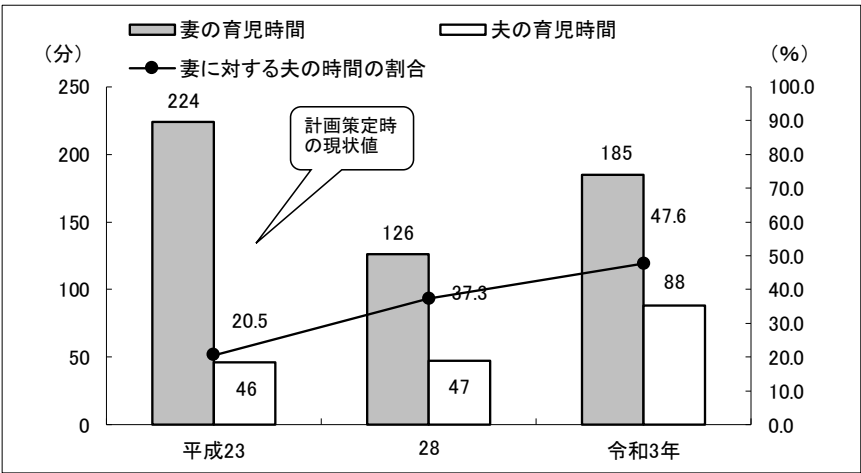
参考指標

「6歳未満の子どもをもつ夫婦と子どもの世帯」において、令和3年における育児時間について、女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合は47.6であり、平成23年と比べて27.1ポイント上昇した。

男性の育児時間はほぼ倍になっている。

◇男性の育児参画度（女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合）

（新潟県・夫婦と子どもの世帯のうち6歳未満の子どもがいる夫婦）



資料：総務省統計局「社会生活基本調査報告」
行動の種類別総平均時間（6歳未満の子どもがいる夫・妻）新潟県

【関連事業】 ➡ P63「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」No.191～200

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標3 子育て環境の充実

【目標】 増加

【目標に対しての達成状況】

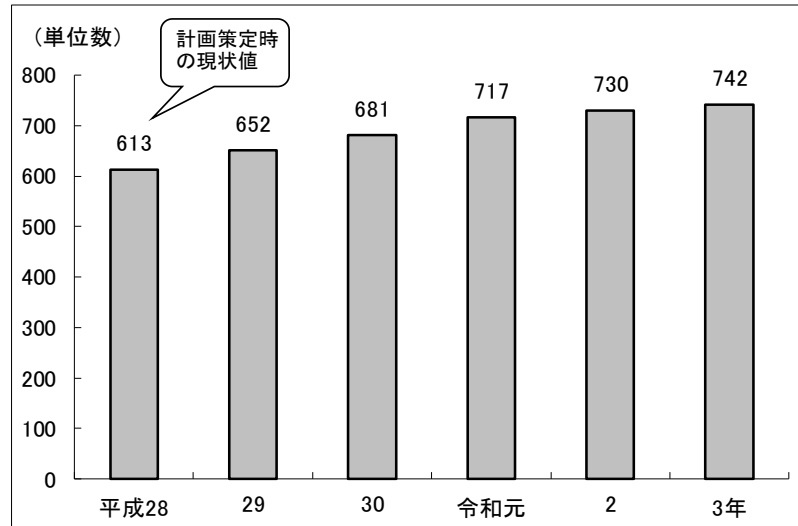
令和3年5月1日現在の支援単位数は742であり、前年に比べ12増加した。

共働き世帯の増加など、子育て支援に対するニーズの高まりに伴い、支援単位数は年々増加している。

【今後の取組の方向等】

今後も子育て支援ニーズの高まりに応じられるよう、各種施策を推進していく。

◆ 放課後児童クラブ支援単位数



資料：新潟県福祉保健部子ども家庭課調べ

平成28年～令和元年、3年は5月1日現在、
令和2年は7月1日現在

【目標】 増加

【目標に対しての達成状況】

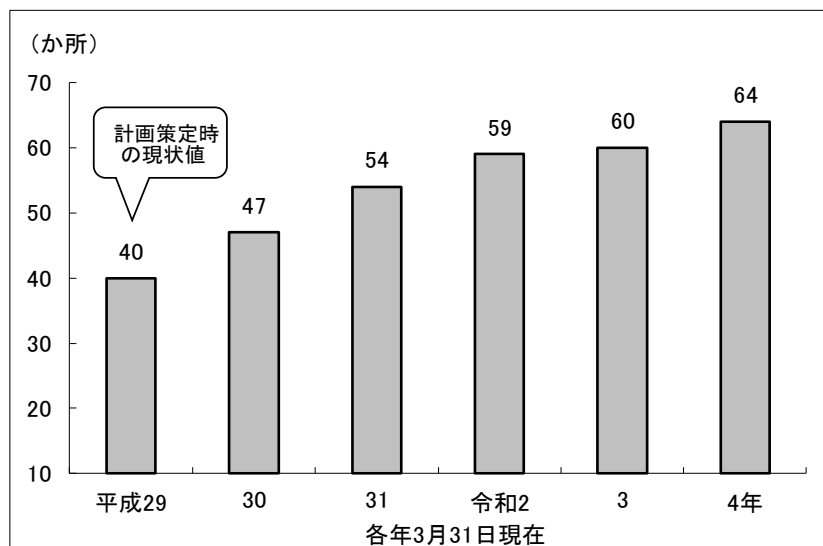
令和4年3月31日現在の実施か所数は64か所であり、前年度に比べ4か所増加している。

共働き世帯の増加など、保育ニーズの高まりに伴い、実施か所は年々増加している。

【今後の取組の方向等】

今後も保育ニーズの高まりに応じられるよう、各種施策を推進していく。

◆ 病児保育事業実施箇所数



資料：新潟県福祉保健部子ども家庭課調べ

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

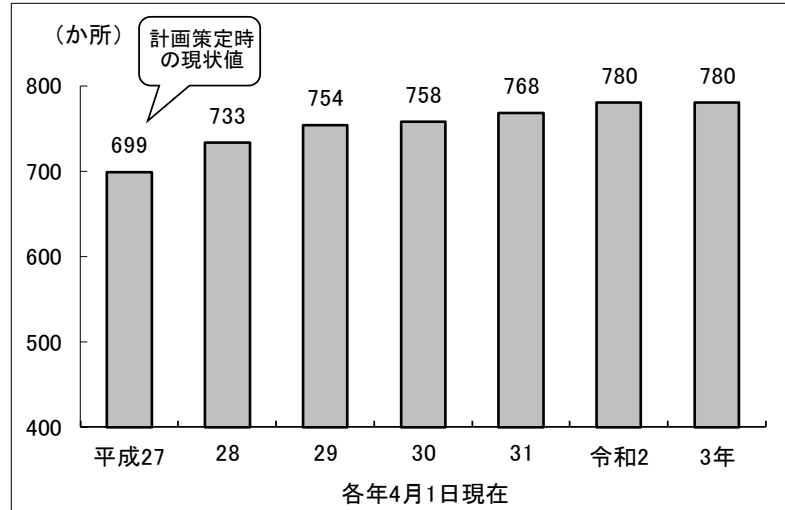
重点目標3 子育て環境の充実

参考指標

令和3年4月1日現在の実施
か所数は780か所であり、前年
度から増減はなかった。

就労形態の多様化等に伴い、
保育時間を延長して子どもを預
けられる環境が必要とされてお
り、その保育需要は年々増加し
ている。

◇延長保育を実施している保育所のか所数（新潟県）



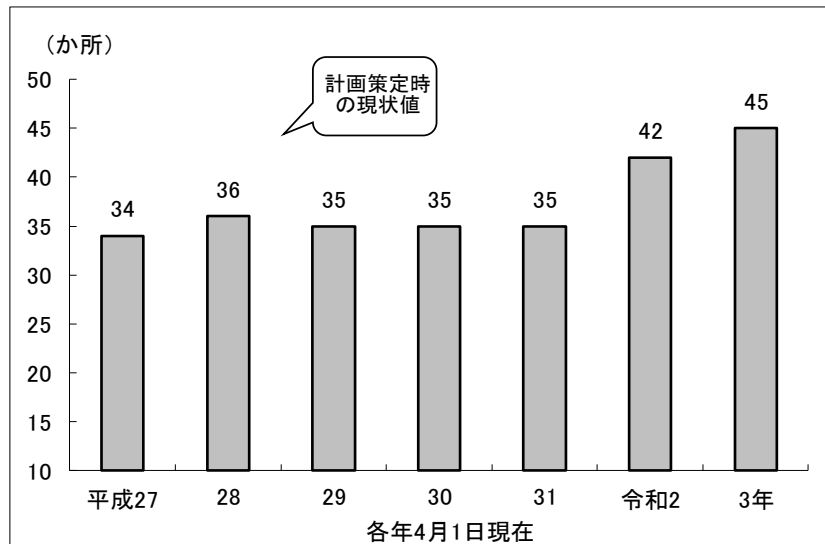
資料：新潟県福祉保健部子ども家庭課調べ

参考指標

令和3年4月1日現在の実
施か所数は45か所であり、前
年度に比べ3か所増加してい
る。

就労形態の多様化等に伴い、
休日に子どもを預けられる環
境が必要とされており、その保
育需要は年々増加している。

◇休日保育を実施している保育所のか所数（新潟県）



資料：新潟県福祉保健部子ども家庭課調べ

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

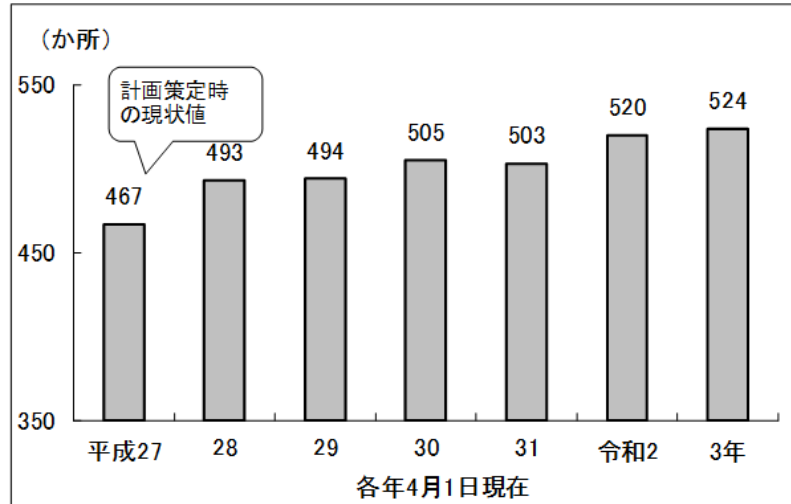
重点目標3 子育て環境の充実

参考指標

令和3年4月1日現在の実施か所数は524か所であり、前年度に比べ4か所増加した。

子育て支援ニーズの増加に伴い、保育需要に応じた環境が整備されたことによる。

◇一時預かり事業を実施しているか所数（新潟県）



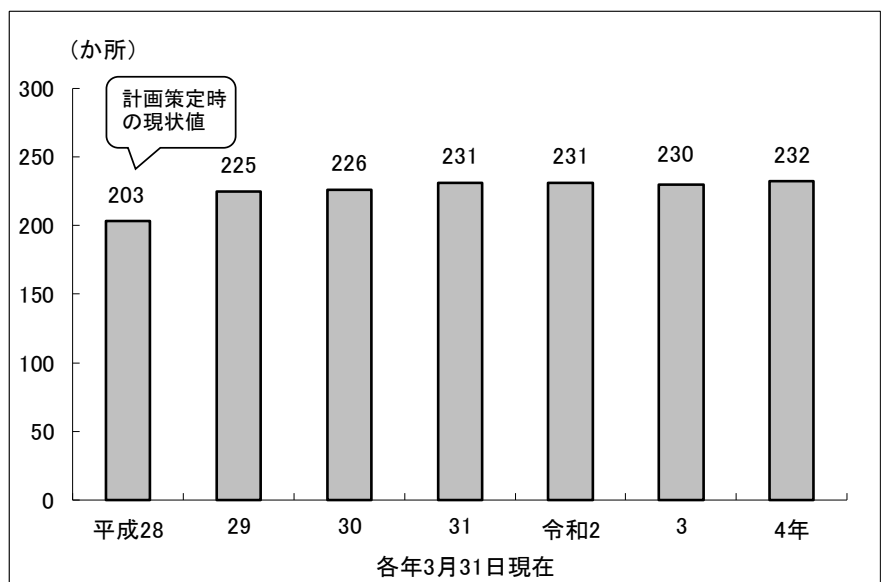
資料：新潟県福祉保健部子ども家庭課調べ

参考指標

令和4年3月31日現在の地域子育て支援拠点のか所数は232か所であり、前年度に比べ2か所増加した。

子育て支援ニーズの高まりに応じて、子育て支援の環境が整備されている。

◇地域子育て支援拠点のか所数（新潟県）



資料：新潟県福祉保健部子ども家庭課調べ

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

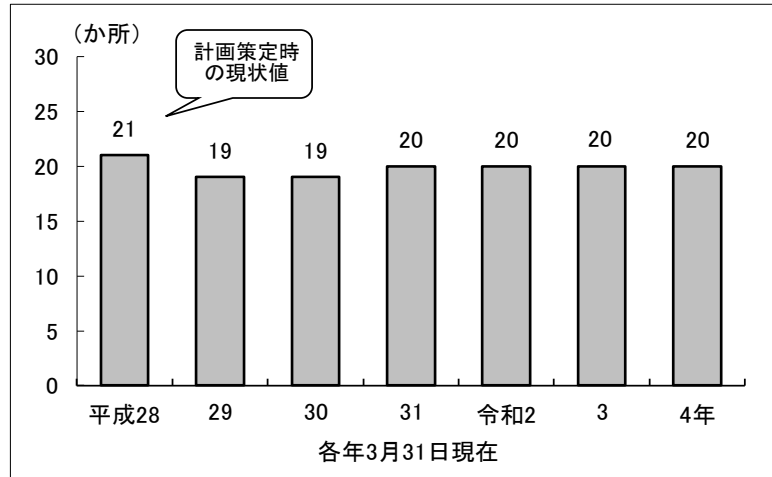
重点目標3 子育て環境の充実

参考指標

令和4年3月31日現在のファミリー・サポート・センターのか所数は、20か所であり、前年度と同数であった。

ファミリー・サポート・センターは、地域における子育ての相互援助活動の重要な拠点となっている。

◇ファミリー・サポート・センターか所数（新潟県）



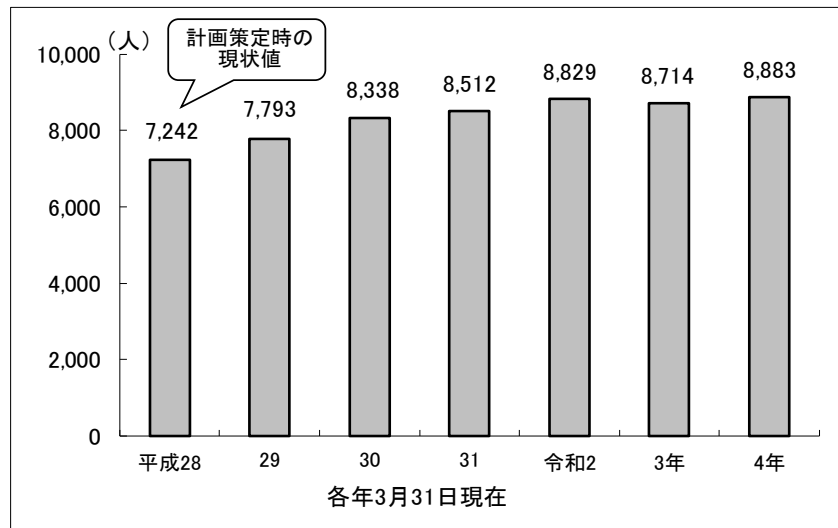
資料：新潟県福祉保健部子ども家庭課調べ

参考指標

令和4年3月31日現在のファミリー・サポート・センターの会員数は、8,883人であり、前年度に比べ169人増加した。

会員数の増加は子育て支援ニーズの高まりに起因していると考えられる。

◇ファミリー・サポート・センターの会員数（新潟県）



資料：新潟県福祉保健部子ども家庭課調べ

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

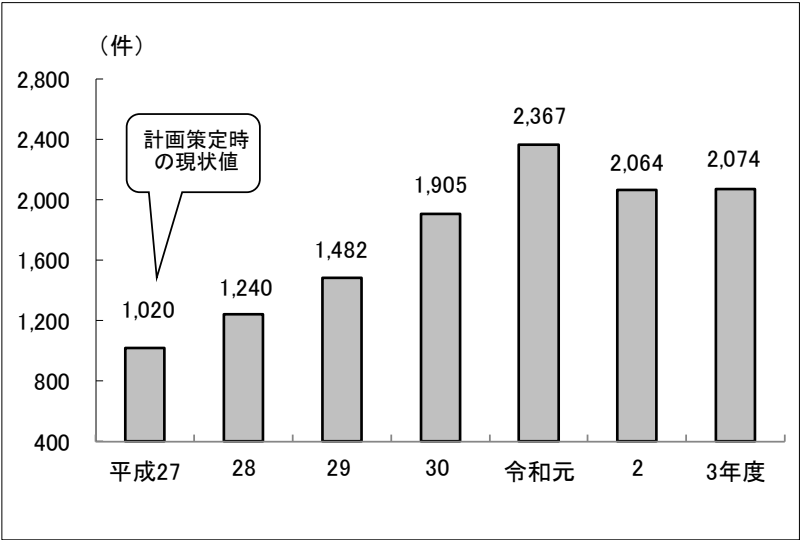
重点目標3 子育て環境の充実

参考指標

令和3年度の児童相談所の虐待相談対応件数は2,074件であり、前年度とほぼ同様の件数だった。

対応件数の増加は、虐待自体が増えている可能性に加え、住民や関係機関の意識、関心の高まりに起因していると考えられる。

◇子どもに対する虐待相談対応件数（新潟県）



資料：新潟県福祉保健部子ども家庭課調べ
※令和3年度は速報値

【関連事業】 ➡ P63,64「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」No.201～241

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標4 高齢者・障害者の社会参画と介護体制の充実

【目標】 全国平均・前年度の 全国順位を上回る

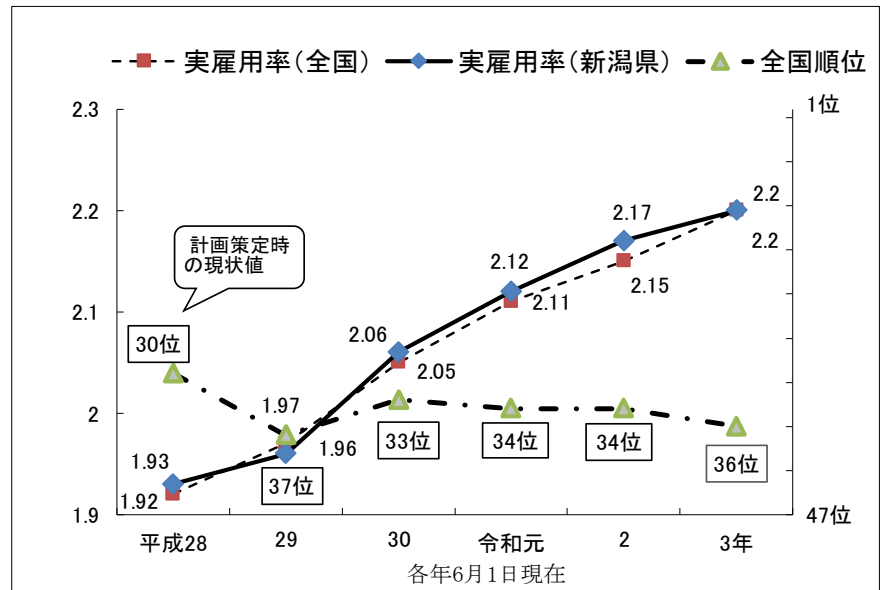
【目標に対しての達成状況】

令和3年の障害者の実雇用率は全国平均と同様であり、全国順位は前年から2位下がったため、目標を達成できなかった。雇用率は10年連続で過去最高を更新しており、本県における障害者雇用は着実に進展している。

【今後の取組の方向等】

引き続き、企業の負担感軽減や不安感の解消を図るとともに、障害者が企業の戦力となる取組を支援することにより障害者雇用を促進していく。

◆ 障害者の実雇用率（民間企業）



資料：厚生労働省「障害者雇用状況報告」

※法定雇用率：2.3%

【目標】 増加

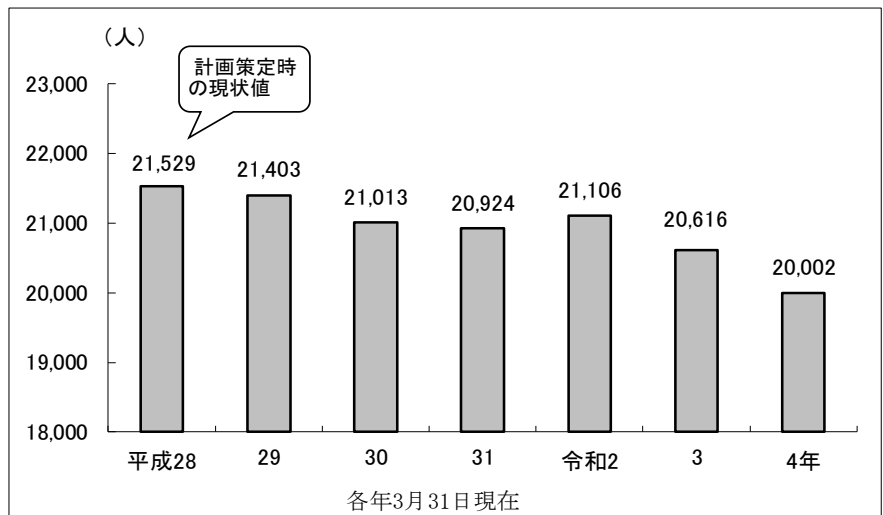
【目標に対しての達成状況】

シルバー人材センターの令和4年の会員数は20,002人と計画策定時（平成28年）と比べて減少し、目標を達成できなかった。令和2年に一度増加したものの、その後再び減少に転じている。

【今後の取組の方向等】

高齢者それぞれのライフスタイルや心身状況・家庭状況等に応じて、短時間勤務を含む多様な就業機会の創出を促進し、高齢者の就業ニーズの顕在化と企業の人材ニーズ掘り起こしを通じて、更なる会員数の増加やシルバー人材センターを通じた就業の拡大を図っていく。

◆ シルバー人材センターの会員数



資料：（公社）新潟県シルバー人材センター連合会提供資料

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標4 高齢者・障害者の社会参画と介護体制の充実

**目標数値(令3)
延べ10,088人**

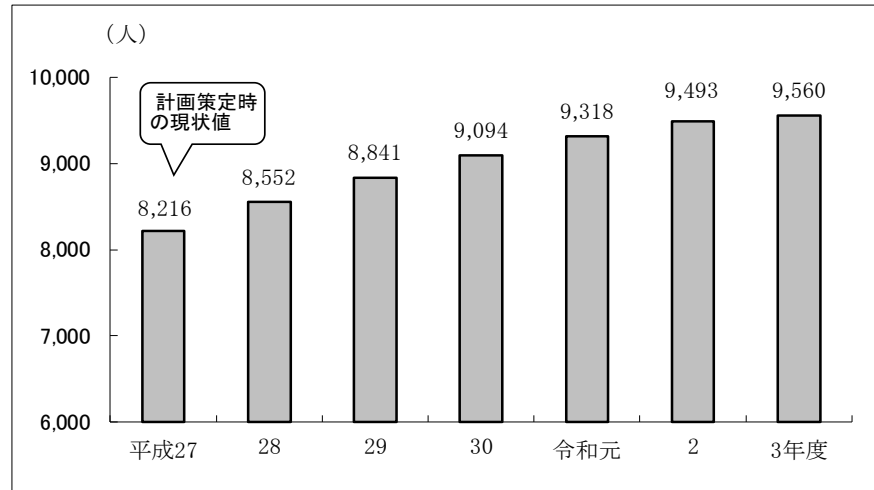
【目標値に対しての達成状況】

令和3年度のシニアカレッジ新潟（旧新潟県高齢者大学）の修了者数は9,560人となり、目標数値を達成できなかった。

【今後の取組の方向等】

引き続き、関係機関と連携しながら、シニアカレッジ新潟の周知や魅力向上に努めていく。

◆ シニアカレッジ新潟（旧新潟県高齢者大学）修了者数



資料：新潟県福祉保健部高齢福祉保健課調べ

【関連事業】 ➡ P65 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」 No.242～276

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標5 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

【目標】 増加

【目標に対しての達成状況】

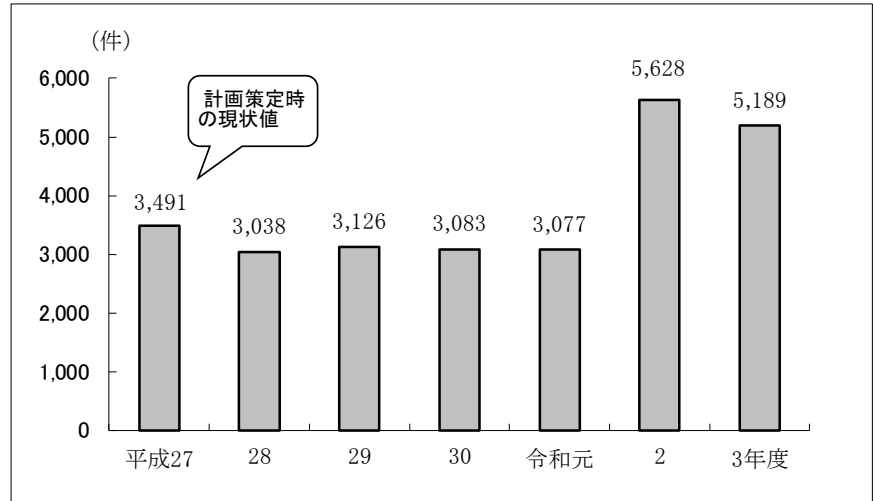
令和3年度の件数は、5,189件（速報値）であり、前年度に比べ439件減少したが、目標を達成した。

平成28年度以降、支援により就労・増収した者は、合計で1,442人（速報値）となった。

【今後の取組の方向等】

自立相談支援機関の支援員に対する研修の実施により、支援技術のさらなる向上を目指す。

◆ 自立相談支援機関の新規相談件数



資料：厚生労働省「生活困窮者自立支援制度の支援状況調査」

※令和3年度の件数は速報値

【目標】 増加

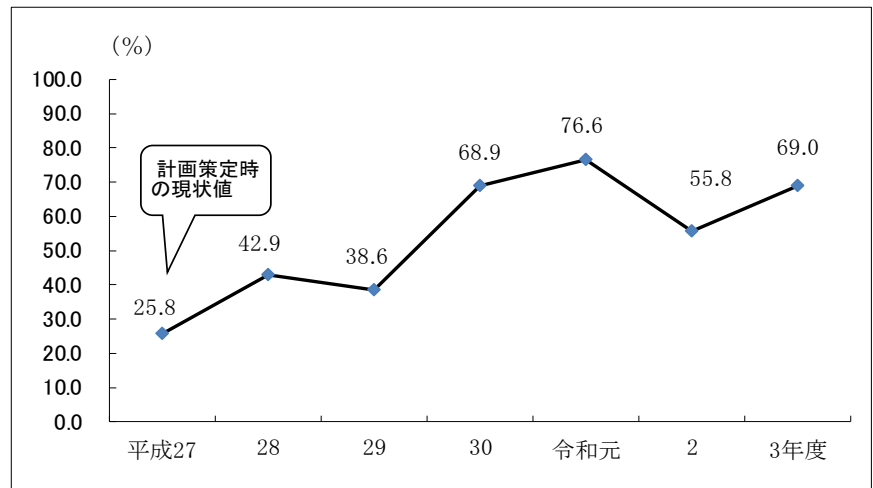
【目標に対しての達成状況】

令和3年度の相談者就職率は69.0%であり、前年度と比べ13.2ポイント増加した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響はあったが、ひとり親ジョブマッチにいがたの運用開始やそれに伴う登録企業の開拓等、就業支援の取り組みを強化したことが就職率の増加につながったと考えられる。

【今後の取組の方向等】

就職率の増加に向け、継続して個々の相談者の状況の把握等きめ細かな対応やひとり親ジョブマッチにいがたの周知等に取り組む。

◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センター相談者の就職率（相談者に占める就職者の割合）



資料：新潟県福祉保健部子ども家庭課「県ひとり親家庭等就業・自立支援センター実績報告」

※平成27年度の数値は「来所相談延べ人数に占める就職者の割合」であり、平成28年度以降は「就業相談の新規登録者に占める就職者の割合」となっているため単純比較できない。

【関連事業】➡ P66 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」 No.277～285

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標6 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画

目標数値(令3)
4.5%

【目標値に対しての達成状況】

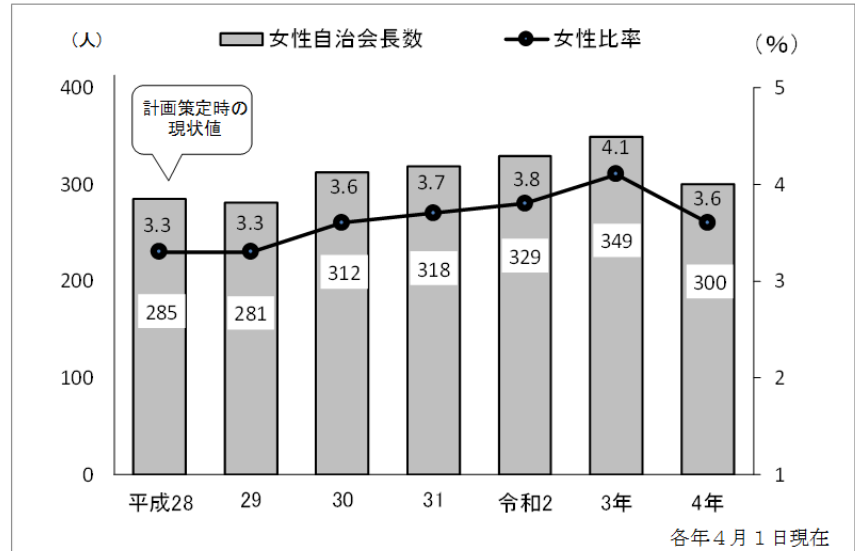
令和4年4月1日時点の女性の自治会長は300人で、女性割合は3.6%となり、前年に比べ0.5ポイント減少した。

自治会長の女性割合は緩やかではあるが増えつつあったが、令和4年は前年より減少し目標を達成できなかった。

【今後の取組の方向等】

活力ある地域社会とするためには、地域課題に対する男女共同参画の視点は重要であり、引き続き女性参画が拡大されるよう情報提供や啓発に取り組む。

◆ 自治会長に占める女性の割合



【目標】
増加

【目標に対しての達成状況】

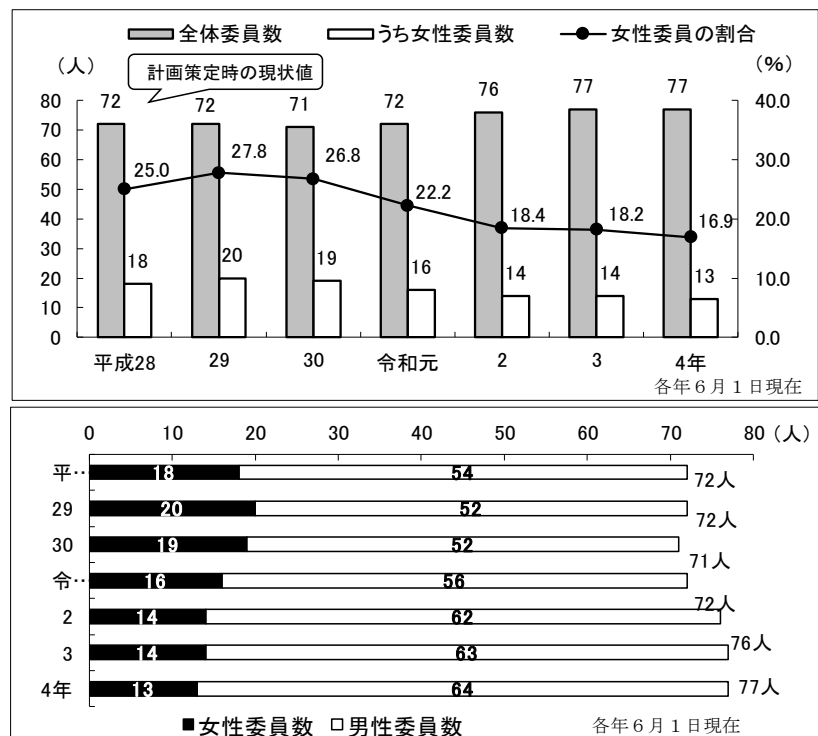
令和4年6月1日時点の女性登用率は16.9%であり、前年に比べ1.3ポイント低下した。

積極的な女性登用に努めているものの、委員が所属する団体の人事異動により、女性委員数が1名減少し、目標を達成できなかった。

【今後の取組の方向等】

引き続き、学識者委員等からの積極的な女性登用や、関係団体へ女性委員推薦の働きかけを行う。

◆ 県防災会議委員に占める女性の割合



資料：新潟県防災局防災企画課調べ

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標6 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画

【目標】 増加

【目標に対しての達成状況】

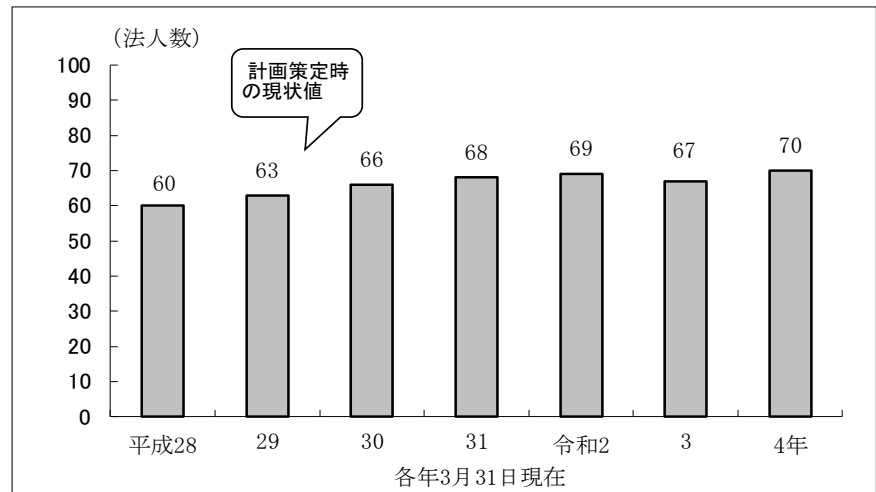
令和4年3月31日時点の法人数は70法人で、計画策定時（平成29年）と比べて増加しており、目標を達成した。

令和3年度、新潟県内のNPO法人数全体が増加したことから、「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行うことを目的とするNPO法人数」も同様に増加したものと考えられる。

【今後の取組の方向等】

引き続き、男女共同参画の促進に向けた情報発信や相談対応に取り組み、NPO法人の活動を支援していく。

◆ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行うことを目的とするNPO法人数



資料：新潟県総務部県民生活課調べ

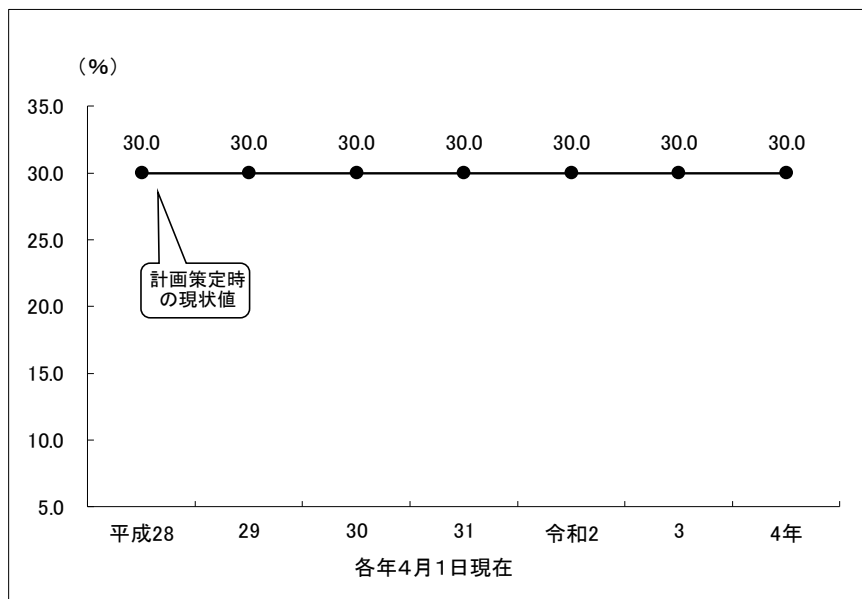
【関連事業】 ➡ P66 「基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧」 No.286～298

計画の推進

参考指標

令和4年4月1日現在の制定市町村数は9、制定率は30.0%であり、計画策定時から変わっていない。

◇市町村男女共同参画条例制定率（新潟県）

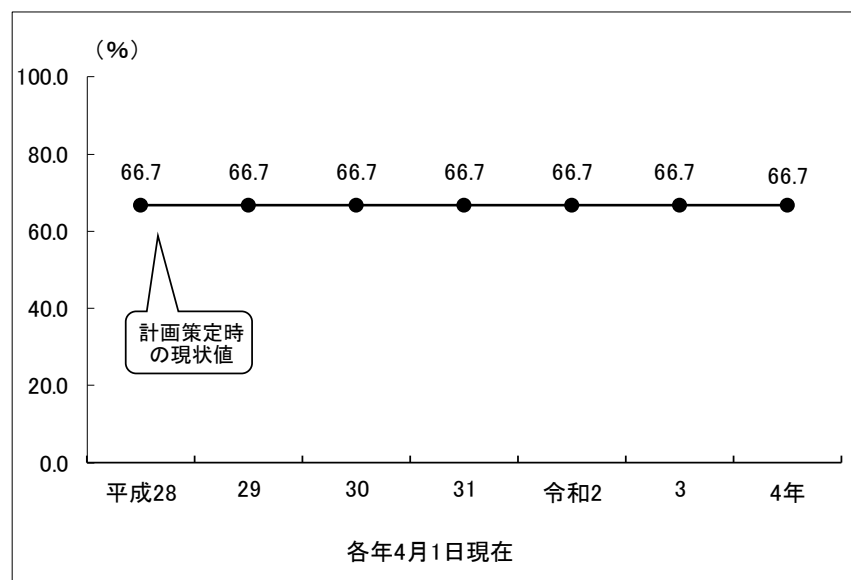


資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、新潟県知事政策局政策企画課男女平等・共同参画推進室調べ

参考指標

令和4年4月1日現在の策定市町村数は20、策定率は66.7%で、計画策定時から変わっていない。

◇市町村男女共同参画計画策定率（新潟県）



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、新潟県知事政策局政策企画課男女平等・共同参画推進室調べ

計画の推進

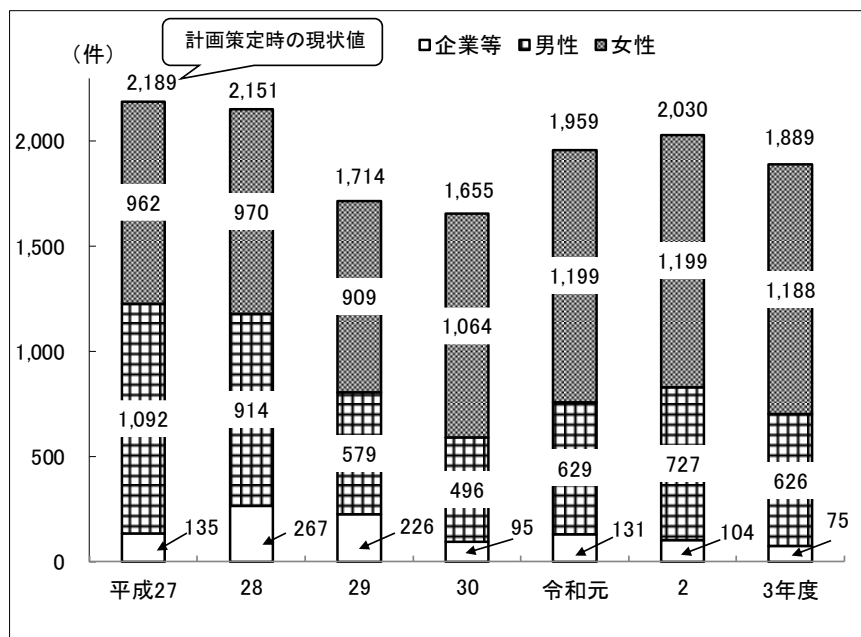
参考指標

令和3年度の相談件数は1,889件であり、前年度に比べ131件減少した。

女性からの相談が依然として高い水準で推移しており、相談内容は「その他人間関係」に関するものが最も多く、次いで「家庭・暮らし」が続いている。

男性からの相談は、「夫婦・男女関係」が多くなっている。

◇新潟県男女平等推進相談室の相談件数



資料：新潟県知事政策局政策企画課男女平等・共同参画推進室調べ

参考指標

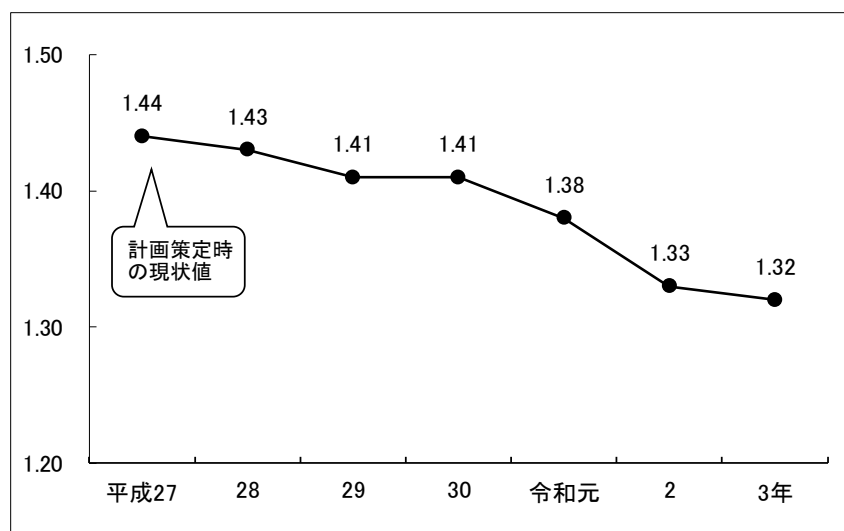
令和3年の新潟県の合計特殊出生率は1.32で、前年から0.01ポイント減少した。

全国平均は前年を0.03ポイント下回る1.30で、本県は全国平均を上回る結果となった。

全国順位は、前年の34位から32位となっている。

年齢（5歳階級）別では、30～34歳において、出生数及び女性人口（推計値）の前年からの減少幅が大きくなっており、これらが影響しているものと考えられる。

◇合計特殊出生率（新潟県）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

※令和3年は速報値

Ⅱ 「第３次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」関連施策の実施状況

■ ページの見方

ここでは、「第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」における関連施策について、計画の体系別に整理し、『**基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧**』として、関連事業・取組名や担当課等を掲載しています。

なお、各事業の概要や実施計画及び実施状況等については、県政策企画課男女平等・共同参画推進室のホームページ（<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/danjobyodo/>）に掲載する『第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）推進状況＜令和4年度版＞』の中で、『基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業概要』として掲載しますので、御参照ください。

男女共同参画の視点を踏まえた事業の実施について

関連事業の実施にあたっては、各事業の『企画』や『実施段階』において「男女共同参画に配慮する点」を確認し、『実施後』には、「男女共同参画に配慮した取組やその効果」について検討を行いました。

これらについては、上記『基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業概要』の『令和3年度実績、男女共同参画の視点到配慮した取組及び効果』及び『現状の分析、今後の取組等』の欄に反映されています。

1 基本目標・重点目標・施策の基本的方向別事業一覧

※(再)は再掲事業・取組（そのため、目標ごとの予算額小計と合計額は一致しない。）

※個別に予算を計上していないが実施している事業や取組等は、当初予算額を「0」と記載

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

重点目標1 男女平等意識の浸透

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）		
			令和４年度	令和３年度	
(再)	(１) 男女平等社会の形成についての理解を深めるための広報・啓発活動を推進します				
	1	啓発資料の作成・配布	政策企画課	0	0
	2	男女共同参画週間（6/23～29）	政策企画課	0	0
	3	男女平等・共同参画推進室だより「ふれ愛ほっとらいん」の発行	政策企画課	0	0
	4	男女平等社会の形成推進事業	政策企画課	464	191
	5	人権啓発費	福祉保健総務課	24, 298	24, 310
	6	DＶ防止法の周知	子ども家庭課	409	457
	7	ワーク・ライフ・バランス推進事業	しごと定住促進課	393	712
	(２) 各種団体等と連携し、広報・啓発活動を推進します				
	8	（公財）新潟県女性財団事業費補助	政策企画課	27, 973	26, 297
	(３) メディアを活用し、県民に対する啓発活動を推進します				
	9	広報活動費	広報広聴課	112, 233	112, 233
	10	啓発資料の作成・配布	政策企画課	0	0
	11	インターネットによる情報発信	政策企画課	0	0
	(４) メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を育成します				
	12	広報活動費	広報広聴課	112, 233	112, 233
13	広報広聴委員会	広報広聴課	0	0	
14	男女平等・共同参画推進室だより「ふれ愛ほっとらいん」の発行	政策企画課	0	0	
15	市町村男女平等推進担当者研修会	政策企画課	0	0	
16	男女共同参画推進員の設置	政策企画課	0	0	
重点目標１ 小計			165, 770	164, 200	

重点目標2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）		
			令和４年度	令和３年度	
（１）社会制度、慣行等を男女平等の視点で点検し、実態把握と啓発に努めます					
(再)	17	男女平等・共同参画推進室だより「ふれ愛ほっとらいん」の発行	政策企画課	0	0

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			令和４年度	令和３年度
（２）男女共同参画に関する調査や情報収集を行い、課題を整理し、提供します				
18	広報活動費	広報広聴課	112,233	112,233
19	広聴活動事業費	広報広聴課	17,356	17,675
20	啓発資料の作成・配布	政策企画課	0	0
21	男女平等・共同参画推進室だより「ふれ愛ほっとらいん」の発行	政策企画課	0	0
22	インターネットによる情報発信	政策企画課	0	0
23	男女平等社会推進審議会の運営	政策企画課	251	882
24	男女平等社会推進連絡調整費	政策企画課	0	54
25	図書情報ルームの充実	政策企画課	232	244
重点目標２　小計			130,072	131,088

重点目標３ 学校等における男女平等教育の深化

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			令和４年度	令和３年度
（１）学校等における男女平等を推進する教育・学習を充実します				
26	性別による固定的役割分担意識が育つことのないように配慮すること（保育等）	子ども家庭課	0	0
27	幼稚園教育における男女平等教育の充実	教育庁義務教育課	0	0
28	学習指導要領に基づき、社会科・家庭科等における男女平等教育の充実	教育庁義務教育課	0	0
29	学習指導要領に基づき、道徳・特別活動等における男女平等教育の充実	教育庁義務教育課	0	0
30	性別による固定的な役割分担意識にとらわれることのない進路指導（教育・義務教育）	教育庁義務教育課	0	0
31	性別による固定的な役割分担意識に基づいて学校運営が行われないよう努めること（教育・義務教育）	教育庁義務教育課	0	0
32	学習指導要領に基づき、家庭、公民科等各教科における男女平等教育を充実すること	教育庁高等学校教育課	0	0
33	学習指導要領に基づきホームルームをはじめ、特別活動等における男女平等教育を充実すること	教育庁高等学校教育課	0	0
34	性別による固定的な役割分担意識にとらわれることのない進路指導（教育・高等学校教育）	教育庁高等学校教育課	0	0
35	性別による固定的な役割分担意識に基づいて学校運営が行われないよう努めること（教育・高等学校教育）	教育庁高等学校教育課	0	0
（２）教職員等の研修を充実します				
36	保育研修事業等補助金	子ども家庭課	219	219
37	教育関係者等への研修・情報提供（教育・義務教育）	教育庁義務教育課	0	0
38	教職員等の研修の充実（教育・義務教育）	教育庁義務教育課	0	0
39	教育関係者等への研修・情報提供（教育・高等学校教育）	教育庁高等学校教育課	0	0
40	教職員等の研修の充実（教育・高等学校教育）	教育庁高等学校教育課	0	0
41	教育関係者等への研修・情報提供（教育・生涯学習）	教育庁生涯学習推進課	5,618	5,620
42	国立女性教育会館等の研修事業への参加促進	教育庁生涯学習推進課	0	0
43	P T A指導者研修会	教育庁生涯学習推進課	279	318
重点目標３ 小計			6,116	6,157

重点目標 4 男女平等に関する学習機会の確保

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			令和４年度	令和３年度
（１）男女平等意識を高めるための学習機会を提供します				
44	（公財）新潟県女性財団事業費補助	政策企画課	27,973	26,297
45	人権啓発費	福祉保健総務課	24,298	24,310
46	いきいき県民カレッジ充実費	教育庁生涯学習推進課	1,376	1,538
47	にいがた連携公開講座開催費	教育庁生涯学習推進課	124	350
48	人権教育指導者養成事業	教育庁生涯学習推進課	601	601
（２）性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方を選択できるよう学習機会の充実や学習情報の提供に努めます				
49	いきいき県民カレッジ充実費	教育庁生涯学習推進課	1,376	1,538
50	にいがた連携公開講座開催費	教育庁生涯学習推進課	124	350
（３）学習活動を支援する指導者等の人材の養成に努めます				
51	国立女性教育会館等の研修事業への参加促進	教育庁生涯学習推進課	0	0
52	人権教育指導者養成事業	教育庁生涯学習推進課	601	601
53	生涯学習指導者研修費	教育庁生涯学習推進課	521	663
（４）男女平等意識を育む家庭教育を推進します				
54	家庭教育支援ガイドブックの活用	教育庁生涯学習推進課	252	217
重点目標４　小計			55,145	53,976

重点目標 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			令和４年度	令和３年度
（１）ドメスティック・バイオレンスや性暴力など女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発と防止のための環境づくりを推進します				
55	D Vに関する啓発	政策企画課	0	0
56	女性に対する暴力をなくす運動(11/12～25)	政策企画課	0	0
57	子ども・女性電話相談事業	子ども家庭課	0	7,209
58	配偶者暴力被害者支援体制強化事業（関係者資質向上事業）	子ども家庭課	514	562
59	婦人保護事業	子ども家庭課	18,048	17,011
60	ネットワーク会員の充実と拡大	警察本部警務部警務課	※ 5,954	※ 5,863
61	性犯罪等の未然防止対策の推進	警察本部生活安全部生活安全企画課	792	687
62	防犯活動の展開	警察本部生活安全部生活安全企画課	0	0
63	広報啓発活動	警察本部生活安全部少年課	254	256

※細事業ごとに予算額を積算していないため、事業全体枠での予算額を記載

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			令和４年度	令和３年度
（２）ドメスティック・バイオレンスや性暴力など女性に対する暴力の実態を把握し、被害女性の相談 や保護・支援を行います				
64	性暴力・性犯罪被害者支援事業	県民生活課	5,617	6,660
65	D Vに関する啓発	政策企画課	0	0
66	男女平等推進相談員配置事業	政策企画課	5,655	5,237
67	子ども・女性電話相談事業	子ども家庭課	0	7,209
68	配偶者暴力被害者支援体制強化事業（関係者資質 向上事業）	子ども家庭課	514	562
69	婦人保護事業	子ども家庭課	18,048	17,011
70	一時保護委託事業	子ども家庭課	2,721	2,715
71	D V予防啓発総合強化事業	子ども家庭課	600	600
72	女性に対する暴力に対する検挙等適切な措置（警 察・広報広聴）	警察本部警務部広報広聴課	0	0
73	性犯罪被害相談電話	警察本部警務部広報広聴課	0	0
74	ネットワーク会員の充実と拡大	警察本部警務部警務課	※ 5,954	※ 5,863
75	女性に対する暴力に対する検挙等適切な措置 （警察・警務）	警察本部警務部警務課		
76	女性被害の暴力的事案に係る加害者の検挙等適切 な措置	警察本部生活安全部子供女 性安全対策課	0	0
77	ストーカー事案に対する対策	警察本部生活安全部子供女 性安全対策課	548	559
78	支援者及び民間支援団体等の安全確保	警察本部生活安全部子供女 性安全対策課	0	0
79	被害者保護対策	警察本部生活安全部子供女 性安全対策課	534	534
80	広報啓発活動	警察本部生活安全部少年課	254	256
81	児童買春事犯等福祉犯罪の取締りと被害者保護	警察本部生活安全部少年課	0	0
82	少年サポートセンター	警察本部生活安全部少年課	2,018	2,212
83	女性に対する暴力に対する検挙等適切な措置（警 察・少年）	警察本部生活安全部少年課	0	0
84	女性に対する暴力に対する検挙等適切な措置（警 察・生活保安）	警察本部生活安全部生活保 安課	0	0
85	人身取引の防止	警察本部生活安全部生活保 安課	0	0
86	売春事犯等に対する取締り	警察本部生活安全部生活保 安課	0	0
（３）セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を推進します				
87	県におけるセクシュアル・ハラスメント防止のた め、通知文書や全ての階層別研修でのハラスメン ト防止に係る研修の実施により啓発を図る	人事課	0	0
88	県教育委員会におけるセクシュアル・ハラスメン ト防止のため、管理者向け各種会議や研修などに おいて職員、個人の自覚を促し、啓発を図る	教育庁総務課	0	0
89	県警本部におけるハラスメント防止対策の推進	警察本部警務部警務課	0	0
重点目標５ 小計			43,255	50,105

※各事業ごとに予算額を積算していないため、事業全体での予算額を記載

重点目標 6 生涯を通じた女性の健康づくり

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			令和４年度	令和３年度
（１）生涯を通じた女性の健康の維持・増進対策を充実します				
90	社会体育団体事業費補助金	スポーツ課	80	80
91	交流促進ゆめづくり事業	スポーツ課	8,349	8,349
92	女性専門外来の普及	地域医療政策課	0	0
93	女性医師の育成・確保	医師・看護職員確保対策課	4,000	4,000
94	勤務医・女性医師サポート事業	医師・看護職員確保対策課	1,597	1,597
95	性感染症の予防に関する講演会の開催	感染症対策・薬務課	482	482
96	健康増進事業費補助金（骨粗鬆症検診）	健康づくり支援課	67,004	66,092
97	周産期医療ネットワーク整備事業	健康づくり支援課	3,789	1,789
98	生涯を通じた女性の健康支援事業	健康づくり支援課	6,465	6,465
99	新潟県健康づくり財団普及啓発活動費補助金	健康づくり支援課	770	810
100	食育推進事業	健康づくり支援課	8,792	7,574
101	運動習慣普及事業	健康づくり支援課	1,829	1,826
102	学校における性に関する指導	教育庁保健体育課	0	0
（２）妊娠・出産等に関する健康の維持・増進を支援するとともに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての知識の普及に努めます				
103	男女平等・共同参画推進室だより「ふれ愛ほっとらいん」の発行	政策企画課	0	0
104	生涯を通じた女性の健康支援事業	健康づくり支援課	6,465	6,465
105	不妊専門相談センター事業	健康づくり支援課	972	972
106	不妊治療費助成事業	健康づくり支援課	0	504,631
107	不育症検査費用助成事業	健康づくり支援課	1,650	3,250
重点目標 6 小計			105,779	607,917

重点目標 7 国際的な男女共同参画の取組の理解

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			令和４年度	令和３年度
（１）男女共同参画に関する国際的な動向や国際社会の取組への理解を促進します				
108	国際的な問題に対する意識の醸成・学習機会の提供（国際）	国際課	29,262	29,262
109	国際交流・協力活動の情報提供	国際課	0	0
110	国際的な問題に対する意識の醸成・学習機会の提供（男女平等社会推進）	政策企画課	0	0
重点目標 7 小計			29,262	29,262
基本目標 I 小計			370,895	879,865

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

重点目標１ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			令和４年度	令和３年度
（１）県の審議会等への女性登用を推進します				
111	審議会等への女性登用の促進	政策企画課	0	0
（２）女性県職員・教職員の育成・登用を推進します				
112	女性のためのキャリアサポート	人事課	251	214
113	女性職員の登用・職域拡大の推進	人事課	0	0
114	育児休業復帰支援研修	人事課	148	164
115	女性職員の登用（企業局）	企業局総務課	0	0
116	女性職員の登用（病院局）	病院局総務課	0	0
117	女性教員の管理職等への登用（教育庁・義務教育）	教育庁義務教育課	0	0
118	女性教員の管理職等への登用（教育庁・高等学校教育）	教育庁高等学校教育課	0	0
119	女性警察官の採用及び職域の拡大の推進	警察本部警務部警務課	0	0
（３）市町村の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します				
120	市町村男女平等推進主管課長会議	政策企画課	45	67
121	市町村における男女平等推進施策推進状況調査	政策企画課	0	0
（４）企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画を促進します				
122	選挙に関する各種啓発事業	市町村課	2, 657	2, 758
123	啓発資料の作成・配布	政策企画課	0	0
124	男女共同参画推進員の設置	政策企画課	0	0
125	ハッピー・パートナー企業の登録	政策企画課	4, 123	172
126	ワーク・ライフ・バランス推進事業	しごと定住促進課	393	712
重点目標１　小計			7, 617	4, 087

重点目標２ 女性の能力の開発・発揮

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			令和４年度	令和３年度
（１）あらゆる分野に参画できる女性人材を育成します				
127	啓発資料の作成・配布	政策企画課	0	0
128	男女共同参画週間（6/23～29）	政策企画課	0	0
129	男女平等・共同参画推進室だより「ふれ愛ほっとらいん」の発行	政策企画課	0	0
130	（公財）新潟県女性財団事業費補助	政策企画課	27,973	26,297
131	にいがた女性活躍推進事業	政策企画課	52,959	3,182
132	D V防止法の周知	子ども家庭課	409	457
133	ワーク・ライフ・バランス推進事業	しごと定住促進課	393	712
134	いきいき県民カレッジ充実費	教育庁生涯学習推進課	1,376	1,538
135	にいがた連携公開講座開催費	教育庁生涯学習推進課	124	350

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			令和４年度	令和３年度
（２）女性の起業など様々なチャレンジを支援します				
136	啓発資料の作成・配布	政策企画課	0	0
137	女性のチャレンジ支援	政策企画課	0	0
138	起業チャレンジ応援事業	創業・イノベーション 推進課	21,000	21,000
139	セミナー等開催事業	創業・イノベーション 推進課 産業政策課	※ 4,948	※ 4,948
140	ベンチャー企業創出事業	創業・イノベーション 推進課 産業政策課	※ 167,939	※ 175,783
141	女性リーダー研修等への参加	林政課	0	0
142	林業女性教室の開催	林政課	0	0
143	にいがた農業「新３Ｋ」人づくり事業	経営普及課	3,000	2,743
（３）女性の人材に関する情報を収集、整備し、提供します				
144	県の附属機関の委員の情報収集	行政改革課	0	0
145	女性人材リストの充実	政策企画課	0	0
（４）女性団体等への活動支援を充実します				
146	社会活動促進事業	県民生活課	5,107	5,566
147	（公財）新潟県女性財団事業費補助	政策企画課	27,973	26,297
重点目標２　小計			285,228	242,576

※各事業ごとに予算額を積算していないため、事業全体での予算額を記載

重点目標３ 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			令和４年度	令和３年度
（１）雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保など、職業生活において女性が能力を発揮できる環境の整備を促進します				
148	にいがた女性活躍推進事業	政策企画課	52,959	3,182
149	ワーク・ライフ・バランス推進事業	しごと定住促進課	393	712
150	多様な人材が活躍できる農業推進事業	経営普及課	15,000	20,000
（２）女性の職業能力の開発を支援するとともに、能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進します				
151	ハッピー・パートナー企業の登録	政策企画課	4,123	172
152	にいがた女性活躍推進事業	政策企画課	52,959	3,182
153	ワーク・ライフ・バランス推進事業	しごと定住促進課	393	712
154	技能向上訓練費（在職者訓練）	雇用能力開発課	28,168	29,731
155	訓練手当	雇用能力開発課	17,141	17,141
156	若年者の職業能力開発	雇用能力開発課	147,939	167,169
157	離職者等の再就職訓練	雇用能力開発課	879,159	902,110
重点目標３ 小計			1,144,882	1,140,217

重点目標 4 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			令和４年度	令和３年度
（１）農林水産業・商工業等自営業における女性の経営参画・社会参画を推進します				
158	女性のチャレンジ支援	政策企画課	0	0
159	新潟県漁村女性アドバイザーの認定	水産課	193	152
160	女性リーダー研修等への参加	林政課	0	0
161	林業女性教室の開催	林政課	0	0
162	にいがた農業「新３Ｋ」人づくり事業	経営普及課	3,000	2,743
（２）農林水産業における女性の経営参画に向けた資質向上や環境整備を推進するとともに、関係者への 情報提供に努めます				
163	農山漁村で働く女性の実態調査（林政）	林政課	0	0
164	にいがた農業「新３Ｋ」人づくり事業	経営普及課	3,000	2,743
（３）商工業等の家族経営に関わる女性の労働・生活環境の整備を促進するとともに、能力が十分発揮 できるよう情報提供に努めます				
165	（公財）新潟県女性財団事業費補助	政策企画課	27,973	26,297
166	商工会等若手後継者等育成事業	地域産業振興課	12,060	12,060
重点目標４　小計			43,226	41,252
基本目標Ⅱ　小計			3,397,740	4,358,950

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標 1 男性中心型労働慣行等を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			令和４年度	令和３年度
（１）仕事と生活の調和の実現に向けた社会的機運醸成のための意識啓発を推進します				
167	啓発資料の作成・配布	政策企画課	0	0
168	男女共同参画週間（6/23～29）	政策企画課	0	0
169	男女平等・共同参画推進室だより「ふれ愛ほっとらいん」の発行	政策企画課	0	0
170	ハッピー・パートナー企業の登録	政策企画課	4,123	172
171	にいがた女性活躍推進事業	政策企画課	52,959	3,182
172	ワーク・ライフ・バランス推進事業	しごと定住促進課	393	712
173	中小企業労務管理改善支援事業	しごと定住促進課	113	113
174	多様な働き方の推進による企業の魅力アップ支援事業（R2 働き方改革取組事業支援事業）	しごと定住促進課	4,093	4,093
175	就労満足度向上プロジェクト事業	しごと定住促進課	14,028	－
（２）仕事と子育てや介護との両立のための制度の普及・定着を促進します				
176	ハッピー・パートナー企業の登録	政策企画課	4,123	172
177	勤務医・女性医師サポート事業	医師・看護職員確保対策課	1,597	1,597
178	院内保育促進事業	医師・看護職員確保対策課	52,090	56,753
179	少子化対策に係る企業等との協働の仕組み構築事業	子ども家庭課	9,000	36,196
180	ワーク・ライフ・バランス推進事業	しごと定住促進課	393	712
181	中小企業労務管理改善支援事業	しごと定住促進課	113	113
182	多様な働き方の推進による企業の魅力アップ支援事業（R2 働き方改革取組事業支援事業）	しごと定住促進課	4,093	4,093
183	就労満足度向上プロジェクト事業	しごと定住促進課	14,028	－
184	男性の育児休業取得促進助成金	しごと定住促進課	13,200	13,200
（３）多様な形態の働き方を可能とする就業環境の整備を促進します				
185	ハッピー・パートナー企業の登録	政策企画課	4,123	172
186	ワーク・ライフ・バランス推進事業	しごと定住促進課	393	712
187	中小企業労務管理改善支援事業	しごと定住促進課	113	113
188	女性・高齢者等新規就業促進プロジェクト	しごと定住促進課	17,319	16,319
（４）職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた取組を推進します				
189	ワーク・ライフ・バランス推進事業	しごと定住促進課	393	712
190	個別労働関係紛争解決促進事業	しごと定住促進課	7,567	7,568
重点目標１ 小計			176,482	131,633

重点目標 2 男性にとっての男女共同参画

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			令和４年度	令和３年度
（１）男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進します				
191	男女平等社会の形成推進事業	政策企画課	464	191
192	人権啓発費	福祉保健総務課	24, 298	24, 310
193	ワーク・ライフ・バランス推進事業	しごと定住促進課	393	712
194	就労満足度向上プロジェクト事業	しごと定住促進課	14, 028	－
（２）男性の家事・育児・介護等への参画を促進します				
195	ハッピー・パートナー企業の登録	政策企画課	4, 123	172
196	ワーク・ライフ・バランス推進事業	しごと定住促進課	393	712
197	就労満足度向上プロジェクト事業	しごと定住促進課	14, 028	－
198	家庭教育支援ガイドブックの活用	教育庁生涯学習推進課	252	217
（３）男性が抱える困難への対応を充実します				
199	男女平等推進相談員配置事業	政策企画課	5, 655	5, 237
200	新潟県地域自殺対策緊急強化事業	障害福祉課	158, 774	151, 747
重点目標２　小計			207, 987	182, 586

重点目標 3 子育て環境の充実

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			令和４年度	令和３年度
（１）多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策の充実を促進します				
201	私立幼稚園教育改革推進特別経費補助金（預かり保育）	大学・私学振興課	150,393	175,156
202	新潟県特別保育事業	子ども家庭課	761,034	801,370
203	延長保育事業	子ども家庭課	132,763	122,820
204	保育環境改善等事業	子ども家庭課	8,858	6,441
205	ファミリーサポート・アドバイザー・サブリーダー研修事業	子ども家庭課	0	38
206	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	子ども家庭課	1,278,623	1,182,402
207	新潟県社会福祉審議会子ども・子育て支援部会	子ども家庭課	284	284
208	病児・病後児保育事業	子ども家庭課	201,043	199,867
209	放課後児童支援員認定資格研修	子ども家庭課	2,710	2,689
210	一時預かり事業	子ども家庭課	261,070	266,565
211	放課後・土曜日の良好な教育環境づくり総合対策費	教育庁生涯学習推進課	24,036	24,622
（２）地域における子育て支援を充実します				
212	私立幼稚園子育て支援推進事業	大学・私学振興課	22,900	24,600
213	小児救急医療体制整備事業	地域医療政策課	23,004	26,217
214	産婦人科医の確保	医師・看護職員確保対策課	38,374	40,691

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			令和４年度	令和３年度
	215 乳児・子どもの医療費助成	健康づくり支援課	1,227,850	1,339,042
	216 乳幼児虐待予防対策事業	健康づくり支援課	437	434
(再)	217 子ども・女性電話相談事業	子ども家庭課	0	7,209
	218 虐待対応協力員設置事業	子ども家庭課	7,313	14,729
	219 児童虐待防止ネットワーク事業	子ども家庭課	284	284
	220 児童虐待防止推進事業	子ども家庭課	324	324
(再)	221 延長保育事業	子ども家庭課	132,763	122,820
(再)	222 保育環境改善等事業	子ども家庭課	8,858	6,441
(再)	223 ファミリーサポート・アドバイザー・サプリーダー 研修事業	子ども家庭課	0	38
	224 利用者支援事業	子ども家庭課	14,257	20,348
	225 地域子育て支援拠点事業	子ども家庭課	559,438	522,775
	226 ファミリーサポート・センター事業	子ども家庭課	21,337	18,145
	227 子育て支援員研修	子ども家庭課	1,162	1,153
	228 交通安全施設等整備事業・緊急地方道路整備事業	道路管理課	821,923	1,003,844
	229 緊急地方道路整備事業	道路建設課	6,713,401	7,429,253
	230 緊急地方道路整備事業（街路）	都市整備課	1,816,962	2,004,575
	231 公営住宅整備・改善	建築住宅課	236,397	275,511
	232 安全で快適な住まいづくり	建築住宅課	89,141	100,301
	233 交通施設バリアフリー化推進事業	交通政策課	0	0
	234 家庭教育支援人材養成費、親の学び支援・啓発費	教育庁生涯学習推進課	224	650
	235 子どもを育てる地域の連携促進事業	教育庁生涯学習推進課	26,287	27,306
(３) 子どもの人権を擁護し、子どもにとって安全で安心な環境の整備を推進します				
	236 子どもがインターネットを適切に活用するための 普及啓発	子ども家庭課	150	160
(再)	237 性犯罪等の未然防止対策の推進	警察本部生活安全部生活安全企画課	792	687
(再)	238 防犯活動の展開	警察本部生活安全部生活安全企画課	0	0
(再)	239 児童買春事犯等福祉犯罪の取締りと被害者保護	警察本部生活安全部少年課	0	0
(再)	240 少年サポートセンター	警察本部生活安全部少年課	2,018	2,212
	241 携帯電話等インターネット接続機器からの有害情 報の閲覧防止対策の推進	警察本部生活安全部少年課	0	0
重点目標３ 小計			14,444,789	15,642,704

重点目標 4 高齢者・障害者の社会参画と介護体制の充実

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			令和４年度	令和３年度
（１）高齢者・障害者の社会参画を支援します				
242	高齢者チャレンジ１００	県民生活課	410	470
243	老人クラブ助成事業	高齢福祉保健課	57,261	58,658
244	明るい長寿社会づくり事業	高齢福祉保健課	49,075	49,075
245	視覚障害者等支援事業	障害福祉課	7,560	7,560
246	コミュニケーション確保事業費	障害福祉課	19,585	19,624
247	市町村地域生活支援事業	障害福祉課	358,959	358,316
248	重症心身障害児者研修会開催事業補助金	障害福祉課	180	180
249	障害者芸術文化祭開催事業	障害福祉課	8,024	8,032
250	障害者社会参加推進センター運営事業	障害福祉課	5,920	5,920
251	授産活動プロデュース事業	障害福祉課	23,060	16,060
252	スポーツ振興事業費	障害福祉課	7,721	8,663
253	全国障害者スポーツ大会選手支援事業	障害福祉課	17,444	20,437
254	知的障害児者相談活動事業補助金	障害福祉課	360	360
255	バリアフリーまちづくり事業	障害福祉課	683,514	683,514
256	やさしいまちづくり事業	障害福祉課	299	299
257	身体障害者団体活動助成事業	障害福祉課	679	815
258	シルバー人材センター発展・拡充支援事業	雇用能力開発課	5,037	5,037
259	障害者雇用理解促進事業	雇用能力開発課	285	882
260	障害者雇用マッチング支援事業	雇用能力開発課	17,747	17,747
261	障害者雇用促進プロジェクト費	雇用能力開発課	11,219	14,219
(再)	262 女性・高齢者等新規就業促進プロジェクト	雇用能力開発課	16,697	17,319
	263 障害者雇用促進能力開発事業	雇用能力開発課	102,143	100,672
(再)	264 多様な人材が活躍できる農業推進事業	経営普及課	15,000	20,000
(再)	265 交通安全施設等整備事業・緊急地方道路整備事業	道路管理課	821,923	1,003,844
(再)	266 緊急地方道路整備事業	道路建設課	6,713,401	7,429,253
(再)	267 緊急地方道路整備事業（街路）	都市整備課	1,816,962	2,004,575
(再)	268 公営住宅整備・改善	建築住宅課	236,397	275,511
(再)	269 安全で快適な住まいづくり	建築住宅課	89,141	100,301
(再)	270 交通施設バリアフリー化推進事業	交通政策課	0	0
（２）高齢者が安心して暮らせる介護体制の整備を促進します				
	271 介護サービス情報の公表	国保・福祉指導課	5,789	6,016
	272 介護保険事業費補助金	高齢福祉保健課	26,617	27,198
	273 介護保険制度の理解と利用促進	高齢福祉保健課	0	0
	274 高齢者介護サービス体制整備支援事業	高齢福祉保健課	1,956	2,060
	275 認知症高齢者介護支援事業	高齢福祉保健課	22,045	21,926
(再)	276 ワーク・ライフ・バランス推進事業	しごと定住促進課	393	712
重点目標４ 小計			11,142,803	12,285,255

重点目標 5 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）	
			令和４年度	令和３年度
（１）生活困窮者の自立の促進を支援します				
277	生活困窮者自立支援事業	福祉保健総務課	23,320	23,318
（２）ひとり親家庭への支援を充実します				
278	児童扶養手当の支給	子ども家庭課	188,685	198,594
279	ひとり親家庭生活向上事業	子ども家庭課	600	600
280	ひとり親家庭等医療費助成事業	子ども家庭課	289,670	303,574
281	母子家庭等自立支援事業	子ども家庭課	15,776	15,048
282	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子ども家庭課	0	71
283	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	子ども家庭課	485,762	345,205
284	母子・父子自立支援員による生活相談	子ども家庭課	0	0
285	ひとり親家庭の親の優先枠（「離職者等の再就職訓練」の一部）	雇用能力開発課	0	0
重点目標５　小計			1,003,813	886,410

重点目標 6 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画

事業 番号	関連事業・取組名	担当課	当初予算額（千円）		
			令和４年度	令和３年度	
（１）地域における男女共同参画を促進します					
(再)	286	特定地域の自立・安全を支援する事業	地域政策課	30,780	32,400
	287	社会活動促進事業	県民生活課	5,107	5,566
	288	安全・安心なまちづくり推進事業	県民生活課	2,564	2,707
(再)	289	男女平等・共同参画推進室だより「ふれ愛ほっとらいん」の発行	政策企画課	0	0
(再)	290	女性のチャレンジ支援	政策企画課	0	0
	291	交流人口拡大戦略検討費	観光企画課	5,227	5,054
	292	地域安全活動への女性の参画促進	警察本部生活安全部生活安全企画課	0	0
（２）防災・災害復興分野における男女共同参画を促進します					
	293	防災計画や防災マニュアル等の作成にあたっての男女のニーズの反映	防災企画課	1,752	2,223
	294	防災・災害復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画	防災企画課	785	770
（３）環境保全の取組への男女共同参画を促進します					
	295	県民参加の環境運動推進事業	環境政策課	5,609	5,629
	296	事業活動における温室効果ガス排出削減推進事業	環境政策課	416	1,739
	297	環境活動実践推進事業	環境政策課	425	448
	298	新潟県カーボン・オフセット制度普及促進事業	環境政策課	11,361	5,691
重点目標 6 小計				64,026	62,227
基本目標Ⅲ 小計				17,326,442	18,366,688
関連事業の合計予算額				18,946,516	20,540,221

Ⅲ 県内市町村の状況

1 市町村における男女平等推進施策所管課等の一覧

(令和4年4月1日現在)

市町村	所管部（局）課名	庁内連絡会議名称	懇談会・諮問機関名称
新潟市	市民生活部男女共同参画課	新潟市男女共同参画推進会議	新潟市男女共同参画審議会
長岡市	人権・男女共同参画課	長岡市男女共同参画政策推進会議	長岡市男女共同参画審議会
三条市	地域経営課	三条市男女共同参画推進会議	三条市男女共同参画審議会
柏崎市	人権啓発・男女共同参画室	柏崎市男女共同参画プラン庁内推進会議	柏崎市男女共同参画審議会
新発田市	人権啓発課	新発田市人権対策委員会	新発田市男女共同参画審議会
小千谷市	市民生活課	小千谷市男女共同参画推進委員会	おちや男女共同参画プラン推進懇談会
加茂市	総務課	なし	なし
十日町市	企画政策課	十日町市男女共同参画庁内推進会議	十日町市男女共同参画推進委員会
見附市	まちづくり課	見附市男女共同参画推進会議	見附市男女共同参画事業推進懇談会
村上市	市民課	村上市男女共同参画計画庁内推進委員会	なし
燕市	地域振興課	燕市男女共同参画推進会議	燕市男女共同参画推進審議会
糸魚川市	環境生活課	糸魚川市男女共同参画推進庁内委員会	糸魚川市男女共同参画推進委員会
妙高市	生涯学習課	なし	妙高市男女共同参画審議会
五泉市	企画政策課	五泉市男女共同参画推進会議	五泉市男女共同参画推進審議会
上越市	共生まちづくり課	上越市男女共同参画行政推進会議	上越市男女共同参画審議会
阿賀野市	総務部 企画財政課	阿賀野市男女共同参画プラン庁内推進委員会	阿賀野市男女共同参画プラン推進協議会
佐渡市	市民生活部 市民課	佐渡市男女共同参画庁内推進会議	佐渡市男女共同参画推進懇談会
魚沼市	総務政策部 企画政策課	魚沼市男女共同参画推進計画庁内推進委員会	魚沼市男女共同参画推進委員会
南魚沼市	企画政策課	南魚沼市男女共同参画庁内推進会議	南魚沼市男女共同参画推進委員会
胎内市	総務課	胎内市男女共同参画庁内推進委員会	胎内市男女共同参画推進委員会
計		18/20	18/20
聖籠町	総務課	聖籠町男女共同参画推進会議	聖籠町男女共同参画計画策定委員会
弥彦村	総務課	なし	なし
田上町	総務課	なし	なし
阿賀町	総務課	なし	なし
出雲崎町	教育課	なし	なし
湯沢町	企画政策課	なし	なし
津南町	教育委員会	なし	なし
刈羽村	産業政策課	なし	なし
関川村	地域政策課	なし	なし
粟島浦村	総務課	なし	なし
計		1/10	1/10
合 計		20/30	19/30

2 市町村男女共同参画計画の策定状況

(令和4年4月1日現在)

市町村	計 画 名 称	計 画 期 間
新潟市	第4次新潟市男女共同参画行動計画	令和3年4月～令和8年3月
長岡市	第3次ながおか男女共同参画基本計画	令和4年4月～令和14年3月
三条市	第2次三条市男女共同参画推進プラン	平成27年4月～令和5年3月
柏崎市	柏崎市男女共同参画基本計画	令和3年4月～令和8年3月
新発田市	第4次しばた男女共同参画推進プラン	平成31年4月～令和6年3月
小千谷市	第5次おちや男女共同参画プラン	令和4年4月～令和8年3月
加茂市		
十日町市	とおかまち男女平等みらいプラン (第3次十日町市男女共同参画基本計画)	平成30年4月～令和5年3月
見附市	第5次見附市男女共同参画計画	令和4年4月～令和9年3月
村上市	第2次村上市男女共同参画計画	平成30年4月～令和5年3月
燕市	第3次燕市男女共同参画推進プラン	平成29年4月～令和6年3月
糸魚川市	第3次いといがわ男女共同参画プラン	令和4年4月～令和9年3月
妙高市	男女が共にあゆむパートナープラン2020～2029 (第3次妙高市男女共同参画計画)	令和2年4月～令和12年3月
五泉市	ごせん男女共同参画推進計画	令和4年4月～令和9年3月
上越市	上越市第3次男女共同参画基本計画	平成30年4月～令和5年3月
阿賀野市	第4次阿賀野市男女共同参画プラン	令和3年4月～令和8年3月
佐渡市	第3次佐渡市男女共同参画計画	令和2年4月～令和7年3月
魚沼市	第4次魚沼市男女共同参画推進計画	令和3年4月～令和8年3月
南魚沼市	第4次南魚沼市男女共同参画基本計画	令和4年4月～令和9年3月
胎内市	第3次胎内市男女共同参画プラン 2 1	令和2年4月～令和7年3月
計	19/20	
聖籠町	第3次聖籠町男女共同参画計画	平成30年4月～令和5年3月
弥彦村	なし	
田上町	なし	
阿賀町	なし	
出雲崎町	なし	
湯沢町	なし	
津南町	なし	
刈羽村	なし	
関川村	なし	
粟島浦村	なし	
計	1/10	
合 計	20/30	

3 政策・方針決定過程における女性の参画状況

(1) 各種委員及び審議会等における女性の参画状況

(令和4年4月1日現在)

区 分		総 数	うち女性数	女性の割合
1	教育委員	130	58	44.6%
2	選挙管理委員	152	40	26.3%
3	人事委員・公平委員	21	4	19.0%
4	監査委員	68	6	8.8%
5	農業委員	540	55	10.2%
6	固定資産評価委員	93	18	19.4%
7	審議会等委員	11,325	3,155	27.9%

※広域で設置されている審議会等は含まない。

(2) 女性管理職の状況

(令和4年4月1日現在)

区 分		総 数	うち女性数	女性の割合
1	市 計	1,290	196	15.2%
2	町村 計	134	16	11.9%
市町村 合計		1,424	212	14.9%

(3) 市町村議会議員における女性の状況 (令和3年12月31日現在 : 30市町村)

区 分		総 数	うち女性数	女性の割合
1	市議会議員	452	58	12.8%
2	町村議会議員	112	19	17.0%
市町村 合計		564	77	13.7%

※市町村課資料より

4 男女共同参画・女性に関する条例の制定状況

(令和4年4月1日現在)

市町村名	条 例 の 名 称	議会の可決日	公 布 日	施 行 日
1 上越市	上越市男女共同参画基本条例	平成14年3月26日	平成14年3月29日	平成14年4月1日
2 妙高市	妙高市男女共同参画社会推進条例	平成16年12月15日	平成16年12月16日	平成16年12月16日
3 新潟市	新潟市男女共同参画推進条例	平成17年3月17日	平成17年3月18日	平成17年4月1日
4 三条市	三条市男女共同参画推進条例	平成17年12月26日	平成17年12月26日	平成18年4月1日
5 柏崎市	柏崎市男女共同参画推進条例	平成18年12月22日	平成18年12月22日	平成19年4月1日
6 長岡市	長岡市男女共同参画社会基本条例	平成22年12月20日	平成22年12月22日	平成23年4月1日
7 五泉市	五泉市男女共同参画推進条例	平成23年3月25日	平成23年3月29日	平成23年4月1日
8 燕市	燕市男女共同参画推進条例	平成26年12月22日	平成26年12月25日	平成27年4月1日
9 新発田市	新発田市男女共同参画推進条例	平成27年3月12日	平成27年3月12日	平成27年4月1日

5 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置状況

(令和4年4月1日現在)

市町村名	施 設 の 名 称	設置年月日
1 新潟市	新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」	平成3年8月1日
2 長岡市	長岡市男女平等推進センター「ウィルながおか」	平成13年10月1日
3 三条市	三条市男女共同参画センター	平成12年7月1日
4 上越市	上越市男女共同参画推進センター「ウィズじょうえつ」	平成13年1月4日
5 新発田市	新発田市男女共同参画交流ルーム	平成29年4月1日

参 考 資 料

参 考 資 料

- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 男女共同参画社会基本法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例
- 新潟県における推進体制
 - 男女平等推進施策調整会議
 - 男女平等社会推進審議会
 - 男女平等推進相談室
- 男女共同参画に関する行政関係年表

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

第 34 回国連総会（昭和 54 年 12 月）採択
昭和 60 年 6 月日本批准

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、
世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、
人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、
国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、
更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、
しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、
女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、
窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、
衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、
アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、
国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確信し、
国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、
家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、
社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、
女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、
次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第 2 条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を

- 撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第 3 条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第 4 条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第 5 条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。
(a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の觀念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び

慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第 4 部

第 15 条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなるかを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第 5 部

第 17 条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後には 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1 人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち 9 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 9 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の 5 人の追加的な委員の選挙は、35 番目の批准又は加入の後、2 から 4 までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち 2 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 2 人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第 18 条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力

を生ずる。

- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
平成 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条－第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条－第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することという。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体

における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画

社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じな

ければならない。

(調査研究)

- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

- 第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

- 第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法 (平成 9 年法律第 7 号) は、廃止する。

附則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 88 号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者 (任期の定めのない者を除く。) の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律 (第 2 条及び第 3 条を除く。) は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

目次

第 1 章	総則（第 1 条－第 4 条）
第 2 章	基本方針等（第 5 条・第 6 条）
第 3 章	事業主行動計画等
第 1 節	事業主行動計画策定指針（第 7 条）
第 2 節	一般事業主行動計画（第 8 条－第 18 条）
第 3 節	特定事業主行動計画（第 19 条）
第 4 節	女性の職業選択に資する情報の公表（第 20 条・21 条）
第 4 章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 22 条－第 29 条）
第 5 章	雑則（第 30 条－第 33 条）
第 6 章	罰則（第 34 条－第 39 条）
附則	

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第 6 条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は

市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

- (一般事業主行動計画の策定等)
- 第8条 国及び地方公共団体以外(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

- 第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。
- (特例認定一般事業主の表示等)

第 14 条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第 10 条第 2 項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第 15 条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 12 条の認定を取り消すことができる。

- 一 第 11 条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第 12 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第 13 条第 2 項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第 12 条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第 141 号）第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条第 1 項、第 42 条の 2、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 3 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の

募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 3 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第 18 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも 1 回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 20 条 第 8 条第 1 項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が 300 人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第 8 条第 1 項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第 8 条第 7 項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第 1 項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第 21 条** 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第 22 条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第 23 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第 24 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役員又

は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第 25 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 27 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第 22 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例

認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
一 第22条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
一 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。))及び第6章(第30条を除く。))の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。
2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。))は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。))は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
二・三 略
四 第2条中雇用保険法第10条の4第二項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 35 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年 6 月 5 日法律第 24 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第 3 条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 4 条の改正規定並びに次条及び附則第 6 条の規定 公布の日
- 二 第 2 条の規定 公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第 5 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第 6 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 7 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和 4 年 3 月 31 日法律第 12 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第 2 条中職業安定法第 32 条及び第 32 条の 11 第 1 項の改正規定並びに附則第 28 条の規定 公布の日
- 二 略
- 三 第 1 条中雇用保険法第 10 条の 4 第 2 項及び第 58 条第 1 項の改正規定、第 2 条の規定（第 1 号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第 48 条」を「第 47 条の 3」に改める部分に限る。）、同法第 5 条の 2 第 1 項の改正規定及び同法第 4 章中第 48 条の前に 1 条を加える改正規定を除く。）並びに第 3 条の規定（職業能力開発促進法第 10 条の 3 第 1 号の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定、同法第 15 条の 2 第 1 項の改正規定及び同法第 18 条に 1 項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第 5 条、第 6 条及び第 10 条の規定、附則第 11 条中国家公務員退職手当法第 10 条第 10 項の改正規定、附則第 14 条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 4 条第 2 項及び第 18 条の改正規定並びに同法第 33 条の改正規定（「、第 11 条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第 5 条の 5 第 1 項」とあるのは「船員職業安定法第 15 条第 1 項」と」を削る部分を除く。）並びに附則第 15 条から第 22 条まで、第 24 条、第 25 条及び第 27 条の規定 令和 4 年 10 月 1 日

(政令への委任)

第 28 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成 30 年 5 月 23 日法律第 28 号)

改正 令和 3 年 6 月 16 日法律第 67 号

(目的)

第 1 条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第 4 条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、

当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第 5 条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第 6 条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、觀念その他の一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第 11 条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第 7 条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第 8 条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第 9 条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第 10 条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第 11 条 国及び地方公共団体は、第 7 条から前条までに定めるもののほか、第 6 条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共

同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （令和 3 年 6 月 16 日法律第 67 号）

この法律は、公布の日から施行する。

新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例

平成 14 年 3 月 28 日公布
新潟県条例第 13 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 基本的施策（第 9 条—第 23 条）

第 3 章 新潟県男女平等社会推進審議会（第 24 条—第 32 条）

第 4 章 雑則（第 33 条）

附則

男女は、すべて人として平等な存在であり、性別による差別的な取扱いを受けることなく、その人権を尊重されなければならない。そして、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、また、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な連携の下、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきた。しかしながら、今もなお社会の様々な分野で、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく制度や慣行が根強く残っている。

本県においては、女性の就業率が高く、県内産業の重要な担い手となっているにもかかわらず、意思決定の場への女性の参画の割合が低い実態が見られる。

このような状況に加え、少子高齢化が急速に進展するなど社会経済情勢が激しく変化する時代を迎え、男女が、互いの人権を尊重し、協力し合い、性別にかかわらず、その個性と能力を最大限に発揮できる男女平等社会の形成が緊要な課題となっている。

ここに私たちは、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを決意して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女平等社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女平等社会の形成 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女平等社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接であると間接であることを問わず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女平等社会の形成は、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすることを旨として、行われなければならない。

3 男女平等社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女平等社会の形成は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女平等社会の形成は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、

行われなければならない。

6 男女平等社会の形成の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女平等社会の形成は、当該取組を勘案して行われなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等社会の形成の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するに当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

（県民の責務）

第 5 条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第 6 条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（差別的取扱いの禁止等）

第 7 条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

3 何人も、配偶者等及び配偶者等であった者に対し、暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

（公衆に表示する情報の留意）

第 8 条 何人も、公衆に表示する情報において、前

条に規定する行為を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

- 第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 3 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第10条 県は、男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等社会の形成に配慮しなければならない。

(広報、啓発活動等)

- 第11条 県は、広報、啓発活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(教育の推進)

- 第12条 県は、学校教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識を育む教育を推進するものとする。

(産業の分野における環境の整備)

- 第13条 県は、あらゆる産業の分野において、男女が性別にかかわらず能力を発揮でき、かつ、適正に評価されるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

- 第14条 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

- 第15条 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するよう努めるものとする。

(年次報告)

- 第16条 知事は、毎年、男女平等社会の形成の推進に関する施策の推進状況等についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査及び研究)

- 第17条 県は、男女平等社会の形成の推進に関して必要な調査及び研究を行うものとする。

(市町村との協力)

- 第18条 県は、市町村が行う男女平等社会の形成の推進に関する施策の策定及び実施に協力するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

- 第19条 県は、男女平等社会の形成の推進に関し、県民及び事業者が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徴収等)

- 第20条 知事は、事業者に対し、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について報告を求める

ことができる。

- 2 知事は、前項の報告を取りまとめ、公表することができる。

(附属機関における委員の構成)

- 第21条 県は、附属機関の委員の選任に当たっては、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(相談の申出)

- 第22条 県民及び事業者は、性別による差別的な取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する行為についての相談を知事に申し出ることができる。
- 2 知事は、前項の規定による相談の申出について、必要に応じて関係行政機関等と連携して適切な処理に努めるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による相談の申出に応ずるため、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による相談の申出のうち特に必要があると認めるものについては、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。

(施策に関する苦情の申出)

- 第23条 県民及び事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策又は男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を県に申し出ることができる。
- 2 県は、前項の規定による苦情の申出を処理するに当たって必要があると認めるときは、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。

第3章 新潟県男女平等社会推進審議会

(設置等)

- 第24条 この条例によりその権限に属させられた事項その他男女平等社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議させるため、新潟県男女平等社会推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

- 第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に定めるところにより、知事が任命する。
- (1) 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないこと。
- (2) 一部の委員は、公募に応じた者とする。

(任期)

- 第26条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第27条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

- 第28条 審議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 29 条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(公開)

第 30 条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会は、個人に関する情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営に著しい支障が生ずると認める場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第 31 条 審議会の庶務は、知事政策局において行う。

(委任)

第 32 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 4 章 雑則

(委任)

第 33 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 9 条、第 22 条、第 23 条及び第 3 章の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

(検討)

- 2 県は、この条例の施行後 5 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和 3 年条例第 41 号）抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 10 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県における推進体制

● 男女平等推進施策調整会議

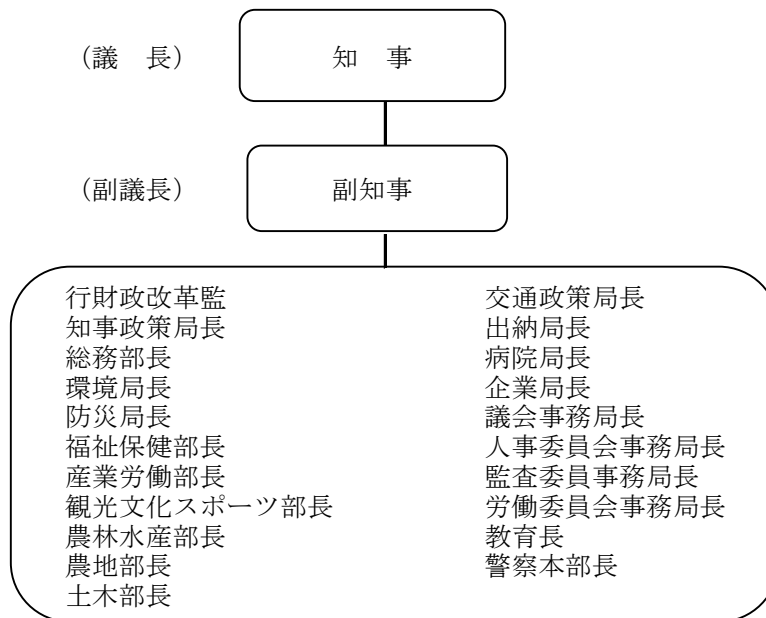
設置目的

男女平等社会の形成に関する県の施策を総合的に推進するため、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」第15条に基づき設置

所掌事務

- 1 男女平等社会の形成に関する基本的な方針の検討及び施策の総合的な推進に関すること
- 2 男女平等社会の形成に関する施策の推進に関し関係部局間の調整に関すること
- 3 その他男女平等社会の形成に関する施策の推進に関し、必要と認められること

構成



幹事会

知事政策局政策企画課企画主幹	土木部監理課企画主幹
知事政策局政策企画課男女平等・共同参画推進室長	交通政策局交通政策課企画主幹
総務部財政課企画主幹	出納局管理課長補佐
総務部人事課長補佐	病院局総務課長補佐
環境局環境政策課企画主幹	企業局総務課長補佐
防災局防災企画課長補佐	議会事務局総務課長補佐
福祉保健部福祉保健総務課企画主幹	人事委員会事務局総務課長補佐
産業労働部産業政策課企画主幹	監査委員事務局監査主幹
観光文化スポーツ部観光企画課企画主幹	労働委員会事務局総務課長補佐
農林水産部農業総務課企画主幹	教育庁総務課企画主幹
農地部農地管理課企画主幹	警察本部警務部警務課企画室長

調整会議に付議する事項の調整及び調整会議で決定した事項の履行についての確認等を行う。

● 男女平等社会推進審議会

「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づき、平成 14 年 8 月 1 日に設置された。

権 限

- 1 知事の諮問を受けて意見を述べる事項
 - (1) 男女平等社会の形成に関する重要事項の調査審議
 - (2) 基本計画（男女共同参画計画）の策定、変更に当たって意見を述べること
 - (3) 相談の申出について、特に必要があるものについて意見を述べること
 - (4) 施策に関する苦情の申出について、必要があるものについて意見を述べること
- 2 審議会が自ら意見を述べる事項
 - (5) その他男女平等社会の形成の推進に関し知事に意見を述べること

組 織

委員数：20 人以内

令和 4 年 8 月 1 日現在 19 人（女性 11 人、男性 8 人）

- * 男女いずれか一方の委員数が委員総数の 4 割未満とならないようにする。
- * 一部の委員は、公募に応じた者とする。

● 男女平等推進相談室

性別による差別的な取扱いや、男女平等社会の形成を阻害する行為について専門の相談員が相談に応じる。

「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づき、平成 14 年 8 月 1 日に開設された。

体 制

- 1 場所：新潟ユニゾンプラザ
- 2 相談日及び相談時間
 - ・ 月曜日～金曜日 11：00 ～ 18：00
(受付時間 11：00～12：30、13：40～17：30)
 - ・ 土曜日 10：00 ～ 17：00
(受付時間 10：00～12：30、13：40～16：30)
 - ※ 日曜日、祝日及び年末年始は休み
 - ※ SNS チャット相談は月、水、土曜日のみ受付
- 3 相談員：3 名
- 4 相談方法
電話、面接、SNS チャット

男女共同参画に関する行政関係年表(国際婦人年以降)

年 号	世界の動き	日本の動き	新潟県の動き
昭和50年 (1975)	国際婦人年 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催 総理府に婦人問題担当室設置	
昭和51年 (1976)	国連婦人の十年 (1976～1985)		
昭和52年 (1977)		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館	青少年福祉課(民生部)母子婦人係 が婦人問題担当
昭和54年 (1979)	国連総会「女子差別撤廃条約」採択		
昭和55年 (1980)	「国連婦人の十年」中間年世界会議 (コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名	
昭和60年 (1985)	「国連婦人の十年」世界会議 (ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	婦人青少年課(民生部)に改称 「新潟県婦人対策の方向」策定 (S60～S70年度)
昭和62年 (1987)		「西暦2000年に向けて新国内行動計画」策定	
平成元年 (1988)		新学習指導要領告示(家庭科教育 における男女同一の教育課程)	
平成2年 (1990)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位 向上のためのナイロビ将来戦略に 関する第1回見直しと評価に伴う 勧告及び結論」採択		婦人青少年課に婦人係設置
平成3年 (1991)		「育児休業法」公布 「西暦2000年に向けての新国内行 動計画(第1次改定)」策定	女性児童課(民生部)に改称し、課 内に女性政策推進室設置 女性問題協議会を設置
平成4年 (1992)		初の婦人問題担当大臣任命	「にいがたオアシス女性プラン」策 定(3月)
平成5年 (1993)	国連総会「女性に対する暴力の撤 廃に関する宣言」採択	「パートタイム労働法」公布、施行 中学校での家庭科の男女必修化	(財)新潟県女性財団設立(4月)
平成6年 (1994)		総理府に男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置 高等学校での家庭科の男女必修化	
平成7年 (1995)	第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化)	

年 号	世界の動き	日本の動き	新潟県の動き
平成 8 年 (1996)		男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	「ニューにいがた女性プラン」策定(3月) 改組して女性政策課(環境生活部)設置 新潟ユニゾンプラザ開館(8月)
平成 9 年 (1997)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	
平成11年 (1999)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行	
平成12年 (2000)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) 「政治宣言」、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)採択	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布、施行 「児童虐待の防止等に関する法律」公布、施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」公布、施行 「男女共同参画基本計画」策定(12月)	
平成13年 (2001)		男女共同参画会議設置 内閣府に男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「育児・介護休業法」改正 第1回男女共同参画週間 閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	「新潟・新しい波 男女平等推進プラン(H13～17年度)」策定(3月) 女性政策推進調整会議(議長:知事)設置(7月) ※H14.4、「男女平等推進施策調整会議」に改組
平成14年 (2002)			「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」制定(3月)、施行 男女平等社会推進課(県民生活・環境部)に改称 男女平等推進施策調整会議(議長:知事)設置(4月) 新潟県男女平等社会推進審議会設置(8月) 男女平等推進相談室開設(8月)
平成15年 (2003)		男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 「少子化社会対策基本法」公布、施行	

年 号	世界の動き	日本の動き	新潟県の動き
平成16年 (2004)		男女共同参画推進本部決定「女性 国家公務員の採用・登用の拡大等 について」 「配偶者暴力防止法」改正	
平成17年 (2005)	第49回国連婦人の地位委員会/ 『北京+10』閣僚級会合(ニュー ヨーク)	「育児・介護休業法」改正 男女共同参画基本計画(第2次) 策定(12月) 「女性の再チャレンジ支援プラ ン」策定	
平成18年 (2006)		男女共同参画推進本部決定「国の 審議会等における女性委員の登用 の促進について」 「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラ ン」改定	「新潟県男女共同参画計画(男女平 等推進プラン)(H18～24年度)」策 定(3月) 「ハッピー・パートナー企業(新 潟県男女共同参画推進企業)」登 録制度開始(7月) 県の各所属に「男女共同参画推進 員」設置(10月)
平成19年 (2007)		「配偶者暴力防止法」改正 「パートタイム労働法」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ラ イフ・バランス)憲章」及び「仕事 と生活の調和推進のための行動指 針」策定	「新潟県ワーク・ライフ・バラ ンス推進共同宣言」実施(10月)
平成20年 (2008)		男女共同参画推進本部決定「女性 の参加加速プログラム」 「次世代育成支援対策推進法」改 正	
平成21年 (2009)		「育児・介護休業法」改正	
平成22年 (2010)	第54回国連婦人の地位委員会/ 『北京+15』記念会合(ニュー ヨーク)	男女共同参画基本計画(第3次) 策定(12月)	
平成23年 (2011)	UN Women(ジェンダー平等と女性 のエンパワーメントのための国連 機関)正式発足		
平成24年 (2012)		「『女性の活躍促進による経済活 性化』行動計画～働く『なでし こ』大作戦～」策定	
平成25年 (2013)		「日本再興戦略」閣議決定(成長 戦略の中核に「女性の活躍推進」) 「配偶者暴力防止法」改正	(財)新潟県女性財団が公益財団法人 新潟県女性財団へ移行(4月) 「第2次新潟県男女共同参画計画 (男女平等推進プラン)(H25～28年 度)」策定(7月)
平成26年 (2014)		内閣に「すべての女性が輝く社会 づくり本部」設置	

年 号	世界の動き	日本の動き	新潟県の動き
平成27年 (2015)	第59回国連婦人の地位委員会/ 『北京+20』(ニューヨーク)	「女性活躍推進法」公布、施行 男女共同参画基本計画(第4次) 策定(12月)	
平成28年 (2016)		「育児・介護休業法」改正 「男女雇用機会均等法」改正 「女性活躍推進法」完全施行	「にいがたイクボス促進共同宣言」 実施(7月) 性犯罪・性暴力被害者のためのワ ンストップ支援センター(性暴力 被害者支援センターにいがた)設 置(12月)
平成29年 (2017)			「第3次新潟県男女共同参画計画 (男女平等推進プラン)(H29～R3年 度)」策定(3月)
平成30年 (2018)		「政治分野における男女共同参画 の推進に関する法律」公布、施行 (5月)	
令和元年 (2019)		「女性活躍推進法」改正(5月)	
令和2年 (2020)		男女共同参画基本計画(第5次) 策定(12月)	
令和3年 (2021)		「政治分野における男女共同参画 の推進に関する法律」改正(6 月)	「新潟県公民協働プロジェクト検 討プラットフォーム共同宣言」実 施(10月) 「女性活躍推進に向けた北海道・ 東北地方・新潟県知事共同宣言」 実施(11月)
令和4年 (2022)			「第4次新潟県男女共同参画計画 (男女平等推進プラン)(R4～8年 度)」策定(3月) 政策企画課男女平等・共同参画推 進室へ業務移管(4月)

第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）
推進状況＜令和4年度版＞

令和5年3月発行

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県知事政策局政策企画課
男女平等・共同参画推進室

Tel 025-285-5511（内線 2368）

E-mail ngt000160@pref.niigata.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/danjobyodo/>